地域研究第5報

陣屋町の研究

一 備中足守の場合―

岡山大学教育学部社会科研究室



足守川の谷底平野(第1章)
 侵鈍のスラーシはある程度すすんでいる (石田)



2. 野呂の集落(第1章) 高原の上にはかなり広い平坦面が残っている (石田)



足守荘園の古絵図(第2章・第1節)
 条里の造構がみられる (西尾)



4. 足守藩家老の門長屋(第2章・第3節)



5. 木下利玄歌碑(第2章・第5節)



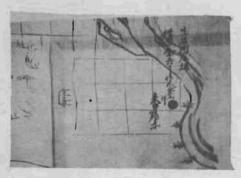
6. 寂蔽記念碑(第2章。第5節)



7. 洪庵,緒方先生碑 (·第2章·第5節)



8. 洪庵生家記念碑 (第2章·第5節)



9. 足守庄園の 古絵図(第3章・第1節) 堤田-条六丁作人丞宗坪 未申 示 とあり 条丁の呼称のあったことが 知られる (石田)



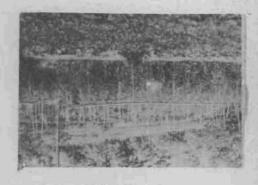
10. 吉備高原上の小谷間とその土地利用 (第3章・第2節) 高原上の旧輪廻の谷(真野)





高原の家と畑と水田(仝上)
 家の生活空間が見事にあらわれている (真野)





12 トマト栽培(全上) 自給作物は次第に減少し果菜の栽培がさかんになりつ」ある (真野)



13. 畝に立地した家(全上) 見晴のよい所にある (真野)



14. 牛の運動場(第3章・第2節) 用畜化のするむにつれこのような 運動場や小牧場が作られ、共同体 的性格がうすれてゆく(真野)



15. 中村の蓮田(第3章・第3節) 蓮田は足守川の旧村道であり、村 境でもある (石田)



16. 大井の町(第3章・第4節) バスは大井の町に生気を与え るであろうか (石田)



17. 足守の町(第3章・第4節) 取残されてゆく町はさびしい (石田)



18. 十二本木の権現宮(第3章第4節) 最近まで牛市のひらかれてい た昔なつかしい十二木(石田)



19. はるかのぞむ温室(第5章・第3節) 20. メロン栽培(仝上)

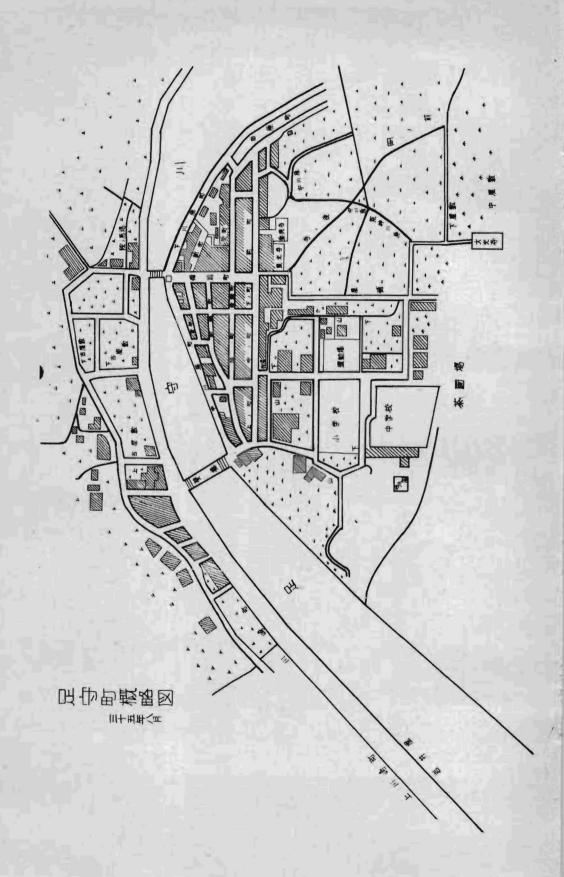


20. メロン栽培(全上) (鳥越)

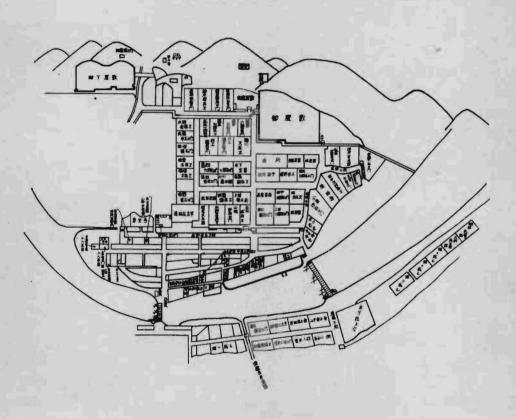


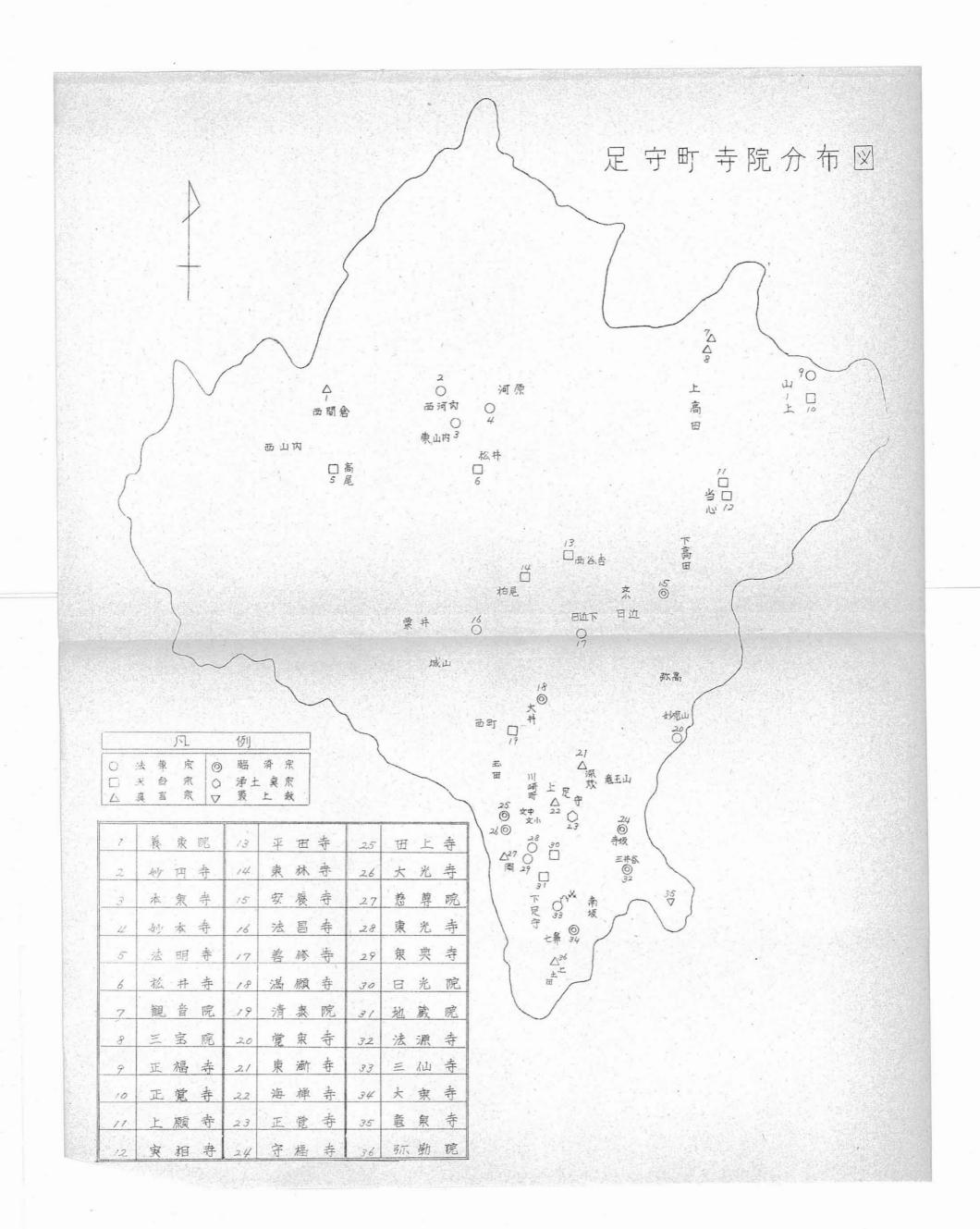
21. 枝もたわゝなマスカット(全上) (鳥越)

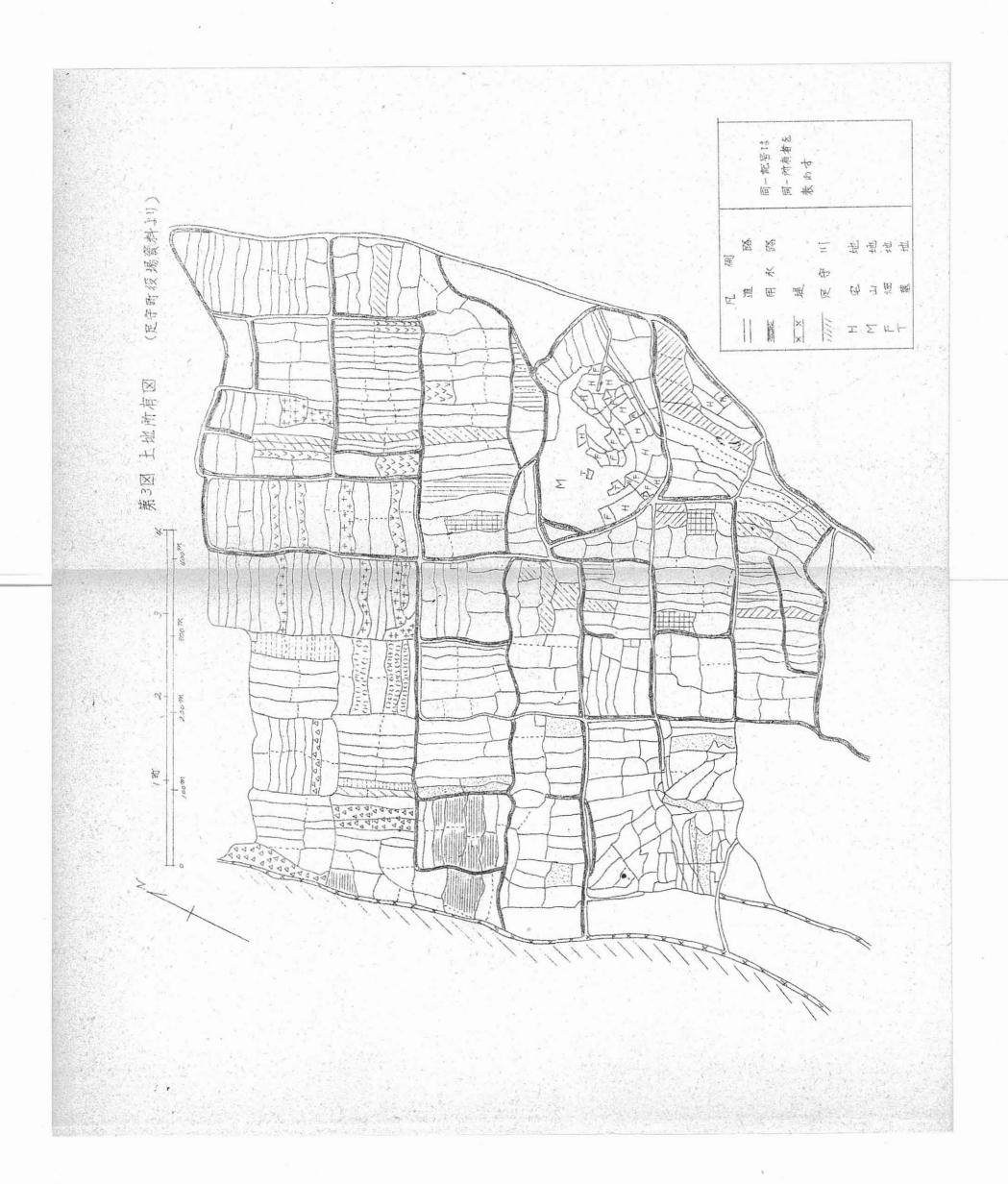




第1四 柳 牌 度 验 四







写 真 地 図

第1章 地形的環境 (虫明幸保)		1
第2章 歴史的展開		9
第1節 古代・中世の足守 (西尾満雄)		9
第2節 織豊時代の東西攻防線 (松尾圭子)		1 2
第3節 足守陣屋町の成立と展開 (石賀康史)		1 8
第4節 足守藩政 (柴田一,藤井正信)		2 2
第5節 木下利玄と緒方洪庵 (岡田正子,前田哲)		5 4
第6節 備前法華とその展開 (赤柏宏)		6 7
第3章 集 落	_===	7 7
第1節 足守川流域の地形と集落の概况 (石田 寛)		7 7
第2節 谷と高原の集落 (真野義一)		7 9
第3節 条里集落 (横山彰人)	8	8 5
第4節 市場集落 (石田 寬,安藤弘志,加川元子)	9	9 8
第4章 交通と商業	1-1	1 0
第1章 交通手段の発達と通勤者の折出 (井野川徳代)	1	1 0
第2節 物慣行ならびに商圏推進 (田中智子,市森昌子)	1 2	2 1
第5専 農業の生産構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 /	4 4
第1節 寄生地主の成立と展開 (高田正規,太田健一)	1 4	4 4
第2節 停滯的米麦作 (坪井 収)	1 7	7 8
第3節 農業の新しい芽 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0	0 0
(1) 果樹栽培 (鳥越靖雄)	2 0	0 0
(2) 農業機械化 (岡田悦子)	2 1	1 3
(3) 伸びゆく酪農 (畠山秦子)	2 2	2 0

第6章	i	マと出稿	ŧ			 2	3	1
第1	節	民家と	家			 2	3	1
	(1)	民	家	(鶴藤鹿忠)		 2	3	1
	(2)	家	族	(浅野敬治)		 2	3	9
	(3)	通婚	M	(難波征進)		 2	5	1
第2	節	人口流	ен			 2	5	7
	(1)	アメリ	カ移民	(西本達二) ·		 2	5	7
	(2)	最近化	おける人口流	出 (河合明美)	 2	7	1
第7章	ī	アスコミ	と教育・・			 2	8	0
第1	節	マスメ	ディアの流入	と受容 (中川	範)	 2	8	0
第2	節	地域人	の描く次代像	(永谷治江)		 2	9	9
第8	節	事例分	か析を通してみ	た公教育の問題に	点 (小畑俊介)	 3	1	2
第8章	t H	也域権力	」の構造 ・・			 3	1	7
第1	節	権力の	発生基盤 (妹尾幹夫) …		 3	1	7
第2	2節	権力の)地方政治への	反映 (秋葉 料	寻)	 3	3	4

はしがき

「陣屋町の研究」をわれわれの地域研究シリーズの第五 として,喜びと危惧が交錯する。 研究対象地域の選定に際して今迄は不和不儀の間に地形学的境域的に選んだ様になっている。 と の度はことに問題的探求し備中足守町を選んだ。

足守川が吉備高原から岡山平野に出よりとするところに足守の町並がある。その地形学的位置といい,最近まで行われてきた三,八,五,十の市立といい,まさに典型的な谷口集落(溪口集落)である。交通的,商業的にめぐまれた谷口集落は,その優れた地理的位置の故は,近世においては木下侯2万石の陣屋町として重きをなした。城下町の研究はかなり進んでいるが,陣屋町の研究例はあまり多くない。一口に陣屋町といってもいろいろな形態があろう。足守は小大名の陣屋町である。昨年調査した備中町黒鳥の近世における姿,明治以後の変貌に較べて足守の場合はどうであろうか。また備前には13の在町があり,そこには池田侯家老在所の陣屋町もあった。虫明,周匝,佐伯,建部,天城などは,家老在所の陣屋町であった。われわれがことでとりあげようとするのは2万石の小大名の陣屋町は備前のそれらとも違ったニュアンスをもっていたであるう。足守藩武士団の構成,足守陣屋町の形態と構造はどのようなものであったか。これらは藩政史研究の上に貴重なデーターとなるであろう。

政治の中心はおのずから商業の中心地となり、谷口集落はその機能を発揮したようである。とのような足守によく似た陣屋町・谷口集落は備中井原であるう。井原と比較すれば足守の特色は一層浮彫にされるであるう。

「足守」というとき、その前に備中なるに守をつけて「備中足守」と呼ぶのが語品がよく聞き 馴れて耳ざわりがよい。足守は小藩ながらその名が全国に聞えていたのである。それはなぜだろ うか。これもわれわれの追求したかったところである。

格式を重んずる封建都市の1町人が、高利貸をしながら、一大寄生地主に成長し、鉄道を数設し、地域経怪を中耳るにいたった。 禄を離れた士族、新興商人、寄生地主、窮乏する農民、アメリカへの大量移民、小作争議、これらは明治大正期から昭和期かけてみられた社会経済現象であり、日本の何処においてもみられたごくありふれたことにすぎないが、それがもっとも華かに、シャープに、典型的に見られたのがこの足守川流域である。

とのような出来事は、階級・階層とどのようにむすびつき、生活の基礎単位たる家族構成にど のように影響を与えているか。

バス交通の発達は,1年1年と足守を岡山へ近づけている。静かに進行している技術革命は, 吉備高原上の山村にも強い影響を与えつつある。これに対する男老、若,男,女の反応はどうで あるか。

はげしくゆりうごく社会に生き抜くため、次の世代をいかに教育しようとしているか。未熟で

はあるが若い学生がじかに調査見聞し分析したものである。 真執な学生の研究物との程度のもの しか出しえないのは、調査期日の短日時であったととのみではない。 指導の話に当った我々のい たらなさである。 お詫する外はない。

本調査の契機をつくって下さったのは足守町職長中田末一氏であり,黒瀬町長,難波教育長を始め町当局,職会から物心両面にわたる御援助を得た,これなくして本研究はなしえなかったであるう。町内諸学校を始め各種団体の御協力,資料蒐集に際して御協示を贈わった多くの方々に対し、一同有難く御礼を申上げる次第である。

町をあげての御協力に応えるにはあまりにも貧弱であるが,これを契機として学生が研究方法を身につけ将来の充実した研究へと発展し,あるいはこれを通じて町の人が足守川町に対して認識を新たにして下さる点が一つでもあれば望外の喜である。 (石田)

調查期日

8月22日~26日

参 加 者

教 官 谷口澄夫 古屋野正伍 石田 寬

学生

33年入学 秋葉 将 市森昌子 井野川徳代 岡田正子 加川元子 河合明美 坪井 収 永谷治江 晶山泰子 浅野敬治 石賀康史 妹尾幹夫 鳥越靖雄 中川範 難波征進 西尾满雄 藤井正信 页野義一 虫明幸保 横山彰人 32年入学 安東弘志 赤柏 宏 小畑俊介 卒 業 生 有元正雄 宇野 ,太田 ,河合長一郎 柴田 一 高田正規 鶴藤鹿忠

西本達二

橋本 寛

中田智子松尾圭子

第I章 自然的環境

第1節 地 形

虫 明 幸 保

1. 概 御

足守町は備前平野の北端に位置し、ここで平野はカスプ型にはいりこんでいる。東は一宮町及び御津町、西は総社市、北は賀陽町及び加茂川町に隣接し、東西 $11.38\,\mathrm{Km}$ 、南北 $13.25\,\mathrm{Km}$ 、面積 $69.34\,\mathrm{Km}^2$ を占める。

町をY字状に足守川が流れ,町の中央部を大きく三分して南流している。水田や集落はこの川 に沿い南部に次第に開けているが、南部の平野を除き、ほとんど山地によって占められている。 (第1表,第2表)

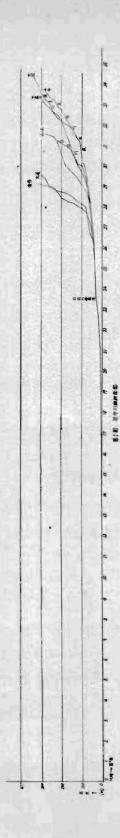
区分	目	田	畑	山林	原野	牧場	宅地	塩田	その他	小計	水面	計	備考
面積	反	9,143	2,936	40.853	0.271		1.039		14.669	68,911	1.007	69,918	国定資産
	Km²	9.07	2.91	40.51	0.27		1.03		14.55	68, 34	1.00	6934	税概要調 查参照
構成上	比%	13.1	4.2	58.4	0.4		1.5		21.0	98.6	1.4	100 0	

第1表 地目別面積 (足守町建設計画書基礎編)

区分標高	50 m 未満	50 加以上 200 加未満	200 加以上 500 加末調	500加以上	計	備考
面積Km²	6, 1 5	2 9.4 9	3 3.7 0		6 9.3 4	足守町 1
構成比%	8. 9	4 2, 5	4 8.6		1 0 0, 0	25000 による

第2表 標高別面積 (足守町建設計画書 基礎編)

そとで本町を便宜上次のように区分して高原(野呂)・ 間・平野に分けてその地形的特色を記していく。即ち高原としては大体黒谷池附近の遷移点以高の所、谷間としてはそこから大井附近の遷移点までの所とし、平野は足守の町以南とする。(オ1図)



2. 野呂の地形

吉備高原上部の平担面を一般に野呂という。このような場所としては岩田・日近・福谷及び大井西部に広く見られ、これは中国地方に広く連なる吉備高原の南縁と考えられる。

この辺りは壮年晩期の山地でかなり開析が進んでいる。しかしよく見ると西の福谷,大井と東の岩田,日近では開析の程度に幾分差異が認められる。即ちこれは西部が古生代の地層から成っていて、硬く侵蝕が進まないのであって、主として花崗岩,水成粘板岩より成っている。土壌は砂土、壌土,粘土などであるが概して壊土が多く、山林は砂質の所を除き樹木の生育は佳良である。粘板岩の風化土壌は粘くゴポー等の根菜類や果菜類によく古来足守ゴボーとして名声が高い。花崗岩質の土壌には乏水性のタバコ等が栽培されている。

一方東部の岩田,日近は開析がよく進み,道路はジグザグし,起伏に富んでいる。谷に沿い水田は,かなりの高度の所まで開け,旧輪廻即ち吉備高原面とそれを侵蝕する現輪廻の谷が錯綜している様子が顕著に見受けられる。(写真1)

東山内から真星に至る谷,下日近から上高田,山ノ上に至る谷,下高田から石妻,山ノ上に至る谷等はそれである。このような現象は準平原面の周辺地域によく見られ,ここも吉備高原の南縁でその性格がよくあらわれている。これらの谷は水田として利用されている。

高原上の平担面はこの地方では一般にウネ・ソネ・ハラ等とよばれ、ほご同義である。高原集落はこのような平担面に立地し、周辺に畑地を耕し、家の周囲に「サエン」「ハタ」があり、水田は一般に家から離れた場所にある。間倉・真星・山ノ上などは野呂に立地した高原集落としての性格をよく示している。(写真2)

足守川の縦断面図(オ1図)を見ると分かるように黒谷池のあたりに河底勾配の不連続点即ち 遷移点があり、高原と谷の境をなしている。一方東部の日近川でも鮎返・元信附近に遷移点は認 めることが出来、高原(野呂)と谷との境をなしているといえる。

3. 谷間の地形

谷間として西部では黒谷池附近,東部では鮎返・元信附近から大井附近の遷移点までの地域について見よう。これらの河川の周囲には不明瞭ではあるが,東山内のあたりと,下高田から下日近にいたる地域に河岸段丘が認められる。こゝにはかなり広い水田が開けていて隆起準平原としての吉傭高原をよく代表している川上郡や阿哲郡に見られるような高原を刻む幼年谷とその支流の目を見張るような急斜面は認められず,谷底平野がよく開けていて,わずかに粟井附近に急斜面をみるだけである。

集落はこのような谷では道路に沿い,街村状を呈している。その代表的なものが東山内と日近 の集落である。

東山内附近では一方の山が急で、他方がゆるやかで足守川は一方に押しつけられた状態を示している。(写真1)

さてとれらの川はかなり土砂運搬力をもっているが、大井では川の両側に山地が迫っているので土砂は一時そとでせきとめられ堆積される。とりしてとの地に一種の埋費盆地が形成される。 とれが大井の盆地である。

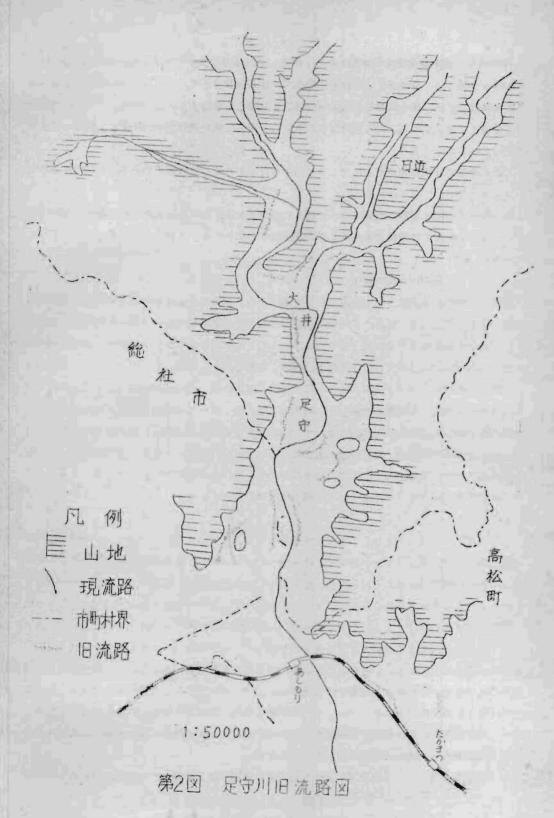
なお斜面に見られる果樹園は洪積世の山砂利層の上に作られている。これは多くの豪を含むので一般の作物は栽培出来ず、果樹園にされたもので、排水はよい。

4. 平野の地形 一扇状地状デルター

まず足守平野の成因を見よう。この地方はもと浅い海であったと推定される。即ち、後氷期の海岸線 (Nolithic beach) は、岡山県の場合瀬戸一山陽一横井――宮一足守一総社を結ぶ線であったと考えられる。

さて、この浅い海は足守川が上流から土砂を運搬して来て三角州(デルタ)を作り、更に洪水 毎に三角州は堆積して高まる。このようにして緩い扇状地になったものと思われる。中村や東阿 曾の集落はこのような扇状地状デルタの上に立地したものと思われる。足守平野はこのようにし て出来上ったものと考えられるが、足守川もその後幾度となく流路を変更した形跡がみられる。 そこで足守川の旧流路を航空空中写真・古図・条里の乱れ等を参考にして復原して見ると第2図 のようになる。

このような流路の変更が又足守平野のその後の成因に影響を及ぼしている。



足守川はこの平野に出て天井川を示して南流しているが(次項参照),現在の提防に近い附近の田はやや高くて、砂が多く,これを土地の人々は「畑田」と呼んでいる。次に砂を少し含む田を「中晩田」といい最も低湿な泥の多い山地寄りの田を「晩田」といっている。ことでは水をめぐって絶えず争っている。即ち前者は水が不足し,後者は水が過剰で排水に努め,両者の利害が相反しているからである。

この平野部では飲料水に思まれず、ひどいかなけ水をろ過して飲用している。中村のあたりではフッ素を含有している所もある。

以上野呂・谷間・平野の地形について述べたが地表水及び地下水の水素イオン濃度を調べた結果によると、山地では酸性であるが、平野部では中性にうつり、一般的な現象がこの地にもあてはまる。

5. 足守川の河床変化

足守川の特色ある現象として河床の変化をあげることが出来る。即ち河床上昇及び河床低下の現象が共に見られたのである。「河床は水勢の侵蝕力と運搬堆積力との平衡した状態に近づこうとして極めて緩慢に上昇又は低下している。しかしこの平衡を破るような自然的,人為的条件の変化があれば急速な上昇又は低下に移る。洪水,地震,地亡,崩壊,土石流などによる土砂・岩層の供給量の増大,及び下流側のそれらによる河谷堰止めなどの自然的原因と,鉱害,伐採,開墾,管理不十分による地被の破壞,及び貯水池,取入堰,遊水池の出現による下流の堰止め,その他水勢の減少などの人為的原因によって河床は上昇する。洪水の減少,荒廃山地の回腹,下流堰止め,土砂の侵蝕流送,地被保護の進展にともなう河水の清澄化と供給土砂量の減少,上流側における貯水池,砂防堰堤,取入堤,遊水池の出現,及び下流側における河川改修,分水路の新設,砂利採取は河床を近下させる。河床低下は用水の取入れ,沿岸の排水に重大な影響を及ぼす」(1)ものである。

これを足守川について見ると,まず河床上昇の現象として天井川化の過程について見より。これは二期に分けて考えることが出来る。即ち第一期は日本古来の製鉄技術即ちたたらによる鉄穴流しにその原因を求めることが出来る。たたらは「砂鉄を原料とする製鉄法で花崗岩地域の風化大人工産を崩し,水洗法で砂鉄を採取し,それを粘土製の炉の中で灼熱された木炭の上に投入して鉄や鋼塊($^{17.6}$ ので,古くから中国山地に広く行われていた。

さてこの製鉄法によると莫大な砂を流すのであって、土砂は高い所から低い所へ、更に山腹から谷川へと流し出される。もちろんこれを防止する方法も講じらればしたが、その一部は水と共に川へ流出する。その砂は上流部では急流のため川下へ運び出され、平野に出ると流れが急に緩やかになり土砂運搬力が弱まるので、そこに堆積される。このようにしてそこに扇状地を形成したり、天井川が形成されたりするのである。天井川は洪水の度に氾濫し高さを増す。もちろん天井川が形成されるためには埋防を築かればならない。

「中国地方の諸河川は水源地方における鉄穴流しの盛行は下流部への土砂流出量を人工的に増

大せしめ製炭による水源林の荒廃と相まって下流部の川床を高め洪水の危険を増大させ灌漑水利の面にも大きな影響を与えた。このように江戸時代に盛んに行われた砂鉄製錬も明治維新以後洋式製鉄の興るのに伴って急速に衰微して行き」⁽³⁾足守川も鉄穴流しによる河床上昇即ち天井川化の現象は一応解消された。

ところが次に人口の増加に伴う農地不足が原因で山地の開墾が実施され、緑に覆われていた山は畑地へと転化され降水毎に土砂は谷川へ流出し、以下先の場合と同様に下流に運搬され、そこに堆積し天井川を形成する。ここに再び河床に変化をきたしたのである。これが第2期の河床上昇の現象であって、これは戦中戦後を通じて全国的に見られた現象である。このようた河床上昇即ち天井川化は下流部における洪水時の排水を困難にし、水田の冠水時間を長くし被害を増大させる。

しかし最近との天井川化の問題も解消されつつある。即ち下流における児島湾の淡水湖化と上流におけるダムの建設による河床低下の現象である。前者については児島湾の水面が低下したため,下流の堆積地に侵蝕の復活(回春)が見られるようになったし,後者についてはダムに一度溜められた水はそとで清澄化される。清澄化された水は流速が早く運搬力が強くなり河床を侵蝕し低下させる。又ダムの建設は流量を一定にし,広い堤防内の一部だけを流れるようになる。とうして最近では河床面の方が周囲の水田面より幾分低くなり,流量も安定している。

注 (1) 多田文男編 日本地理新大系(自然) P88

- (2) 森 鹿三 織田武雄編 歴史地理講座(日本)1959 P356
- (3) 森 鹿三 織田武城 前掲書 1959 P358

第2節 観 光 地

足守町は古来吉備文化の発祥地として名所旧跡に富むが,施設は甚だ貧弱で既存のそれを利用 しているにすぎない。その主なものを挙げると,

1. 名 所

- (1) 近水公園 上足守にある公園で,足守川堤の桜,旧藩主の別邸吟風閣がある。この公園は旧足守藩主木下家の庭園である。桜は百数十本あり最盛期には静かな行楽地として近年名声をあげている。吟風閣は京都仙洞御所改築の残材をもって建築されたものと言われる。公園内には他があり,小堀遠州作と伝えられている。他に寂厳の碑もあり,桜祭,夜桜見物等を行う。
- (2) 竜泉寺 下足守竜王にあり、山上の霊跡として、又山紫水明の別天地で夏季林間学校を開設している。高松稲荷より徒歩で30分、絶好のキャンブ地である。お竜祭りが行われる。
- (3) 浮田温泉 栗井にあり硫黄ラジウム含有量豊富で古くより阪神方面に名声が高い。温泉法に 規定された鉱泉には認められないが、7月、8月には多くの湯治客があり、次いで10月、1 月、2月、4月となっていて、岡山市、児島市、倉敷市、総社市、高松町方面の人々が多く、 京阪神からも若干集まる。これらの人々は神経痛・皮膚病・外傷等の治療にやってくる。

(4) 黒谷池 河原にあり、山狭の絶景。施設としては桜と紅葉、ボート遊び、魚釣りなどである。

2. 旧 跡

- (1) 葉田養森宮跡 下足守にあり県指定文化財,応神天皇行在所跡と伝えられている。参道入口の石鳥居には「康安元年 十月二日願主賀陽重人大工沙彌妙阿祝師僧願澄」の銘があり,鳥居在銘としては全国でも最古のものと言われている(室町時代)。背が低く見え地上亀腹(沓石ともいう)を見せないところ却って張を見せる。笠木等の手法はその時代の特徴である。国指定文化財。
- (2) 冠山城趾 下足守にあり豊臣秀吉中国征伐(高松城水攻)の際の要衡で加藤清正がこれを 陥れたという。
- (3) 武家屋敷遺構 上足守にあり県指定文化財。旧足守藩家老杉原氏の居宅で江戸中期の建物書院造りでほぼ原態を残している。
- (4) 木下利玄誕生地及び生家 近水公園附近にあり,明治・大正時代の歌人木下利玄の生家。 なお近水公園内に碑がある。
- (5) 猪方洪庵誕生地 上足守にあり県指定文化財。蘭学の泰斗我が国種痘の祖と言われた猪方 洪庵の誕生地。文化七年との地に生れる。なお猪方洪庵の碑も上足守にある。
- (6) 安養寺 日近にあり栄西禅師得度の寺。姿見の井戸・桜・紅葉等ある。栄西踊り・献茶式 桜踊り等が行われる。
- (7) 鯱神社宝塔 上高田にあり国指定文化財。全長一丈八尺三寸で,花崗岩製。「貞和二年十月二日大工妙阿」の銘があるが,大工は足守八幡の石鳥居のものと一致する。相輪は後補であるが格決間に孔雀を配し全体の姿が非常によく整っている。
- (8) 上願寺の梵鐘 日近にあり県指定文化財,安土桃山時代のもの。
- (9) 守福寺の石造宝殿 下足守にあり県指定文化財。南北朝時代の石造の家屋の形態をした遺構であると言われている。

名所・旧跡としては大体以上のようなものであるが、次に景観の優れている所として次のよう ま所が挙げられる。

- ○十二本木山の権現官 昔の牛市を偲びながら備前備中の国境を東に備前の国を眺めながら歩くのもよい。又権現宮まで行くと遙かに連なる吉備高原のなだらかな平坦面を望むことが出来る○ 真星の星神社 ここでの景観は実に素晴らしく北には吉備高原と中国山地を、又南には瀬戸内海の島々を見下すことが出来る。
- ○懸幡神社の随身門

このような豊富な観光資源も現在のまいの施設では年々衰亡するは必定で,整備拡張が強く望まれる。

注 この節は主として「足守町建設計画」 基本計画編による。

第『章 歴史的展開

第 1 節 原始·古代·中世

西 尾 満 雄

1 原始から古代

(1) 縄文時代

足守周辺においては縄文時代に属する遺跡・遺物は発見されていない。しかし、最近になって福谷の西間倉で縄文土器の破片が発見された。西間倉の資料からは、はっきりしたことはいえないけれども、数千年前にすでにこの地方に人跡がきざまれたのである。 詳しいことはは今後この種の土器の発見に期待したい。

(2) 弥生時代

足守の地域にも服部や阿宗などと共にかなり早く稲作技術が伝わったと思われるが、今の所、弥生時代初期の遺跡・遺物の発見には至っていない。しかし、弥生時代も後期になってくると足守町の各所で土器・石器などの遺物が発見されている。

上足守から銅鐸が掘り出されたと伝えられている。この足守出土の銅鐸は高さ20数cmの小型のものであるが、どのような場所にどのように埋められていたかはわかっていない。

(3) 古墳時代

足守における古墳として、旧日近村大字吉の龍山古墳、下足守字見坂の向山古墳など数基の古墳を指摘することができる。龍山古墳では、2つの箱式石棺が並んでおり、その一方の石棺からは鋸歯交鏡1面、他方の石棺からは、四丈鏡1面、直刀1口、玉類46個が出土しており、向山古墳からは人骨と共に 形文鏡(仿製)1面、直刀1口、玉類63個が出土している。

これらの古墳の彼葬者は、小さな集団の支配者層であった。 これら小集団は更に大きな力によって支配されていた。 足守の場合は 吉備国がそれである。 前記の鏡は 吉備国から分け与 えられたものであろう。

支配者が大きな古墳をつくること自体が、権力の1つの象徴であった。しかし社会、文化の進展と共に、被支配者層の中にも階級分化が行われだしたころ、新しい形式である横穴式石室が古墳に導入されてくると、古墳というものが「権力の象徴」の座から引きずりおろされ、いわゆる「墓」としての性格を強く持つようになったのである。つまり古墳は支配者だけのものでなく、もっと広い層の中に滲透していった。丘陵や谷あいに数基から10数基が群集して現われ、非常に多くの古墳が各所に存在する結果となった。足守町だけでも2・300の古墳の存在が認められるが、その大部分がこの古墳時代後期の群集墳である。

下旦守の冠山古墳は横穴式石室をもつ古墳で、現在はその大部分は破壊されて跡形を浸すのみであるが、刀2口、雲珠2個・譽1個・玉類146個・砥石2個・坏や提瓶などの土器類30個が出土しているという。砥石にしる土器類にしろこれらは日常生活に結びつくものであり、雲珠・轡は馬具類の1部を示しているものである。

2 古 代

(1) 条 里 制

条里制は大化の改新の際の土地行政の1つとして行われたものであって,水田を主に,6 町4方を一つの単位として土地を整然と方形に区画しその1つを1里と呼んだ。縦の基線を 条,横の基線を里と名付けたことからこれを条里制といったのである。

との6町4万の各辺を六等分して、36の坪を設け、それぞれを1坪・2坪・・・・36坪と名付けた。何坪という地名があれば条里制の施行されたことをうかがい知ることができる。 条里制は平地部においてはかなりの範囲に施行されている。北は関東から南は九州までその遺構を見ることができる。又足守周辺においても、総社・服部・足守・生石・高松・一宮の附近の水田はほぼ全面にわたってその遺構を見ることができる。

足守町について見ると,大井以北には条里遺構を指摘することはできないが,旧足守町の 水田面においては低低全域に認めることができる。この地域は条里地割だけでなく,1坪と いう地名も残っている。

(2) 郷 里 制

大化の改新の際,50戸を以て1里とすると定められた。この里の下に村なるものがいくつか含まれていた。令集解によると霊亀元年(715)に里を改めて郷となし、村を改めて里としたと見える。いわゆる郷里制が施行されたわけである。これによって地方行政の区画が国・郡・郷・里となったが、天平11年(739年)ごろになって単が用いられなくなり、村が郷の下に位するようになった。後ちには里と村が梶同されて使われることさえ生じた。

足守町の郷里について見ると,次のようである。

足守(章森)郷 三井里·楢見里

大井鄉 田後里·栗井里

などを知ることができる。

葷森と足守だ同じように使われているが、これはかなり後まで併用されたようである。

天平11年の正倉院文書では庭瀬・板倉・葦森・大井・阿蘇・八部・日羽・多気・有漢の 九郷が賀夜郡に属している。葦森郷の内三井里については,現在下足守八幡宮の南東方に三 井谷と称する地名があり,又冠山の南麓に三井山三仙寺という寺がある(この寺は以前は三 井谷にあり,冠山に移したが戦国時代に焼かれたのでその後現在の地に移したといわれる。) 三井谷から冠山の一帯にかけての地が三井里であろうと思われる。又,楢見里については, 正倉院文書の記載では生石郷が欠けており,三井里が足守にあたるとすれば楢見里は生石の 地になるのではなかろうか。

大井 劉は大井・日近・岩田・福谷を含んでいた。田後里については明らかにしえないが、 栗井里は、明治22年より前の栗井村を中心とした地区でちったと思われる。

「賀陽郡足守, 農料作手布百端, 勝是守。大井部, 交易網百疋, 王ノ利守」(総解文集) とれによると, 足守の特産物は布, すなわち麻織物で, 大井の特産物は絹織物であったと とを知るととができる。

3. 中 世

(1) 在 園

在園の始まりをはっきりつかむことは困難である。大化の改新の際の班田収授はやがて 土地不足となっていった。この土地不足解決の策として,三世一身法や&田永世私有法な どが出されたが,効果は上らなかった。しかし一方,これらの法は荘園発生の一つの原因 になったといえる。

a生石莊

御領目録や足守荘絵図によってその存在を知ることができるが、その他のことは一切 不明である。

b大井荘

大井荘については2・3の記録が残っている。すなわち

0 東寺文書日,守護代相国寺頒頒中国大井荘

若石壁鄉御醸位段銭之事任 6月 9日御奉書旨可被停止国催促由候也依執達如件

寛正5年6月10日 基数(1464年)石河左近将監殿

0清水寺敬主院鐘鉻日,備中國大井御荘清水寺敬主院主幸円

正中2乙丑天正月廿日 大公吉村弘真 (1325年)

清水寺敬主院については「備中志」 質陽郡上高田村の条に「清水山清水敬主院,本尊 千手観音立像(保探慶作と云う不辞)阿弥陀堂鐘楼堂古来は堂搭12寺有と云平相国清 盛造立の旧阯也云云」とある。上高田は旧岩田村の大字で,旧日近村の大字に下高田が あり,大井荘が旧大井・日近・岩田3村にわたっていたことが知られる。又,東寺文書 から相国寺の荘園であったことがわかる。

生石・大井両荘とも嘉応元年(1169年)の足守荘絵図によってその存在を知ることができるのであるから嘉応元年にはすでに成立していたことになる。

c 足 守 荘

足守在に関する資料はさいわいなことに京都の神護寺にいくつか保管されている。 の 嘉応元年(1169年)足守荘絵図 4隅の情示 辰巳牓示備中□境石畳山 未申牓示生石御在堺塔田一条六丁作人永写坪 戌亥牓示阿宗 御堺大横山 丑刀牓示大井御荘堺藤木山大井御荘堺畏坂山脇

この絵図により荘園の範囲を知ることができる。又図中には田福寺・吉田山・柄川寺・八幡山・半万池・福岡山・延寿寺・穂本山・清水寺・本福寺・吉福寺・王子堂・三井寺水田山・次山の名称が記されている。絵図上でもっともはっきり位置し、大きさのわかる寺院は延寿寺である。この寺だけは水田のまんなかにあり、方3町ばかりにその境内があらわされている。現在でも延寿寺の範囲は指摘できるが、瓦・礎石は未発見である。

なお、神護寺の文書によって神護寺領足守荘の成立の仕方をうかがい知ることができる。いつ ころどのようにして後白河院の領地となったかは全く不明である。しかし12世紀の中ごろ僧文 意が仏法興降の大願にことよせて後白河院に寄進を強要したことがわかる。さすがの後白河院も 仏法には勝てなかったのである。

いずれの荘園も存在を知ることができるが、成立過程その他についてほとんど知りえないのは、後念である。

下 吉 備 郡 史 上 」 参 照 「岡山県 農 地 史 」

第 2 節 備中国における東西勢力の與亡

松 尾 圭 子

- 現在の足守町を中心として -

:. 東西勢力交錯地の背景

(1) 足守荘、吉備一族の分封地で、後、賀夜国造の統治に属し⁽¹⁾、大化の改新で行政化された 備中国、賀夜郡足守郷⁽²⁾は、天平期から土地の豪族賀陽氏⁽³⁾によって荘園化され、嘉応元年 (1169年)、後白河法皇に寄進された。更に法皇は、元暦2年(1184年)高尾の文 覚房から散位安倍資良が私得分を神設寺・護摩堂に寄進されたという事情を聞き、その勧進に応じて、年貢1円を神護寺に寄進された⁽⁴⁾。この時足守荘の宗氏は守護佐々木景時を通じて、宗氏相伝の地であるからという理由で返還を要請したが受け入れられず、結局、足守荘は他7ヶ荘と共に神設寺荘園8ヶ頃⁽⁵⁾の寄進地系荘園の1つとなった。国宝傭中国足守荘図(⁶⁾によると3万を山に囲まれ、大井川の東側に開けた荘園で、生石荘・服部荘・大井荘などと接し、荘園の発達した地域の1部に当っている。条里制を残留した条・丁・坪の地割には作人名が記載され、案主・庄官・下司・国使田所・官人・御使の花押が捺印されている。この事から足守荘では、平安末期以来、神殺寺を本所と仰ぎ、案主・庄官等が直接支配の実権を掌握していた荘園体制が成立し、周辺は律令体制下の国司・官人の統治する国衙領となって

いたと考えられる。要するに吉備の沃野であり,両備の国境に当たる足守地以は往古より, 重要な意味を有していたことは明らかである。

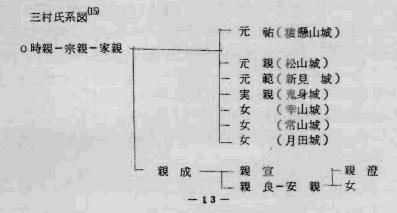
(2) 三村・宇喜多氏の勃興

足利尊氏が四職の1人赤松則村を備前価5ヶ国,山名時氏は美作他5ヶ国⁽⁷⁾の守護に任命 した結果,2氏は領土所有をめぐって対立し,その戦乱を経過して,各地に戦国大名が割拠 する。その際,西国の雄 毛利元就は,大内(養長)氏・陶(晴賢)氏を滅亡させて防長2 州を平定後⁽⁸⁾,長男毛利隆元を安芸に,2男吉川元春を伯耆,3男小早川隆景を備中にそれ ぞれ配属して、その地を固め、「幾度申候而毛利と申名字之義、涯分末代までも、すたり候 わぬように御心がけ御心遺肝心まてにて候」⁽⁹⁾と和衷協同策の下に陰陽10ヶ国を拠有し, 勢力は 1 4 ヶ国に及んでいた。(II)。これに対し,雲州に尼子(隋久)氏,近畿には織田(信 長)氏が勢力を伸ばしていた。その配下で、備前には、守護代の浦上・松田・宇喜多、美作 には,後藤・楢崎,備中では,高・秋庭・上野・三村の試氏が興隆し,相互に下剋上がくり 返された。年表に基づいてその様相を眺めて見よう(11)。 備前では,金川を松田元成が固め, 赤松勢の部将浦上則宗に加勢して山名勢の居城である傭前福岡城(城主は小鴨大和)を攻略 し,松出氏は,その戦功で富山・金川に居城して赤坂・上道・津高・御野 4郡の領有を認め られた。その時,三石城を給与された浦上氏は,京都所司代までに昇進しながら,主家赤松 に反逆して一時三石城で敗北したが,翌年,飯岡原で赤松勢を大敗させ,更に金光。松田と も交戦してその勢力を弱化し、村宗に到って浦上勢力を一段と伸張した。との機に乗じて、 家臣字喜多氏は,直家から頭角を現わし,備前における実質的な勢力の基盤を確立し,主家 浦上氏とも「直家弑₂浦上₁鎮₂備前₁」⁽²⁾なる危機に陥入った。

備中の三村氏は土地の1名族であったが、家親の世代より成羽城主となり、その1族は備中の諸城を固め、雲州尼子氏に属して勢力を拡大し、毛利氏と結んで備中・美作に渡って「豪勇有2智略1」(13)と威勢を振った。かくて、天正初期には「家親興2宇喜多1不レ和連年」(14)と備前の宇喜多と備中の三村氏の勢力抗争となった。

2. 備 中 兵 乱

三村家親は作州経略の途,字喜多直家の刺客に殺害された。子元親は松山城に存り,その1 族は系図の通り備中6城,他1城を固めていた。



元親は,元亀2年4月(1572年)安芸に使者を送り,「家親為 $_2$ 直家 $_1$ 被 $_2$ 殺願仮 $_2$ 援兵 $_1$ 欲 $_2$ 復 $_2$ 智」 $^{(16)}$ と毛利氏に直家追討の旨を述べ救援を依頼したが要を得ず,独力で明善寺合戦において兵 $_2$ 万を率いて備前 $_2$ 税の直家討亡を決意した。宇喜多直家は,三村氏の仇討を恐れ,小早川降景に置して「三村・浦上を討ち,備中一円を輝元に献ず $_2$ 00。」と述べた。そとで毛利氏は三村の依頼をしりづけて宇喜多と結び,天正 $_2$ 年11月備中笠岡に集合し,8万騎を擁して三村氏攻撃出陣の準備を整えた $_2$ 00。

一方三村氏は,織田氏の下に三好・尼子人と共に四氏連合体制を組み,備中14の諸城に命じ,1万騎で守備を厳重にした。そうして天正2年11月10日を期して備中兵乱へと突入したのである。⁽¹⁹⁾「討敗首数々⁽²⁴⁾」と豫戦が続き,備中諸城は次々に陥落,翌3年5月の戦乱で,小早川降景は大兵を持って直家を応援し,松山城主元親を阿部山に包囲して自刃させ,6月に三村氏の一選児島常山城をも陥れたので三村一ちは全滅し,備中の諸城は,

備 中 猿懸城 小田郡土ケ村 2 領家分1 荘 毛 利 元 晴

幸山城 都字郡清音•山手2村 毛 利 元 清

手在城 川上郡手在村 小早川横見三郎ュ門

鬼身城 吉備郡山田村 穴戸安芸守降家

佐々部美作守

松山城 上房郡高梁村 天野中務少輔元明

天野五郎右ヱ門元信

桂民部少輔元延

備 前 児 島 児島郡 7ヶ村 山本四郎左エ門

常山城 渡辺伊豆守

の通り、毛利一族に帰属した。 (21) かくて毛利氏は東策に成功し、宇喜多氏も勢力をより強化した。 従って高梁川を中心とする東西勢力の交界線は、更に東進して足守川流域となり、織田氏と手利氏が直接対立するに到った。

3. 織田と毛利勢力の対立

(1) 二勢力対立の激化

備中兵刊で字書多氏と通じていた毛利は,備中を攻略後,将軍義昭を救援したり,兵船600隻に糧株・ 積んで石山寺一向一揆に加勢した。22) 字書多もまた天神山の浦上宗景を被亡させて播磨・侵入,字根,上月2城を陥れて尼子氏を被亡させた。30 とのように毛利・宇喜多氏は共にことことく反信長戦策に出た為,二勢力間の対立はいよいよ敬化し,信長の毛利攻略は必然の策となった。天正7年,字喜多氏は,毛利と絶って織田に味方し,美作諸城を攻撃したため毛利の怨敵となり,足守川以東には字喜多と織田,以西に毛利と,東西二大勢力は微しく対立した。当時,織田信長は近畿を平定して勢力を固め,近江83万石,美磯58万石,伊勢57万石,志滕2万石,尾張52万石,山城22万石,大和44万石,河内

31万石,和泉14万石,若狭9万石,越前68万石,円後12万石,飛弾南2万石,加賀南部9万石,紀伊北4万石,播磨東33万石,摂津北25万石 計535万石を領有しており、1万石約250人として13万4,500人の兵力を所有していたと考えられる。これに対し、毛利氏は、(安芸26万石)、周防(16万石)、長門(13万石)、但馬(12万石)、出雲(22万石)、石見(14万石)、隠岐(1万石)、因帖(13万石)、備後(24万石)、備中(23万石)、美作(5万石)、伯耆(17万石)、12州187万石、約4675人の兵力を領有していた。

(2) 高松城の水攻め(25)

天正10年3月15日,信長の命令を受けた秀吉は,兵2万を率いて姫路を出発し,三石 に一泊,翌16日福岡に到着し,19日に忍城へ,4月4日岡山城に入り,宇喜多秀家の兵 1万余と合せ,毛利攻撃の準備をした。

秀吉は,高松城が要害にして攻撃が難行すると推り,誓書を示したが高松城主清水宗治は これを峻拒した。 そこで秀吉は,宇喜多勢を合せ35.000騎を率いて竜王山に陣し,備 中防備の主城高松城を完全に包囲し,雨期の足守川増水を利用して水攻めを決行した。毛利 方の吉川元春,毛利輝元も来援したが及ばず,信惠瓊をして交渉させた結果,毛利氏は,「 備中・備後・美作・因幡・伯耆5ヶ国を割醸して城将の助」命。26)と講和を受諾した。時に 6月2日秀吉は,突如本能寺の変を聞き,再び惠瓊を遺して,「宗治之首を致せ,五国割醸 を軽減して泊州の矢走川,備中の河辺川を以って境とせん是非今日中に和を結べ。27)と早急 に講和し,起請文28)によって,

- 一被、対2公儀」御身上之義我等請取申候条,聯以テ不、可、有2蘇略1事

4. 足守藩の成立

(1) 木下家定の転封 秀吉による統一事業の進行に伴って、中国は帯で平定され、秀吉家臣の配下となった。秀吉は、「景勝・輝元御事は御りちきに候。(29)」と五八老に加え、輝元に広島1.205.000 石を与え、字喜多秀家をも「諸職おとなしく最圓偏類なしに。」と信頼して「御奉行5人にも御成候へ(中略)御肝煎候へ被成御意候事」と岡山約50万石を与え、同じく従臣五大老を仰付けた。)との時秀吉の幼少より仕え重臣の1人であった家定は木下姓を給わり姫路25.000万を給与され、次いで備中国足守に転封され足守勝祖となった。31)かくて関ケ原戦役前においては、備中兵乱で東進した毛利勢力は西に後退し、高勢川

を境堺線として東西に2分し,東は宇喜多秀家,西は毛利一族に附着した。その間にあって, [標中諸城主の領地には木下氏25.000石,山崎氏23,000石,蒔田・伊藤氏各1万石, の諸氏が極少の封地を給与されていた。

リニ 関ケ原戦後の状況

徳川家康は、大名統制に当たり、字喜多秀家の封土を没収して備前・美作を木下家定の第 五子秀秋を小早川に養嗣して57万石を封じ,備中には,蒔田氏を浅尾1万石,木下氏を足 守2万5千石にいづれも外様として居留させ,庭瀬に旗本戸川達安2万9千石を分封した。 とは言え、大名・直参の所領は総計わずか 6.7 万石にすぎず大部分は幕領となったのである。 足守藩主木下家領知目録によると(33) 賀陽郡 3 5ヶ村 2 1,600石,上房郡内 5ヶ村 3,399 百,合計40ヶ村25.000石が「事任」元和元年7月27日同3年8月28日朱印之旨 宛_行之 | 訖全可_領知_者也。34)」と元和元年より朱印され,藩主木下利房領となり,こと に足守藩が成立したのである。この足守藩の中で,現在の足守町は,上足守村1.071石1 斗4合,下足守村1.029石5斗,大井村732石1斗6合の諸村 (35) に分かれて近世村落

注(1) 岡山県通史

を形成していた。

上制 161頁

(2) 仝 223頁

4

162頁及び続紀「天平神護元年六月備中賀陽郡人外

従五位下晋陽臣小王女等11人賜姓朝臣」とある。

(4) 尚山県農地史

468頁

- ・神護寺定置 45ヶ条 起請义(元暦2年)
- 文覚申言
- ·····御領備中国足守荘故散位安倍資良以私得分依令寄進当寺之彟靡堂, 法阜聞召此旨副加年 加年貢1円令寄進御。」など参照
- (5) 岡山県農地史

468頁

神護寺領8ヶ所 (1)若狭国西津井、(2)丹波国吉富井、(3)播磨国福井井、(4)備中国足守井 (5)紀伊国笠田荘,⑥川上往挊田荘,⑧神真国荘。

- (6) 京都神護寺所蔵 縦五尺二寸二分五厘 横二尺八寸二分五厘絵図。
- (7) 赤松則村 播磨・備前・美作・因幡・但馬うヶ園

山名時氏 因幡・伯耆・丹波・丹後・美作 5ヶ国

(8)~(0) 岡山県通史

下編 14頁毛利氏関係文書

(9)

弘治3年11月

毛利元就自筆書状

岡山のあゆみ (11)

58~59百

(12)~(16)

岡山県通史 下編 19頁松山城主三村家親・元親父子略伝

岡山県通史	下編	15~22頁字喜多に対する三村氏の怨
		毛利に対する織田氏
備中兵乱記		
岡山県通史	下編	37頁傭中兵乱後における諸城の守将
岡山のあゆみ		59頁全国統一における岡山平野
岡山県通史	下編	68頁織田氏と毛利氏の関係
仝		69頁~80頁
全		7 2 頁
		羽紫鏡前守秀吉より毛利右馬頭殿,吉川駿河守,小
		早川左ヱ門佐に出したもの
全		90頁 太閤様御覚書
全		103頁~122頁
A		123頁及び(寛文印知集巻19)
	備中兵乱記 岡山県通史 岡山県通史 仝 仝	備中兵乱記 岡山県通史 下編 岡山のあゆみ 岡山県通史 下編 仝 仝

参 考 年 表

西	-	香	年	号	事 項
1 4	8	3	文明 1	5年	・松田元成が金川城に移った。政則は三石城主浦上 助国に之をうたせた。浦上氏は福岡川中島に築をかまえ兵 2 年余で之を守った。
			i i		・山名俊豊は松田元成と共に浦上助国を福岡城に囲んだ。
1 5	0	3	文亀	2年	宇喜多能家が兵300を率いて松田の兵を矢津で破った。
1 5	1	9	永正1	6.年	赤松義村が浦上村宗を三石城に攻めて破った。
1 5	2	0	1	7年	赤松義村の兵が浦上村宗の兵に飯岡原に破られた。
			大永年	間	金光備前・岡山に居城して金川城主の杉田氏に属す。
1 5	3	0	享祿	3年	備前赤坂・上道2郡で浦上氏と松田氏が交戦した。
1 5	3	1	"	4年	天王寺の合戦で浦上村宗が戦死した。
1 5	4	3	天文1	2年	宇喜多八郎が元服して直家と称し,邑久郡乙子城で300貫を受
					けた。
1 5	4	9	天文1	8年	字喜多直家砥石城を夜打しておとし入れ、この功により奈良部の
					地を受け居城として弟忠家が乙子城を守った。
1 5	6	1	永祿	4年	三村家親が備前に入り、金光宗高を岡山に須々木行運を舟山に攻
		61	v =		めて之を降した。
1 5	6	6	永祿	9年	宇喜多直家が明善寺を築いて三村氏に備えた。
1 5	6	7	" 1	0年	三村氏が明善寺を陥し入れた。直家備中三村軍を全滅させた。

西	種	季	年	号	事
					浦上氏の家臣直家は浦上氏を亡して備前を奪った。
1 5	5 6	8	永祿1	1年	宇喜多直家は備前金川城で松田氏をほろぼした。
1 5	5 7	0	元亀	元年	直家は金光宗高を殺して岡山城を取った。
1 5	5 7	3	天正	元年	直家は岡平内を奉行として岡山城を改築した。
1 5	5 7	5	天正	8年	小早川隆景が児島・岡山を攻略
1 5	5 8	1	天正	9年	秀吉は宇喜多直家に児島を固め守り備中に進撃することを命令
				54	した。
1 5	5 8	2	天正 1	0年	秀吉岡山城に入り高松城水攻めを始めた。
1 5	5 8	4	天正1	2年	宇喜多秀家備前・美作・播磨を領した。
1 5	8	6	天正 1	5年	秀家岡山を発し九州に初陣した。
1 5	5 9	0	天正1	9年	秀吉が秀家を元帥として朝鮮征伐に行かせた。
1 5	5 9	8	慶長	3年	秀家が大老になり権中納言となった。
1 6	5 0	θ	"	5年	関ケ原の合戦で字喜多氏がほろんだ。
1 6	5 0	1		6年	池田輝政は播州52万石に封ぜられ姫路城に移る。
					小早川秀秋は備前・美作の2国をうけ岡山城に入る。
1 6	5 1	5			池田忠雄が岡山を領した。
			a Alfa		足守藩の朱印が行われた。

第 3 節 足守障屋町の成立

石 賀 康 史

足守町が陣屋町としていかにして形成され,それがどのような形態と機能とを有していたかを 考察するのが当面の課題であるが,残存する僅かの史料で,それを充分あきらかにすることは不 可能であるが,杉原康夫氏所管の「足守陣屋町 絵図」,「由諸書」を基本史料とし,これに数人 からの聞き取りをもって如上の問題点の検討を試みてみよう。

1. 陣屋町の成立過程

藩祖木下家定入封以前の足守の実状については, 史料的に明らかにすることが出来ないが, 聞き 取りによると, 足守町に隣接する大井村が鍛冶山(古代名を二面山)城の「根小屋」として, また谷口集落として栄えていたといわれる。

戦国土豪で冠山城主であった鳥羽氏が土着帰農するにあたり,大井村を選んだのも,この地方が地域の経済的1中心地であったからであろう。

新たに大井村の南に隣接して陣屋町としての足守が建設されるのは、太下氏の立藩以後である。家定は足守藩をたてたとはいえ、殆んど京都にいたらしく、陣屋町の形成はみられない。 その子利房が足守藩を再興して入封するときの事情にふれた「難波家記録」に

芦森村へ御入府之時南坂難波庄左ェ門宅御入御滞在,吉川村八幡宮,次に大井村鳥羽氏へ 御囚之内御屋敷地取調云々」とあって,

領内の土豪百姓・村役人・神社を居所としている事実は,当時なお陣屋町が全く出来ていなかった事を暗示するものであろう。

しかし家臣団の編成が進むに伴って、家臣団の居住地でありかつ藩政の首府としての陣屋町の形成は必要となって来る。この陣屋町形成にあたって、なぜ商業の中世的伝統をもつ大井村をさけて、新たに足守の地を選んだのか史料的にはおさえ得ないが、陣屋町の計画的町作りの便宜と、中世的勢力からの自由のためではなかろうか。

陣屋町の形成過程を知る史料はないが,「陣屋町絵図」(別図)によるとほぼ完成された陣屋町の体制を整えている。との「陣屋町絵図」の作成年代は記されていないが,屋敷に記入された家臣の名前を「由緒書」によって照合考察して推定すると,大体延宝7年(1679)から貞享3年(1686)の間に作成されたものと考えられる。との時期は足守藩の家臣団編成のほぼ完成した時期にあたっており,従ってこの時期に陣屋町の形成がほぼ完了したとみなし うるわけである。

完全な消費生活者である武士の集住に伴い,その生活物資を供給する商人の移住が必要であるが,その商人のあるものは,木下氏入封に従って京都から移住し衣煙を商ったといわれる伏見屋,赤穂城接収のとき赤穂城下町から連れ来たったという赤穂屋の如く,領主との縁故で移住し来たったものもあったが,領主の保護のあつい陣屋町へ,中世的市場町である大井村から移り住んだものもあると思われる。そのため大井村の市場商業は衰え繁栄は足守に移った。

藩は足守商業の発展と営業税を収取する目的で、現在の上之町・中之町・下之町辺に三・八・五・十の市を許し、五の日十・の日を本市、三の日、八の日を間市とした。そして、10~20石収りの下級家臣が市の役人として営業税の徴収とその管理にあたったといわれる(林芳五郎氏談)。こうした藩の保護のもとに計画的につくられた陣屋町の構造を次に考察してみよう。

2. 陣屋町の構造

「吉備郡史」 (巻の中)によると

一, 領内南北 7里20町52間

東西 1里~1里半

一,足守町南北 323間1尺

東西 174間4尺5寸

一,屋敷構南北 56間1尺 東西 47間

一, 凉屋敷南北 40間 東西 28間 1.120坪

一,下屋敷南北 85間 東西 85間 7.225坪 一,侍屋 敷 59間 32.991坪

とあり、領主の屋敷・京屋屋敷・下屋敷と藩士の侍屋敷とが登録されているが、別に一般商人の町屋があった。これを「陣屋町絵図」によってみると次の如くである。町屋と侍屋敷を比較すると、侍屋敷の方が圧倒的に面積が大である。現在侍屋敷として残っている地域は狭少であるが、今は耕地化した屋敷、山下、中屋敷、下屋敷、古屋敷等の地域も、「陣屋町絵図」の上では明らかに侍屋敷となっている。それではこれらの侍屋敷と町屋はどの様に区画されているであろうか。領主の御屋敷は今の中学校のあたりに、京屋敷は今日の近水公園の吟風閣を中心として、又、下屋敷は御屋敷の南方大光寺南の下屋敷あたりに存在した。これらの屋敷は背後の山のふもとに南北に並んでいる。なお領主の屋敷として御蔵屋敷・会所が、御屋敷の南面と正面とに設けられていた。これらの屋敷をとりまいて侍屋敷・町屋が並び、その外郭を足守川が外濠の機能を帯びて流れている。

侍屋敷も格・祿高によって間口も異なり,例えば家老の杉原玄蕃の屋敷の間口は25間で最大である。そして高格・高禄の者は御屋敷に近く,低いものほど遠くにおかれ,特に徒士・小人等の軽輩格のものは町屋をへだてた川添いの屋敷地に住まわい,これを外家中といい,士分以上の内家中と区別されていた。このことは「陣屋町絵図」に何々組小人と記されている現在の川原町の一帯が,町屋構えでありながら小さな門が残っていることからわかる。郡政に参与する代官会所は,中央官庁地域からはなれて町屋と組長屋(軽輩屋敷)との間に獄舎等と一所に設けられていた。

とうした陣屋町の構造は、小規模ながら封建都市の性格を具備するものであって、家臣団内部の階層性を表現すると共に、町人の性格を暗示するものであって、あくまで領主経済に奉仕する、そして保護される階級的性格を如実に示すものであろう。

足守町に於ける侍屋敷及古代建築の遺構として現存しているものは,杉原陸二氏の居宅で長屋,門と共に旧時を偲ぶる遺構がある。

又その庭園の如きは小堀遠州の築造といわれ,その構造は珍重すべきものであると,専門家は 推賞している。そして邸宅は,元禄年次以前の建築と推測する。また青年学校の玄関構も,そ の構造に関し往時を偲ぶに十分なものがある。なお市街地として「上之町・中之町」辺に,な お,2~3の建築物が残っている。

また、川原町附近には侍士長屋跡が、町屋構でありながら小さな門のある屋敷が認められる。

3. 陣屋町の機能

陣屋町足守の商業的機能についてみると,近世城下町的商業の側面と中世市場商業の側面を もつといい得る。

前述した如く,領主は問屋商人を招致して商業を営ませ,店舗商人として家臣の消費生活に 奉仕せしめた。この定期市の立つ時は,近郷から多くの人々が集まった。その形態はあきらか ではないが,明治以後足守に代わって栄えた大井村の市の形態から察すると,真倉ゴボウ・イ モ・カキ・ 哭などの農作物や,薪炭木材など林産物が馬の背によってはこばれ,盛大な売買の 行なわれたことが伺われるのである。この特権的店舗商業と民衆的な市場商業との従属関係は, 少なくとも聞き取りによっては聞き出し得なかった。この二重構造のうえに陣屋町商業は展開 されていたと思われるのである。

陣屋町と農村とは分かれており、村方での商業は原則として禁止されていたが、近郷の百姓 の次三男で村方より町方へ行商に出るものがあったことは、次の史料から知られる。

御用留帳

文化十五年

一,在方之者共町方江出店いたし商ひ致候事無用之事無余儀筋ニ而願出候ハハ村役人共幾重 ニ茂念入相糺尤之筋ニ茂相聞候ハバ代官迄可申出其士ニ而役所ヨリモ相糺否之差固ニ可 為候事

右之通村々端々迄不残樣心得可申候

以上

寅八月

(福武氏所蔵文書)

これらのなかには,足守に明屋が出来ると買得して店舗商業を営むものもあり,また家中武士の次三男で,問屋の番頭となり,商人化するものもあったといわれる。

とれ以上陣屋町商業の機能については不明なのであるが,維新後の陣屋町の変貌について論 及しておとう。

維新は藩主の東京移住,家臣団の離散をもたらすと共に,藩権力の足守商業への権力的保護の廃絶を意味した。店舗商業もこれによって,新しい需要に応じて自らを変貌し,適合しつつも

「大きないったが,特に変化の著しいのは市場商業である。(別表 1)

「中屋町に於て栄えた市は急速に衰え,谷口集落の立地条件を具備した大井村に再びもどっていった。明治期では大井の市は著しく栄え,林芳五郎翁の談によると,市日には小学生が通行出来ない程の人出であったという。交通機関の発達によって大井の市も漸次おとろえていったが,その名残りとして 12月 25日には「歳の市」がたち,また毎年「魚市」が盛大に行なわれるという。

との様に封建権力の保護を 5 けた陣屋町の商業がまづ変質し、ついで谷口集落としての大井の市が交通機関の発達によってさびれてゆき、その反面に於て、新しいタイプの商人資本の形

成されている軍事を看することは出来ない。即ち明治以後大寄生地主として成長する藤田家である。

察田家の遠祖については未調査であるが近世の後期にあらわれた藤田林蔵は、鍋屋と称する如く鍋の行商に従事していた。鋳物は幕末のころの足守藩御産物として棉等と共に併記される特産物であるが、これに目をむけている。かれの行商形態は鍋類を持って村方に出かけ、村方の棉をかって、木棉問屋の木屋総七に売り相当の利益をあげた。そりして得た利益をもって金融業を営み、田地を入手し地主化していった。林蔵は集積した商業資本の一部を割いて、御用商人の株を買い取り、藩米を庭瀬の井手に送ることを請け負ったが、藩米(御用米)と共に林蔵自身の米を積み、領外に積み出して利益をおさめ、地租改正以後は土地集積を強行し、明治20年には6郡65ヶ村にたる小作地をもつ寄生地主となっている。

第 4 節 足 守 藩 政

柴 田 一 藤 井 正 信

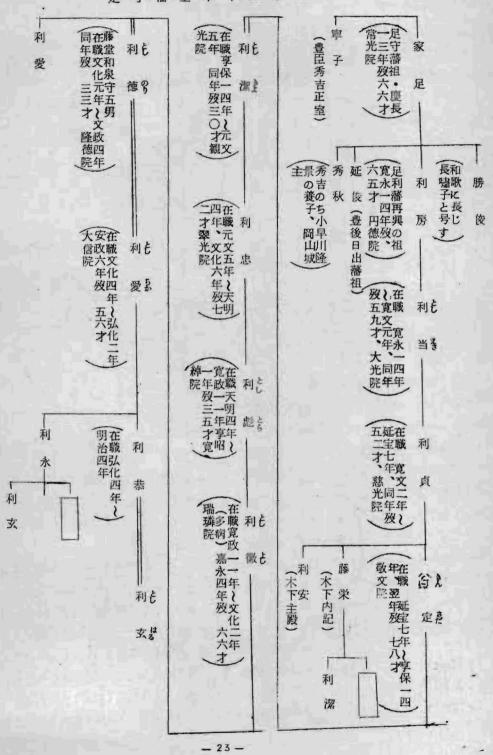
1. 藩 政 の 成 立

藩和木下家定が賀陽・上房両郡のうち40カ村を賜って、朱印高25.000石の足守藩を立藩 したのは、関カ原の戦の翌年、すなわち慶長6年(1601)のことである。それ以前は、関カ 原の戦で失脚し伊豆の八丈島に流された岡山城主字喜多秀家の支配に属していた。

家定は秀吉の正室杉原寧子(高台院)の実兄にあたり、その所縁もあってはじめ秀吉に仕え、播
郷国姫路において 25.000石を領していた。しかし関カ原の戦のときは、京都に居た高台院を守って中立を維持し、大阪方に加担しなかったため、所領の削減をのがれ、戦後この足守の地に移封され、足守藩を立藩することとなったのである。

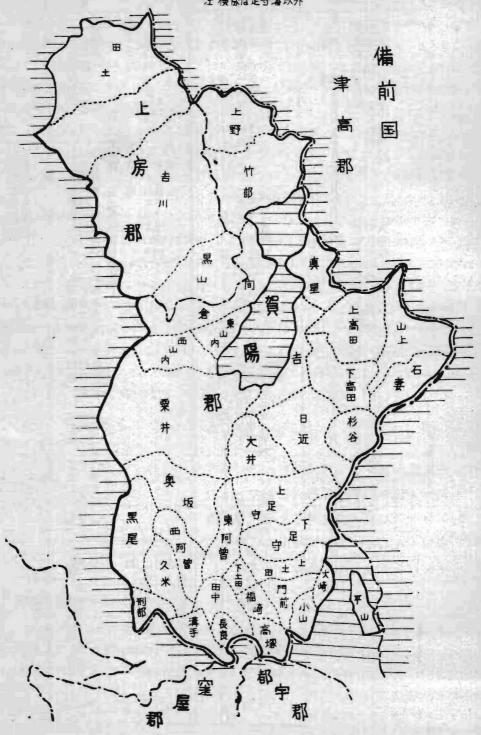
慶長13年家定が歿し、その翌年長子勝俊(長幡子と称す)がその遺領を相続したのであるが、 家康の指示に違ったため(後述)その逆鱗にふれ、所領は没収された。こうした家定を藩租とする足守藩は、わずか7年にして潰れたのである。この間の藩政については史料が全く散逸しているため、これを明らかにすることばできない。

没収された領地は、一時天領となり代官小堀作介(遠州・政一)の支配に属したが、慶長16年浅野長晟に賜った。とのような支配関係の変遷の後、元和1年(1615)大阪夏の陣の直後幕命によって勝俊の弟利房に足守藩再興の許可が出たのである。ととに木下利房を藩租とする新しい足守藩が成立し、明治4年(1871)の廃藩置県まで253年、12代にわたる封建支配



寛文4年足守藩領地図

注 横線は足守著以外



を担当することとなったのである。

足守藩再興の使命を帯びて歴史に登場してきた利房の,藩政確立の事業は決して容易なものではなかった。もともと利房は父家定と共に秀吉に仕え,若狭国高浜城主に封ぜられ,20,000石の大名に列せられていた。しかし関カ原の戦のとき大阪方に属したため,その所領は役収された。しかし家康は利房をさほど憎んでいた訳ではなく,家定が没すると兄の勝俊と彼とに父の遺餌を分割相続させようとしている。ところが勝俊,利房の叔母にあたる高台院の差し金で,勝俊が一括相続しよりとした。家康はその横暴,独断を費めて,前述したようにその所領をことごとく役収したのである。こうして利房は浪人の身から大名の地位に返り咲く絶好の機会を失し,元和1年の足守藩の再興まで不幸な浪人生活をつづけなければならなかった。足守藩の家老瀬川又兵エの『田緒書』によると,この浪人時代を回顧して次のよりに記している。

故有テ太閤御勒気ニ付御浪人被遊候節ニは近江国膳所ニ御住居被遊御座候而,侍壱人則彥助 也。外ニ御具足持壱人,御陸尺四人御草履取壱人,御狹箱壱人都合八人也。

史料の中に「太閤御勘気=付」とあるのは恐らく家康勘気の誤と思われる。かれは浪人生活を 僅の家来,下僕とともに近江国,膳所で佗びしい生活を送っているが,この15年にわたる浪人 生活の間に高浜時代の家臣はほとんど離散しているのである。元和1年足守藩再興を許されたか ちとて,転封の大名とは異なり,最初から家臣団の編成に着手しなければならない有様であった。

足守藩の家臣団編成の過程は,家臣全員の『由諸書』が揃っていないので,その全貌は明らかでないが,知行取である上層の家臣37家の『由緒書』は1冊にまとまって杉原康夫氏が所蔵している。これによって37家の仕官の年代を調査すると[オ1表]の如くになる。

44		表	家	压	ER	n	IV.	-	二回	19
*	1	78	2		1:33	(J)	11/2	DY.	JIA	任王

藩再興以前に主従関係を結んでいるもの	5(家)
利房1代の間に主従関係を結んだもの	1 0
利当1代の間に主従関係を結んだもの	1 3
利定1代の間に主従関係を結んだもの	. 2
それ以後に主従関係を結んだもの	7

備考「木下家家臣団由緒書」より作成

この[オ1表]からあきらかな如く,家臣団編成の事業は,藩祖利房1代で了ったのではなく, 2代利当の時代,すなわち元和1年から寛文1年(1661)まで約半世紀を費して,漸くその 事業が完成したのである。これからみて家臣団編成の難航が窺われるのであるが,その原因は次 の2つに求められるのではなかろうか。

その1つは藩主木下家の歴史的性格である。上層家臣団37家の仕官以前の経歴を調査すると

オ 2 表 家臣団の経歴類型

立藩以前に主従関係のあった譜代の家臣	6 (家)
浪人であって有力家臣の紹介で主従関係を結んだ新参の家臣	1 5
紹介なく主従関係を結んだ新参の家臣	1 3

備 考「木下家家臣団由緒書」より作製

新参の家臣が31家(755%),譜代の家臣は僅かに6家(245%)にすぎない。しかも との比率は上層家臣団の調査結果であって、これを中・下層家臣団について調査ができたならば、 その比率は一層小さくなっていくものと思われる。岡山藩の場合と比較してみよう。岡山藩では、 平士以上の家臣団のうち一族譜代の占める比率は56.3%,更に上層家臣団だけに限定すると3 分の2に達するといわれる(谷口登夫 岡山藩政の研究)。これにくらべると足守藩では詩代の 家臣が殊の外少ないのに驚かざるをえない。譜代家臣の稀少性を灂の政策とみて,肥後藩の「一 門払い」の如く,一族譜代による大名権力牽制を回避し大名権力の確立を図ったものと考えられ ないこともないが,それは事実に反している。新規召抱えのときの知行給与をみると,新参に対 しては殆どの場合100石ないし200石にすぎないのに較べ、譜代の場合は500石ないし8 □ □ □ 石を給付して優遇し、また杉原姓を与えて一族並の対遇を与えている。例えば進藤長左エ門 正勝は寛永 2 0年杉原姓と沢淳の御紋とを賜っている。(木下家御家秘録)。 とうした事実から みると,譜代家臣を忌避したとは解釈できない。とすると,若州高浜時代の旧臣の多くは、15 年間の利房浪人生活の間に、土着帰農したか、他の大名に仕官したか、その辺の事情は明らかで ないが、ともかく「御家再興」を潜かに期待して時機到来を待っていなかったことは確かである。 徳川家康が幼少で不過の境地にあったとき,農耕に従事しつつ「御家再興」の時機到来を期待し、 家康独立と共に旗下に馳せ参じた徳川譜代の家臣と較べて著しい相違がある。これは新興大名と, 中世土豪として譜代家臣をもつ大名との相異であろう。

オ2の埋田は、家臣団編成の時期にある。関カ原の戦、大阪夏の陣と相次ぐ戦乱で没落した大名の吐き出した浪人の数は莫大なものである。それにもかかわらず、新参召抱え、家臣団編成が手間どった理田はどこにあるであろうか。1つには大阪方浪人に対する幕府の探索が厳しかったこともあろうが、同時に足守藩の如く、立藩(藩再建)の時期がおくれた藩では、封建的官僚制の確立が急がれている時期に家臣団編成がなされることとなった。従って、新参召抱えの場合も、武将的資質よりも官僚的資質が重ぜられ、要請される。しかし膨大な浪人は存在しても、時代の要請にこたえ得る浪人は乏しかったのではなかろうか。そうした事情が、封建家臣団編成を困難

ならしめた原因と考えられよう。

とのような困難を克服し、利房、利当2代がかりで完成した家臣団の構造はどうなっているか。 とれを知行制、格制、職制の3つの側面から検討してみよう。

[1] 知 行 制

家臣団編成事業の完了期にあたる延宝年間の史料『御知行並ニ御切米之帳』によると,家臣の総数は421人,うち知行取は88人,蔵米取は333人となっている。知行取の知行高の階層性をみると[オ3表] の通りである。

オ 3 表 知行取の階層構成(延宝年間)

智石亭	1000	500	400	3 0 0	250	200	150	130	100	5 0	計
給人数	1	3	2	3	2	14	31	1	29	2	88

備 考 「御知行並ニ御切米帳」より作製

88人の知行総高は15.180石,足守藩知行高の60.8%にあたっている。その後の知行取の総知行高の割合,知行取の階層構成の変化の過程はよくわからないが,弘化3年12月の『御家中物成米相渡帳』によると,知行取の人数は22名,その総知行高は3.180石と記されている。藩知行高の12.7%にすぎない。そとに名を連らねた給人22名は,家老・御用人層を網羅する上層家臣団であって,知行取の全員であると考えられる。従って,延宝期から弘化期の間に,知行取は88人から22人に減じ,総知行高も60.8%から12.7%に減少している。知行取一人一人の知行高も零細になり,知行350石物成取得分34石4斗5升の木下権之輔,同姓男也を範頭として,[オ4表]の如くなっている。知行制が著しく縮少されて行く事実が認められるのである。

オ 4 表 知行取の階層構成(弘化3年)

知行高 (石)	3 5 0	3 0 0	200	150	130	100	9 0	8 0	7 0	計
給人数	2	1	1	1	2	5	2	6	2	2 2

備考「御家中物成米相渡帳」より作製

つぎに知行制の実態についてみよう。

家老進藤長左ュ門正務の『田緒書』に、「知行高八百石於平山村被下闐候」とあることから、 地方における知行割がおこなわれたことは確かである。しかし知行取の知行地に対する知行権 の内容は、かならずしも明確ではない。しかし後述するように村役人の鳥羽太郎左ェ門が、「 代官下代」的職権を帯びて、領内一円の年貢徴収権かよび免(年貢率)の決定権を委任されて いたことや、百姓の年貢未進の督促や、知行取でなく郡奉行・代官が罷り越し吟味している事 実を勘案すると、知行取の知行権の内容はきわめて乏しく、早くから年貢徴収権・行政権・裁 判権は大名権力下に統一され、知行取も事実上蔵米取と変らない封建官僚と化していたと考え られる。

事実上蔵米取と化した知行取は,寛政13年の「村替」以後その給付は著しく悪化し,弘化3年12月の前掲史料によると,22人の知行取に現実に渡しているのは413石2斗2升6合にすぎない。本来であれば,同藩の租率は大体5公5民であるから1.590石が22人の年貢取得分となる筈である。現実に取得しているのは,本来取得すべき収入の26%にすぎない。 残る74%は年貢徴収権をにぎる藩庫に残るのである。実際は農村の荒廃によって百姓の年貢未進も多く,その上に「村替」された奥州の領地の生産力が著しく低劣で,物成は事実上半減したといわれる。従って知行取の減減も藩庫の充実とはならなかったが,藩財政の危機にあたって減減措置を採用し得たのも,早くから地方知行の本質が存在せず,事実上俸祿制に移行していたことと関係があろう。

[2] 格制

封建家臣団内部での身分的序列を示すものが格別である。この格がどのようにして、また何にもとづいて決定されているか、この問題を明らかにすることが、家臣団構成の性格を理解する重要な鍵となる。

戦国期以来の古い伝統をもつ岡山藩などでは、戦国期の軍事編成上の名称がそのまま格の名称に転化している。これに対し「元和堰武」以後、新たに家臣団編成の行われた足守藩では事情は異なり、格の名称は軍事編成上の名称ではなく政事組織上の名称が用いられている。すなわち、家老・御用人・御用人格・御内用人・御内用人格・給人・給人格・給人並・小姓・中小姓・徒士・徒士格の12階層となっている。もっとも、この格制の復元は『田緒書』を唯一の史料とする一応の試論であって、格と職との区別のまぎらわしいものもある。こうした格制の復元は次の如き手続によって行った。

御用人・御内用人が格を示すものと判定したのは,「格式等之義者御内用人之取扱ニ而諸士 筆頭被仰付」とあり,格式を示すものであることがわかるし,また職を異動するときは「転役」 と称するのに対し,格の異動の時は「御内用人格昇進」といい厳密に使い分けられている。こ のような手続を以て,37家の『由緒書』の異動を「昇進」のコースに則し追求して得たのが さきの12階層である。

岡山藩では明らかに格を示す「御近習役」は,足守藩に於ても格を示すものではないかとする疑いもあるが,二階堂民右エ門行陣の『田緒書』に,

元文元年内辰十一月二十二日,於御前御近習派役被御付御加增被成下,都合四十俵被仰

付,尤動方者万事本役同前二相心得可申旨,大納戸役可被遊御免許候得共,同役共新役 二候間今暫兼帯可仕候旨被仰付候

とあり、「御近習役」も「大納戸役」と同様に職であることが明らかなのである。

それではこの格は、祖宗の勲功によって定まる「家格」なのか、あるいは個人の功労・能力によって定められる「身格」なのか。この問題は、家臣団の構成が、純粋に封建的であるか、 官僚制的に変化しているかを判別する重要なキメテの1つである。

これまで幕藩体制社会の武士階級の格は世襲的に強固に固定されたものと見做されてきた。 すなわち「家格」とみる見方が強かったのである。事実そうした側面もたしかに実在したので ある。例を挙げてみよう。石河源助順光は「家柄之儀思召,旁御内用人被仰付」れている。後 井和平治繁清も「先祖之勲功も有之,旁為家督拾人抉持・給人格ニ被仰付」れている。とのよ りに、格の決定にあたって祖先の勲功や家柄が参酌されていることは否定できないのである。

しかし藩政の確立を封建官僚体制の整備の路線のなかに認めようとする見解に立つならば, 格別の「家格」的側面よりも「身格」的側面の前進を重視していかなければならないと思う。 その点を家老層と御用人以下の層とにわけて考察してみよう。

文化8年(1811)の『田緒書』の部分によって、現に家老であるか、かって家老を勤めた家を調査すると、8家を見出すことができる。その8家を家老の格式叙任の年に従っ配列すると次の如くになっている。

オ 5 表 家老格の世襲状況

瀬	Ш	又兵工	家	元	和	1	年	世襲
杉	原	明次郎	家	元	和	3	年	世级
小)11	幸之進	家	元	和	4	年	小川治兵ヱ1代
杉	原	浅之進	家	万	治	2	年	世襲
長	尾	貫 蔵	家	寛	文	7	年	長尾三郎左 エ門 1代
芝	尾	吉右ュ門	家	大	光	院	代	芝尾作右ヱ門1代
木	下	頼 母	家	宝	永	3	年	世製
木	下	男 也	家	寬	政	2	年	世襲

備考「木下家家臣由緒書」より作製

左欄は文化8年の当主の名,中欄は祖先の家老格叙任の年,右欄は世襲状況を記したものである。この表によると世襲の家老が5家1代限りが3家ある。世襲の家老格の家の先祖をみると,杉原明次郎の祖は進藤長左ェ門正勝で,「永爽院様御筋目ヲ以御家江被召出,則御家老職被仰付」れたものであり,木下頼母利綱の祖は木下権之助利吉で「京都御屋敷ニ而段々御懇ニ被成下,大光院様御同様ニ成長仕」つた間柄である。

このように世襲の家老は一族・譜代の家臣であったのに対し、1代限りの家老の場合はその由緒が異っている。小川幸之進家の場合をみよう。その先祖の治兵工正胤(家老)の父祖は、「先祖古田肥前守、秀吉公御朱印所特仕候、肥前守子小川甚左工門正行、秀頼公大坂御籠城之節。於今福村壱番僑高名、木村長門守見届証文所持仕候」という、全くの新参である。ただその能力によって破格の500石、家老格(職)を与えられたものである。長尾貫蔵の祖長尾三郎左工門も、その父次郎太夫が慶長19年村上三右工門の肝煎で150石で召抱えられ、寛永21年三郎右工門が家督をつぎ、知行100石、大納戸役を振出しに、栄進を続け寛文7年には500石家老格(職)に補せられた。これも一身の能力による昇格である。

このように元和~寛文時代には,一族譜代の家老と並んで新参出身の家老が,藩政の中枢に 参画することもできた。その理由は,1つには,藩政確立朝で有能な人材を家柄を問わず広く 集める必要があったこと,2つには,この時代には官僚制的藩政機構が整えられておらず,家 老が藩政の直接的執行機関であったところから,特に人材登用の必要があったことによるであ ろう。

しかし藩政確立期をすぎる元禄時代以後になると、新参の家老職への抜擢は全く行われず、かつて新参で家老職となったものもその身1代で、その相続人は世襲を許されていない。との時点に於て、一族・譜代の家老職独占の体制が確立する。

それでも、格の固定をみるのは家老層だけであって、御用人以下の層においては、そのような格の固定化現象は全くみとめられないのである。 荒木郡治紀丘は新参出身の給人の子であり、 部屋住の身で御小姓に召し出されたが、父隠居の後知行150石の給人となり、更に御内用人を経て御用人に進んだ。ところがその子栄太郎民久は知行150石の給人で終り、その養子群兵工氏知は知行100石の給人から進んで御内用人まで進んでいる。これは、格が個人の勲功才能によって決定され、必ずしも家柄によって固定するものでないことを証明する一例にすぎない。

以上要するに、藩政確立期以後になると、家老層の格が固定化していくのに対し、御用人以下の層では、家格的要素も勿論残存するけれども、身格的要素が強く、格の世襲制は乏しくなっているという事実を確認したのである。この新しい傾向は次の職制の整備=封建的官僚体制の確立と密接な関係があると思われる。

[3] 職 制

足守藩の職制発展の過程は次の2つの段階に分けて考えることができる。そのオ1段階は, 元和1年の立藩から,元禄ごろの元〆役の設置まで。オ2段階は元〆役設置以後である。

しかし藩主親政といっても,藩主と家老だけで一藩の政治のできる筈はない。 漸次官僚機構が整えられていくのである。すなわち,財政方面では,寛文12年(1672)どろ(以下年代は『田緒書』に現われた初見の年)御納戸役,延宝7年(1679)どろ御金払役などが,勘定奉行職設置と相前後して新設されている。民政方面では,正保3~4年の検地にあたり郡奉行職が設けられたと思われる。畑原右エ門の『田緒書』によると,「慶安元年郡奉行被仰付」とあり,それが初見であるが,検地帳の奥書に郡奉行畑原右エ門と記されているから,検地の施行に伴って新設されたものと思われる。天和4年(1684)の『藩日記』によると,郡奉行の下に代官職が置れているが,その設置年代は不明であり,37家の『由緒書』にはその名称はあらわれてとない。恐らく37家に入らぬ下級家臣の任命される職制であったかと思われる。

このように、大名・家老を中核とする藩主親政体制のもとに漸次封建的官僚制が形成されたのであるが、その主導権は大名・家老層にあり、その下の封建官僚層はその従属機関であって 藩政の推進力とはなっていないのである。

との封建的官僚制が藩政の担当者となり、大名・家老層がそれに背負われ、藩政のオー線から後退してくるのが、藩政のオ2段階・元禄期以降である。

との時期の職制の特質は,職掌細分化がその1つである。個々の職掌の内容は未だ調査していない。格と職と祿高とを対応させ,その対応関係を揉ろうと試みた。それが[オ6表]である。

才 6 表 足守藩職制一覧

格制	職制	禄 高
家 老	御元/役・家老助役・家老見習・家老本役・勘定方	300~1450石
御用人	御元×役(御勝手方・御元方)・御家老代・御台所坊主支配 足軽組預・御円証向御用・御小成方引請・御札場元×役	50~ 450
御 内 用 人	御元 / 役・御勘定間役・札場上奉行(御在所札取立支配役) 裏判役・御台所御作事方御坊主支配・御内政方役人上下支配 鉄砲大狩・足軽組預・御長柄組預・御歩行預・御弓之者預	1 30~2 30
御内用人格	御元方立入・公金掛・勘定方・ 裏 判役・寺社町奉行・郡奉行 足軽組預・御物頭・御武器方(御武貝方)	100~200
給人	御納戸役・御目付役・御金払役・裏判役・勘定聞役・ 御庭御台所・御茶道方預・寺社町奉行・郡奉行・山奉行 御次番・普請奉行・御日帳役・御奉行・御近習役・ 御元〆方吟味役(立人)・奥州郡奉行・制定奉行・御玄関御 番・御小姓頭・殺生改・大納戸役 御徒士頭・御持筒組御預・御武貝方預・御武頭・御長柄組物 頭・御作事惣奉行・御水手肝 ・足軽組預・追写舎出仕	100~300
給人格	御近習役·御徒士頭·御取次·御納戸役	2 0人扶持~5 0 俵
給人並	御近習役・勝手向吟味方加役	
小 姓 役	大納戸役·御近習役·御徒士頭·御刀番·追马舎出仕	4人扶持~4俵4 人扶持
中小性役	御書役・御玄関御番・御次番・御納渡役・御徒士頭	
児小性役	大納戸役・御納戸役・御書役	3人扶持

備 考 「木下家家臣由緒書」より作製

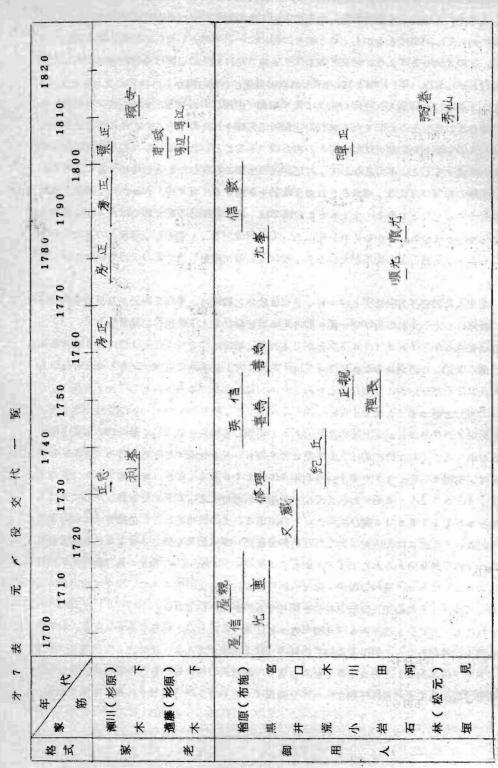
この表からみると、その3者の間に厳密な対応関係はみとめられないようである。しかしそれは、「兼帯」「孫役」「暫時留任」などによってその対応関係が外見的にあいまいになっているのであって、石高はともかく、格と職との間には一応判然とした対応の原則は存在したのである。その1例をあげよう。元文5年(1740)格は給人で、職は寺社町奉行であった岩田平也種長が、寛保3年(1743)御内用人の格に昇進した時の藩からの達旨に次の如く記されている。「寺社町奉行別人江被仰付候迄は其讎相勤可申候。追而勤方之儀は可被仰付盲被仰付」れるであろう。事実その後間もなく裏判勘定聞役に転補されたのである。これによると寺社町奉行は給人の、裏判勘定聞役は御内用人の相当職であることがわかる。しかしその対応関係の原則を再構成することは不可能なので、対応関係の原則の存在したことを指摘するに止める。

この段階の特質のオ2は、細分化された諸職制を統轄する「元/段」がおかれ、事実上藩政の指導者となったことである。もともとこの職掌は、藩財政関係の総元締ではあるが、藩政全般にかたるものではない。しかし18世紀に入って藩財政が著しく窮迫し、藩政上の基本問題となってくると、財務官僚の地位がたかまり、藩政全般の元締を担当するのは当然のなりゆきであった。

御用人共御勝手方御断申上候二付,此節御危急之御場合,旁尚又御元 × 方引請被仰付同 役頼母(木下)共申談存寄一盃二取斗可申旨被仰付(木下男也『由緒書』)

これは文化8年(1811)木下男也が、重れて元締役に任ぜられたときのいきさつである。御用人層は窮迫した藩財政のなかにあっては「御勝手方」を勇敢に引請けようとする者はいなかった。財政担当がいかに至難なことであったかが親われるであろう。その代り元が役は、他の一切の制肘を受けることなく「存寄一盃」に活躍でき、職制の中でも一番の要職であった。元が役の最大の任務は京都・大阪の蔵元・商人と折衝して借銀を調達し、藩財政の破綻を防ぐことであった。それだけに適任者の任用は藩主のもっとも苦臓するところであった。杉原玄蕃房正は、宝暦12年(1762)から明和5年(1768),安永4年(1775)から天明5年(1785)と 2期にわたって元が役を勤め老令によって元が役を辞したのであったが、天明8年(1788)3度び起用されたのである。その理由として『由緒書』は次の如く記している。「老年二は相成候得共、外江被仰付候而小銀主馴染も無之二付、元が方帰役被仰付」られ、特に老体であるから、「大老職と心得候而相勤、為心安が、宿元二而書物等光三郎江名代為致候様」にと元が役への復帰を命ぜられている。銀主との取引きの円滑化に藩財政の安危は懸っており、その銀主との取引契約を担当するのが元が役である。

そうなると、元が役を限りある家老層だけから任用することは不可能であり、広く人材登用 の道を開く必要があった。岩田種長の『由緒書』に「御家老方人少二茂有之、旁御政事向掛被 仰付、御家老申談相勤」とあり、家老をさし借りて御用人の格の岩田をこの要職に任用した。 『由緒書』によって元が役に任用された家を調査すると[オ7表]に示された13家である。



そのうち家老の家柄の者 4家,御用人に昇進して任用されたものが 9家である。このことは, 藩財政の窮迫が激化すればするほど人材の登用が緊急の課題となり,封建的官僚制の形成が進 んだことを示すものに他ならない。元が役はこの封建的官僚制を代表する職制である。元が役の のなかでも名臣賢相の誉れたかかったのは黒宮光峯で,ときの藩主木下利彪はかれを厚く信任 し,かれが歿すると「嗚呼輔弼之臣」よとその死を悼んだのである。

以上において,足守藩の知行制・格制・職制の面から封建家臣団の構造を概観したのである。 そこで確認できたことは,知行制の面では早くから地方知行の本質は存在せず,封建的官僚体制に移行する条件は藩政成立の当初から存在していたこと。格制の面では,家臣団編成のほぼ完了する延宝期までに格制も整備される。その後家老職は家格化するが,御用人以下の層では人材登用とかよって格の固定化はみられない。職制の面では,18世紀に入ると藩主親政体制に代って元メ役を頂点とする封建的官僚体制が確立し,藩政変質期の難局を克服する政治体制となった。大体以上の3点である。

2. 農村の構造

藩政が成立しそして変貌していくとき,その支配の対象である農村社会の構造も亦著しい変化をみせている。藩政の展開が農村構造の発展を促進すると同様に,農村構造の変化が藩政に新しい問題を提起していく。従って藩政の動向を理解するためには,農村構造の変化を適確に理解するとが必要なのである。

[1] 藩政成立期の農村構造

木下家定が近世大名として足守藩を立藩する以前の農村構造をまづみよう。との地域は毛利氏版図の東端にあたり、毛利氏と主従関係を結ぶ戦国土豪層がそれぞれ城を構えて割拠していた。すなわち永禄5年(1562)の頃、賀陽郡日近村に福武新介という土豪がいた。『福武家系図』によると、もとは児玉党の武士で、伊豫の新居郡福武村に住んでいたので福武を称した。のち毛利氏の被官となり備中に移住し、銀冶山城主日近修理進という土豪を征服して同城の城主となったと記されており、また日近修理進秀直が福武新介に対し、先代の対馬守玄重に対すると同様忠誠を尽すことを約束した『誓状』もある。総反別は未詳ながら「福武新介抱領分」として吉村を始め数カ村を安堵されている。

また栗井村には,同じく毛利の屋下に属して備中に土着した長門右ュ門尉があり,竹庄4ヵ村等を扶持せしめられている。これまた福武氏と性格を同じくする戦国土豪であろう。(藤井・水野氏共著『岡山県古文書集・オ三輯』福武家文書)

その頃冠山城主に鳥羽太郎兵工尉久徳という戦国土豪がいた。その祖先太郎左工門尉氏明以後七代の間冠山城主であった。 このように戦国土豪層が城塞と領民をむさえて割拠していた。 しかし字喜多氏から木下氏へと近世大名領が形成されるに伴って,戦国土豪=侍の身分は剝奪 され、百姓の身分に固定化されていった。とはいえ、かれらの田畑所有面積は他の百姓を断然 凌駕するだけのものを持っていたと思われる。先にのべた3家に関する藩政成立当初の抱地関 係の史料がないので、難波宗一氏所蔵の正保3~4年の『上土田村田畠改帳』によって村落構 造をみよう。

上土田きっての大名請人(大地主)は長兵ェで田畠合せて5町8反7畝17歩を抱えている。 残る42人の名請人の抱地は著しく少く,1町5反~2町6反の名請人が3人,5反~1町5 反のもの12人,5反以下のものが33人となっている。この数字から考えて,長兵ェの経済 的な圧倒的優位性を認めることができるであろう。この長兵ェの由緒は不明であるが,恐らく 難波理石右ェ門が南方村の本家から別家入村する慶安5年以前までの上土田村庄屋であって戦 国土豪の未かと推察できるのである。

このような経済構造をふまえ、戦国土豪の末裔としての伝統的権威を併せるって、百姓に臨むことにより、「土豪的地主」と呼ばれるにふさわしい農村支配力を保ちつづけているのであった。土豪的地主と平百姓との対立、これが藩政成立期の農村構造の1つの特質であろうと思う。この

このような社会構造をもつ藩政成立期の農村を,封建的官僚体制の未成熟な封建領主が支配する場合,直接に個々の平百姓を掌握することは困難であり,いきおい既存の村落支配者である土豪的地主層を村役人に取り立て,この土豪的地主=村役人層を通して,間接的に平百姓を支配する方法がとられざるを得なかった。すなわち栗井村の長門家は同村庄屋に,日近村の福武家は,庄屋となって百姓と同列になることを忌避したため郷土となり,大井村の鳥羽家も代官下代に任ぜられた。これは決して足守藩独特の動きではない。しかしことで特に注目に価するのは鳥羽家の果した役割である。

鳥羽家は、太郎左ヱ門尉久徳のとき大井村に土着し、かれは天正15年(1587)歿するのであるが、その子太郎左ヱ門久村があとをつぎ、天領時代には小堀遠州のもとで「代官下代」に任ぜられた家枘である。木下家の時代にも既に代官下代的な地位にあって、領内の年貢徴収権を認められていたことが次の史料によってあきらかである。

一書申遺候 扨代官之儀当年者たれとも不能分別候間,当納事ハ其方肝煎候で納所次オ 早々急候而,船頭助左ェ門ニ相渡可申候,少しも油断申ましく候 為其急度如斯候也 後八月十日

木下二位法印

鳥羽太郎左ヱ門

尚々わた,かと,あさむなど早々取あつめ調上可申候 ゆたん申ましく候。

この手紙は慶長9年閏8月10日木下家定が鳥羽太郎左エ門に送ったものである。年 貢収納期も近づいた閏8月に入って、未だに年貢徴収にあたる代官が任命されない。代りに年貢を 徴収して船債みせよ、というのである。太郎左エ門は代官の代理として年貢徴収権を委譲され たのである。

これは家定の時代だけではなく,元和1年利房による足守藩再興の後も同様である。利房が 太郎左エ門に送った次の年代未詳の手紙がそれを証明している。

急度申遺候 其元納所之儀早々皆済仕候儀=其方かたく可申付候 油断仕候=おあてハ 可為曲事候,其通小百姓等にも可申渡候猶此者可申候己上

極月三日

宮内少利房

大井村 鳥羽太郎左ュ門参

猶々のめんあい之儀も久右エ門居不申候間,むさと仕候ハム其方可為曲事候間万事無油 断可申候

代官としては、一応井関久右ュ門が任命されているのであるが、在所にいない。それ故に、 年貢徴収だけでなく免相の決定までかれに委任しようというのである。藩政成立当初の足守藩 主は京都におり、在地の支配は土豪的地主層に委任していたのである。

元和5年の冬になって始めて足守常駐の代官職がおかれ,進藤長左エ門正勝が利房の継室永 興院の兄弟という由緒によって召し出され,「足守江御仕置代官ニ被下」れた(御家秘録)。 しかしこれによって直ちに鳥羽氏の権限が剝奪されたのではない。『吉備郡史』の引用史料に よると,「大夫進藤君之御下知ニ因テ封内三十八ヶ邑之用務,鳥羽久什沙汰ス」とあり,仕置 代官進藤正勝のもとで足守藩全体の民政を掌ったのであった。

とのように藩政成立期の当初においては、土豪的地主の地方支配体制を体制的に容認すると ともに、積極的にこれと連携して農民支配を行なわざるを得なかったのである。

しかし土豪的地主層の地方支配体制はいつまでもつづく訳ではない。正保3~4年の所謂「 正保検地」を境として,その政治的社会的地位は激しく動揺していく。その基本的原因は次の 2点すなわち封建的官僚制の確立と年貢収奪の強化である。

正保検地の歴史的意義の1つは,土豪的地主屬まかせの在地支配を改めて,各村を単位に生産高そのものを確実に把握すると同時に百姓1人1人を封建領主が掌握したという点にある。 天和4年(1684)の『藩日記』に農民支配の実状を伝える次の史料が記されている。

一,外内郡未進有之,間々庄屋共呼寄候而此方三人(郡奉行)代官四人寄合申渡シ候。 未進米無滞すきすき取立可申候。不埓之者分へ追出シ田地等代替不足之所,村中より弁 急度御納所可仕候。少しも無油断近日吟味可仕之旨申渡ス。尤代官衆も近日より村々へ 罷越吟味被致候様ニと申渡ス也。

これによると年貢督促に当っているのは、代官手代であった鳥羽氏ではなく、地方行政官僚である郡奉行・代官である。そして庄屋層に年貢皆済を呼びかけるだけではなく、みづから村々へ踏み込み年貢未進の調査に乗りだすととを申し達しているのである。事実、貞享1年1月の『藩日記』には、郡奉行林忠右エ門が黒瓦村に立ち入り、「村中呼寄一人究二吟味仕」って

いるのである。その「一人究」の調査がいかに徹底したものであったか次の 1 例をもって知る ことができるであろう。

庄二郎と申者年貢納すくなく御座候ニ付吟味仕候へ共,我儘斗申候而請相不申候ニ付, 吟味之上にて庄次郎をハ庄屋蔵へ入置候而宿ヲ改させ申候へハ,モミ米少宛御座候ニ付 拾人組ニ預置影帰候

このように、郡奉行・代官の農民掌握は、家宅捜索に及んでいるように1人1人の百姓にまで直接およんでいる。このように郡奉行代官の農民直支配が貫徹してくると、その中間にあって半領主的な農民支配権を保持していた土豪的地主=村役人層の地位が、大きく動揺するようになるのは避け難いところである。 菅井庄兵 エが大井村庄屋太郎兵に宛てた「請取申麻苧事」という書状には「太井村庄屋太郎兵殿」と記されており、身分は1村の庄屋にすぎず、姓も「鳥羽」の公称を禁ぜられているようである。これは土豪的村役人から官僚的村役人への転化にともなうものであろう。これはひとり鳥羽家だけでなく土豪的地主=村役人のひとしくたどった道であったと思われる。

正保検地の第2の意義,年貢収奪の強化についてのべてみよう。

黒宮七郎右ェ門・安井猪兵ェ・前野惣右ェ門を検地奉行とする正保3年12月から翌年7月までの検地の結果を示す史料は『上土田村検地帳』ただ1冊である。この検地帳は正保4年の田畑所持形態を示していると同時に、以後寛文12年(1672)に至る田畑の移動を一筆毎に明確に記入されてをり、きわめて珍重すべき史料である。これによって正保4年段階における1町以上の田畑所持者7人慶安5年以後における1町以上の田畑所持者2人の土地移動状況を調査すると[オ8表]のとおりである。

オ 8 表 1 町歩地主以上の抱田畑の移動状況

	正保4年		万治2年	寛文 5 年	寛女12年	
長兵工	587.17	270.10	279.18	227.07	109.15	没
主 兵 ヱ	254.20	148.07	137.26	107.14	55.06	没
惣右ェ門	188.28	179.18	179.18	151.03	99.11	没
惣兵ュ	186.25	190.00	189.18	166.22	209.25	昇
孫左ヱ門	126.27	161.19	154.07	171.00	173.05	昇
久蔵	112.19	91.28	58.09	20.25	20.25	没
三右ヱ門	108.21	90.20	66.12	66.12	66.12	没
理右ュ門		252.24	226.04	277.10	395.04	昇
七郎兵工		129.04	129.04	129.23	129.23	並

備 考「正保4年上土田村検地帳」より作製

この表によると、正保検地の時期と較べて抱田畑を増加させているのは7人のうち惣兵エ・ 孫左エ門の2人にすぎず、その2人も僅かに5反~2反の増加にすぎない。それに対し残る5 人は4反~4町8反という激減ぶりをみせている。なかでも著しいのは、正保検地段階の最大 地主である長兵エである。その抱田畑の微減した理由は、[オ9表]にみるごとく慶安5年(1652)になって検地帳に登場してくる庄屋理右エ門に約3町歩を売渡していることである。

その他16人の百姓にも田畑を売渡してい るのであって,寛文12年(1672)には 1町9畝15歩となり並の百姓に転落してい る。その間の事情はかならずしもあきらかで ない。しかし、正保険地段階の大地主層が寛 文12年に至る25年間に注目すべき没落を を示していることは事実である。しかし正保 期以後多少なりとも抱田畑を増加させた惣兵エ 孫左エ門, そして上土田村に人村して庄屋と なり、田畑を買得して寛文12年に至って3 町9反5畝4歩を抱えて,村中随一の大地主 となった理右エ門, そういう地主層の経済的 地位は果して安定したものであったかどうか。 田畑が百姓にとって利潤形成の源泉であり得 るか否かは貢祖率によって決定する。しかし 天和4年の『藩日記』の記すところは,地主 層の経済的安定性を完全に否定しさっている。 新興地主にして庄屋である利右エ門の場合に ついてみよう。

> 一,上土田村庄屋利右エ門義近年身 めいわく仕候,国分当年ハ下人抱可申 様も無御座候。扶持方等ニ難儀仕候

オ9表 最大地主長兵 z の 抱田畑の 分散 状況

分割入手者	面積
理右ヱ門	293.29
七郎兵工	100.29
宗 兵 工	22.19
加右ヱ門	19.16
三郎右ヱ門	17.20
六 兵 工	16.24
平左ュ門	15.07
与 兵 ユ	9.05
八右工門	9.00
仁右工門	8.05
十兵工	7.04
伊左工門	6.01
市右ヱ門	4.15
太兵工	3.14
市郎右ヱ門	2.25
孫左ヱ門	2.17
計 16人	538.20

備考 「正保 4 年上土田村検地帳」より作

田地ヲ預ヶ可申ニも下作人無御座何共難儀共候,自分抱え林近年ゆも之木ヲ二堀り立候 ハン代替候而ふち方之たよりニも仕云々

抱田畑4町歩の地主・庄屋にして、生活に苦しみ、下人の雇傭は不可能であり、さりとて田畑を預作に出すには小作人のなり手がいない。年貢負担が土地の生産力に較べて苛酷にすぎたとは勿論である。そのために、自分持ちの林を掘り起して売却し、その代金で生活費の補ひを付けようというのである。

利右エ門の場合よりも、もっと悲惨なのは三方村の庄屋平兵エの場合である。

一,三方村庄屋平兵ェ御未進大分ニ御座候故,田地売申候而御納所可仕と奉存候故,組頭へ相頼候へ共,田地買申者無御座候故家長屋売可申と存,与一兵ェ残口取候而庭瀬方へ参候而頼申候所ニ,一昨日家見分ニ参申候 成程買可申と申候故売御納米可仕と申山中ニ郎大夫申来云々。

庄屋の身でありながら年貢米上納に差迫り、田地を買却して上納しようにも買手がなく、遂 に家と長屋を人手に渡して上納しようというのである。

このような庄屋層の没落は決して例外的なものではない。「近年身体成不申」という理由で 庄屋役を辞退したいという願書が,同じ天和 4年のうちに 5 件続出しているのである。かつて は下人を雇傭して手作し,手餘地は下作人に預作にした地主=村役人層が,多くの抱田畑をも ちながら没落していくのである。藩政成立期の村落支配者屬は広汎なる没落の危機にさらされ たのである。

その理由はなんであろうか。延宝9年(1681)の『如此=相認候而御巡見衆へ差上ル扣』 (難波仁次郎氏所蔵文書)によると,延宝6年の年貢収取率は53.8%(小物成を除く)である。この収取率は全国平均からみると決して著しく高率であるとはいえない。しかしこの貢祖率のもとでの田畑の所有は,田畑を目作するには奉公人を使っては割に合わず,預作にするには小作人が付かず,売却するには買手がない,とい事実が物語るように,農民的利潤の源泉としての意義を全くもっていないのである。貢祖収奪の苛酷さによる農業経営の貧弱性,反当生産力の低劣性に基くものであろう。

このような条件のもとで、経営の一番維持し難い型は、奉公人雇傭と預作経営に立脚する大地主ニ村役人の経営である。それに対し、相対的に経営の維持し易い型は、家族労働を完全に燃焼するに必要にして充分なだけの抱田畑をもつ自作農経営(単一小家族経営)である。この階層を[オ10表]でみると、殆ど変化がないのである。寛文12年のころまでは安定した農業経営を維持していたと思われる。

つぎに5反以下で到底家族労働を完全燃焼することは不可能と思われる零細経営についてみると,その家数は正保以後増加しているが寛文期に入るとさほど著しい増加は認められない。それでは零細経営は具体的にどのような形で存在したのであろうか。正保期の零細経営33軒のうちには他村からの人作百姓もあるであろう。しかしその内11戸は明らかに屋敷を所持するのであるから上土田村の百姓であることは確かである。残る22軒のうちにも本家の部屋住の百姓もいたであろう。おそらく彼らは,正保~寛文期においては,大地主の下作人として小作地を耕作したり,大地主の手作経営の奉公人となり,本家・大地主を中核とする族縁的な共同体を構成し,その共同体に依存して再生産を一応持続することができたと思われる。しかし族緑的共同体の中核である大地主∞村役人層の没落によって,零細経営農民の存立の基礎がくずれていくのは当然である。

· 才 1 0 表 上土田村農民所有面積別階屬

			Œ	保	4 年	承応	2 年	万治	2 年	寛文	5 年	寛文	1 2 年
			百枚	主数	屋敷数	百姓	数	百姓	数	百姓	数	百姓	数
3 0	反以	上	1		1							1	
2 0	~ 3	3 0	1	4	1	2	6	2	5	2	5	1	
1 5	~ 2	2 0	2		2	4		3		3		1	L.
1 0	~ 1	5	3		3	2		3	EEA	2		2	
8	~ 1	0	3	1 2	3	6	12	2	11	3	10	4	1
. 5	~	8	6		6	4		6		5	91-1	5	
3	~	5	6		3	7	H	8		11		11	
1	~	3	7	3 3	2	8	48	1 4	5 5	19	6 4	2 2	6 6
0	~	1	2 0		6	3 3		3 3		34	7	3 3	
	計		4 5)	2 7	6	6	7	1	7	9	8	0
最		高	5	8 7 .	17	270	教 10	279	畝 歩	277	人 10	395	04

[注] 耕地総面積 27町8反3畝17歩 内 田 22.8.3.24 畑 4.9.9.23

備 考「正保4年上土田村検地帳」より作製

その直接の契機「延宝の飢饉」に求められる。延宝9年の前掲史料によると、飢人5.831人,餓死者29人,延宝8年10月から翌9年8月までの間に牛の死んだもの128疋,馬の死んだもの21疋に及んだと記されている。享保~元文期の人口戸数が藩全体で26.424人,5.831軒である(吉傭郡史中巻)から、延宝期においてもこれと大差なしとすれば、飢人の割合は全人口の22.6%,一軒つき1人となる。恐らく足守溝における空前絶後の災害であったと考えられる。

この惨状眼を覆ふばかりの農村が、未た荒廃状態から立上りきらぬ天和 4年、足守藩は強硬な年貢の 2 歩増徴政策を打出してきたのである。

--, 外郡中内郡庄屋組頭呼寄候而土免相定之下札相済, 御領分一統=式歩宛御上ケ被成 旨申渡ス也 此三人(郡奉行)代官四人も罷出世(藩日記)

大地主 一村役人層が広汎に没落したのも都奉行・代官が百姓1人1人について厳重なる年貢 未進の取調べをおとなったのも,まさにとの時期であった。

[2] 領主的危機と農民の抵坑

大地主ニ村役人層の広汎なる没落によって,それを支柱とする族縁的共同体は解体し,その 庇護のもとにその経営を維持してきた零細農民は,赤裸の姿で全く孤立したまま没落の運命に 身をさらすこととなった。また比較的優実な経営を維持できたであろうと思われる単一小家族 経営コ自作売も災害につぐ年貢増徴政策のまえにその経営を破綻させいった。

その結果,藩政確立期の農村社会は次の2つの点で著しい変化を示すこととなった。その1つは土豪的地主層の没落・単一小家族経営の破綻,零細経営の没落によって,土豪的地主層の特権的地位が壊れ,均質化したことである。その2つは,その農民均質化が,ともに極端な生活の困窮のもとでのの均質化であったために,反領主的な統一的農民戦線=惣百姓一揆の気運が醸成されてきたことである。

享保6年(1721)の『藩日記』によると、そうした気運を感知してであろうか、代官は 貧農教済措置について熱心に具申している。同年まづ貧農教済のため藩は銀15貫目を投じた が猶たらず、田上村、矢野村、竹田村、上野村、吉川村・岩村、舞地村、湯山村の8ヵ村で、 合せて1.576人の飢人を出した。そこで代官は重ねて務から「借米」の放出を願っている。

一,代官共申候者先達で村方へ飢扶持被下候旨願之通継展,其内二壱ヶ村之内五人三 人程ハひしと飢申者御座候。此上之義御米ニ渡し遺候様ニとハ得不申上候,何とそ少 ッ御米御借被下候者,元来ニて当暮急度取立差上可申候由,昨夜 代官共罷出申候 (藩日記)

このような農民困窮に対し、貧農救済銀を出したり、借米の放出を考慮する落は、他方では 年貢の完全徴収のため、村連帯制を強化していった。この村連帯制と端を発して起ったのが、 享保12年(1727)の「大井村騒動」である。

葛岡門太夫の『由緒書』には次の如く記録されている。

享保十弐年,大井村庄屋莫太之引負仕壞儀相知,段《御詮議之上=而,庄屋組頭共宰居被仰付,支配之代官両人御暇被遣,右引負之儀御式法之通村割府申付候処,過分之儀故御請不仕 御評議下々=而来落着不仕內,翌三月十八日夜大井村御百姓共不殘礦前岡山迄罷越候,依之同十九日同役(郡奉行)三人共違慮被仰付度候趣。此度大井村百姓共,岡山迄罷出及騷動義,御仕置ニ疵付候様思召候間三人共御役義被遊御免候

この「大井村騒動」が足守藩の史料にあらわれた農民騒動の最初である。この事件は,大井村庄屋の「莫太の引負」が暴露したため,所轄の代官が罷免されるとともに,庄屋「引負」分の村割を命ぜられた。そこで村割に反対する農民(惣百姓)が岡山へ逃散し,郡奉行3人はその責を負って罷免されたという事件である。この騒動は,足守藩に於て一村の惣百姓が領主の搾取に対し組織的に抵抗して奮起した最初の事件として重要な意味をもっている。

しかしこの組織的な抵抗も1村のわくを越えた組織化ができておらず,また耕作放棄による, 消極的な抵抗であった,という意味で,農民斗争の限界がみとめられる。しかしこの限界は, つぎの明和6年(1769)の農民騒動によって見事に克服されていく。黒宮勝之進の『由緒 書』によると、

これだけの史料では騒動の原因は皆目わからないのであるが,農民の抵抗組織が村のわくを 越えて組織され,その方法も耕作放棄による逃散ではなく,自分たちの耕作する耕地を基盤と してがっちりとふまえ,その上に立って,農民の再生産確保をたたかったものである。この時 期に,毎年のごとく「御領内村・御升切願出候」ている事実(岩田武兵エ「由緒書」)と併せ 考えると,僅かながらも剰余労働部分を農民の側にとどめようとする意識の前進が認められる のである。

勿論,剩余労働部分をめぐる領主と農民との対立は、決してとの段階に至ってはじめて発生 したものではない。しかし,かつて黒瓦村の庄二郎が年貢米を隠とくしたような,個人的謀略 的な方法によってではなく,集団的正攻法的な斗争が開始されている点に,この時代の斗争の 特質があるのである。

とのような農民騒動の展開は、藩政危機の深化を集中的に表現するものに他ならない。

この年とともに進行する藩政の危機に対応し、藩政改革の急務を藩の要略に力説したのが日近近村の郷土福武与左ュ門である。寛政6~7年(1794~95)のとろ家老中に差出した藩 政改革案『諫言書』の1節に次のごとく記している。

然ニ謀計をなして課役を掛,民を苦烈、諸人の誇事有時へ必其家の不幸となる物成。

御家の長久安全を思給へ,民の苦ミ諸人の薩なきやふニ御政道大事ニ被成事肝要候 封建的特権身分にある郷土も,反面では農村に在住して農耕に従事し,生産者的性格をしっ かり身につけている。それだけに,領主的側面と農民的側面との二重の立場から,封建社会の 行きずまりがひしひしと感知されたのであろう。そういう「危機」が意識が,民力極養を政策 の基調とせよとする改革案を「推参慮外恐をも不顧」建白せしめたのであろう。

しかし藩は与左ュ門の建白を受容しようとせざるのみか「以外豪逆鱗を、已後出入無用と被仰聞,郷土地=町被召放」されるという処分を受けたのである。(福武求馬代所蔵文書)藩政の危機に憔燥する藩当局にしてみれば,民力衝養をスローガンとする与左ュ門の抜本的改革案は,所詮受容れられるところではなかったのである。過度の搾取が,結局は藩財政の基礎を規崩することになるのであるが,藩は1時を糊塗するため農民を没落せしめ,農村を荒廃に陥入れていったのである。次の嘉永5年(1852)の史料は福武与左ュ門の『諫言書』建白段階以降の,農村荒廃の事情を語り尽して余すところがない。

奉歎願口上書

当村之儀兼而困窮村ニ而御座候所,運々困窮弥增人少ニ相成,田畑手余り相続方行届不申,殊ニ持村谷間孤地手遠之場所者別而手余り荒地多分出来追々御年貢上納方出来不申者共,又者絶家人持地追々村地ニ相成,此分御年貢村弁納仕罷在候故,加程之困窮弥增,潤人等出来候ニ付,年々村地相嵩,惣百姓銘々御年貢之外,村地御年貢弁納相增極而難渋仕候得共,是迄色々村辻借等仕御年貢上納仕候得共,未進員(数)之者共年々利分等相增,御年貢之外村地弁納未進利分等相懸り立行不申ニ付,既ニ所持地村方へ差出村地ニ相成,其上潰人未進是又村弁納仕候故,年々感多の高持之者共迄友潰ニ相成候樣成行,当時之姿に而ハ 困窮立直り候義者取置,追々困窮弥增以後如何成行候哉と心痛仕罷在候。

「中恐百姓之身分度者,炎夏=労シ厳冬=不厭,雪霜農業精励仕候も不難ニ御収納成就者顧之外他事無御座候処,近来凶作打続一同難渋之場合,其上前条之通村地等多分ニ出来,弁納嵩ニ相成と難渋ニ落入此儘捨置候得者,如何程円誠尽候而も迚も永続難相成と存,自然人気変,農業怠候様成心得違之者出来仕候程も難斗,一同心配仕罷在候,全躰村地之儀者,人別相增候得者追々相続方之儀,如何様共被仕候得とも,追々人少ニ相成,既ニ天明度より家数廿軒余,人数ニ百人斗りも减り,当村人別之内ニ茂所持地村地ニ差出し,無高ニ而農業渡世得不住,難渋之者家数廿七,八軒斗も御座候故,御田地相続仕候者共は,誠以多分减少し仕候所より,御田畑手余り作候分茂,人数不能事故ニ,或荒作同様之事ニ而端々者,年々荒地相增候ニ付困窮弥増,凡て乏村ニ而も,可為躰ニ相成村地弁納割懸り候而も難渋之場合迚も上納可致者半分も無之,強而取立候得者友ニ村地へ差出可申者共多クニ成,進退共迷惑難渋仕候間,右村地之内畑方荒地之分,鍬下年季引ニ被為仰付候様奉顧候。

然ル上の者年季中弁納之感茂減シ候様相成候得者・追《困窮立直り人別も相増候得者荒地起返シ仕候様相成,村方繁栄仕,御国恩之程難有奉存御,格別之御仁恵ヲ以右御 歎願奉申上候通,鍬下御引方被為下候ハム,広大之御慈悲難有仕合ニ奉存候,依之田 島帳取添以書附御歎願奉申上候以上。

(長門家文書・福武求馬氏所蔵)

この史料の伝えるところを以てすれば、農民の抵抗にもかかわらず、年貢の収穫は全く緩められていない。没落した百姓が村方に差出した「手余り荒地」にまで課税の対象として収奪を貫徹しているのである。村に残った惣百姓によって耕作される「惣作地」の年貢は、惣百姓の負担となった。自分持地の納税に苦しむその上に「村割」が懸ってくるのであるから、「高持之者共迄友潰ニ相成」り、従って「惣作地」は愈々増加し、残る百姓の没落を促進する。こうした悪盾環のつづけられた結果が、天明~嘉永の僅か70年たらずの間に、187軒・784人ほどの栗井村が、20軒の没落、200人ばかりの人口減少をきたしたのである。残る160

軒ほどの百姓も, 5527~8 軒は農業渡世を営み得ない半没落農民となるという有様である。 これは決して軟願のための誇張ではない。つぎの[オ11表]が具体的にそれを証拠だてている。

. オ11表 粟井村人口・戸数の変遷

年代家族数	1 3	1 2	1 1	1 0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	戸数	人数
天明 8年			2	2	2	7	12	20	3 1	37	35	21	1 4	187	784
文政11年		1	1	1	1	3	12	23	2 5	3 1	40	17	19	174	704
天保 1 3 年	1	1	0	0	1	6	7	18	3 0	30	31	23	20	168	668
明治 4年					2	3	14	18	2 2	3 0	3 7	16	1 4	156	635
明治 5年				1	0	3	13	19	3 2	3 5	38	12	11	169	694

備考「粟井村宗門改帳」「御用記録」より作製

その悪盾環をたちきるための手段として,「畑方荒地之分」の鍬下年季(納税の免除)を願出ているのである。

との軟願が領主制でとりあげられたか否かは明らかでないが、その後の百姓軒数、人口の変化からみて、到底村の復興のきざしがみえはじめたとは考えられない。

以上のべたところからあきらかな如く、幕末まで百姓取分が藩権力によって保証されるということは勿論、事実上にも存在しなかったと推測される。従って足守藩においては、少くとも近世後半期においては、小作料収入に生活の基礎をおくような地主が、一般的に成立するような条件はどこにも存在しなかったとしか考えられないのである。

このような苛酷な収奪のもとでの農村の人間関係をみておこう。

年貢上納の単位が村であり、その完納については惣百姓が連帯で責任をとらされている事実 については、すでに前掲史料によって確めた。そのようを条件のものでは村民の協同というこ とがとくにきひしく要請されている。つぎの史料は、村民の協力関係を示す1例とみることが できよう。

泰 歎 願 口 上

一,持高六石三斗九升五合

 八十右 z 門
 四十八才

 同人
 妻
 四十七才

 同人娘さよ
 十七才

 登右 z 門
 十一才

右八十右エ門儀 兼而困窮ものニ御座候処,当春方より同人併同人妻,娘さよ三人とも相 煩候で心気狂乱いたし,昼夜ニ不限出歩行,狐狸之所為ニも可有御座候哉と村方より 助情を以、種々祈願等仕遣し候得とも、鬼角快気不仕、夏方田畑作付等、組合之者より世話いたし遺候得とも行届不申、村中廻しニ而耕作いたし遺罷在候得とも、八十右 エ門義令以同様ニ而、囲へ入置罷在候位之義ニ而、家業等仕候ものハ無御座候、夫以 当日後方極難渋仕候間、何卒格別之御憐愍、御救被仰付被為下候ハ、難有奉存候以上 (天保11年長門家文書・福武求馬氏蔵)

要井村の百姓八十右ェ門の1家は,貧困を気にしてか発狂し,耕作を放棄する始末となった。 村の百姓は総出で祈禱したり,その抱田畑も組合の者や村中の当番制で耕作した。そとに典型 的を村落共同体的な協力体制の存在を確めることができよう。しかしこれを日本農村に個有な 人情的美俗として単純に認めてしまうことはできない。その1面の「人情的美俗」と全く裏腹 の関係で存在するのが,「村八分」の語で代表される極めて冷酷な人間関係なのである。その 1例をあげてみよう。

一,上野村上ヶ地五人之未進村割符=付,急度御納所仕候様=と代官より申渡候ハム 百姓共申候ハ,其段畏申候。然ハ五人之者共村=置申事ハ成不申候,村ヲ追出候而御 未進之割符可仕候。又五人之者共ヲ村ニ置申而ハ,割符仕事成不申候と申由也(天和 4年藩日記)

上野村百姓5人の者の未進分を他の村中の百姓に割賦させようとする藩の処置に対し,惣百姓は,年貢未進の5人の百姓を村外に追放せよ,さもなければ未進分の割賦に応ずることはできぬと藩に願いてているのである。

同一の農民社会に於て,「人情的美俗」と「村八分的冷酷性」という,全く相反する人間関係・人間感情が共存する。これはなぜであろうか。この相反する感情の発露する原因は,ともに年貢収奪の苛酷さにある。年貢収奪の苛酷さが,1軒1軒の百姓の自立性を奪いとっている。それが協力精神を発揮させるのであるが,反面,単純再生産さえもたえずおびやかされている農民にしてみれば,他の百姓に負担を増加させる「村まとい」に対しては,自己の生活が危いだけそれに対する憎しみも激しくなる。年貢の収奪の苛酷な封建政治は,独特な農民意識を生み落していったのである。

3. 藩の財政

足守藩は純粋に農業経済だけによって成立している藩であって,手工業の発展もみなければ,他藩との商業の発展も認められない。その農業内容も米麦中心の「主穀式農業」であって,商品として販売を目的とする「商業的農業」の展開は全くみられなかったと思われる。そのような停滞的な農業経済を基礎にもつ藩財政の収入源は,米納の本途物成と,現物または米・銀でおさめる小物成とが主たるもので,それ以外には恒常的収入はなかったと考えられる。

藩政成立期の本途物成(当藩では「徳米」という)の額はわからないが,延宝6年(1678)から享保・元文(1736~40)ごろまでの額と税率は[オ12表]のようになっている。

対12表 本途物成(徳米)と税率

4	年	#		徳	米	率
延	宝	6	年		14,760石791合	3.8%
延	宝	7	年		3, 5 1 5, 7 8 0	9. 4
延	宝	8	年		2, 1 9 0, 3 9 2	7. 2
享	保 •	元文	期		4, 1 1 3, 4 0 3	1. 5

備考 「如此ニ相認候而御巡見衆へ差上ル扣」(延宝9年)「吉備郡史中巻」より作製

オ13表 足守藩小物成の内容

			延 宝 9 年	享保•元女期
	糠		329石100合	100石000合
*	山手	*	3 8, 2 0 0	4 0, 1 2 2
納	楮	米	2 2, 3 3 2	2 1, 2 8 4
分	柳木連	上	5, 0 5 0	4, 474
	計		3 8 4, 6 8 2	1 6 5. 8 8 0
	夏 草	代	424欠85	418欠62
銀	藪 運	Ŀ	4,420 877	3, 8 6 4, 5 2
={	桑 運	Ŀ	5 8 3.	5 2 6,
納	漆 木 蓮	上	5 1 9,	4 5 3. 8 0
	糠 藁	代		181,000, 76
分	麻	荢	57, 406, 87	57,914, 80
	at		6 3, 4 5 4, 5 9 7	2 4 4, 1 7 8, 5 0
物	炭山選	上	236俵	
納	草	薬	4,666束	1,714束5把
分	勝	槳	479東9把	994束4把

備考 「如此=相認候而御巡見衆へ差上ル扣」 (延宝9年)・吉傭郡史中巻より作製 もっとも、延宝6~8年の間は、前項ですでに触れていたように、飢人・餓死が続出した時期であり、享保元文期も農民騒動の時期であって、延宝の危機以前ではおそらく15.000石以上の徳米、54%以上の税率であって、延宝の危機以降でも50%程度の税率で課税されていたと推察される。小物成としては、前掲慶長9年の家定の書翰から、綿・籠・麻苧が現物でおさめられていたことが窺われるが、その額はわからない。延宝9年と享保・元文期との小物成はつぎのオ13表のようになっている。

この表からわかるように、延宝9年では、米納分は約385石、銀納分は約63買500匁、それに若干の現物納分があった。当時の米価は1石=76匁であるから、米納分を銀に換算すると29買260匁になる。物納分を除いて小物成をすべて銀に換算すると92買760匁、本途物成(億米)15.000石を銀に換算して1.140買となる。従って小物成のなかで占める比率は、4.5%をやや上廻る(現物納分が別にあるから)。その意義は決して大きなものではない。また小物成のうち、米納分と銀納分の割合をみる延宝期では銀納分は米納分の2倍にすぎないが、元文・享保期になると銀納化が進んでいる。銀納分244買、米納分165石880合を石当り40匁とみて6貫640匁、従って、銀納分は米納分の約4倍に近づいているのである。

貢租の銀納化の進行は近世後半期の一般的な傾向であるが,足守藩の場合,小物成の銀納化の進行を高く評価することはできない。なぜかなれば,小物成の全貢租のなかでの割合は著しく少く,その大部分を占める本途物成は終始一貫して米納制をとっている。そのことは結局,足守藩農村の農業経営の停滞性を示すものに他ならない。

このような農業経営の停滞性を作り出したものは、天災地変もさることながら、藩の 苛酷な収 奪が一番大きな理由であろう。 そのために 藩は愈々財政難に苦しまなければならなかったのであ る。貞享1年(1684)の『藩日記』に、早くも藩財政の窮乏が記されているのである。

一,外内郡中勘定今日三人寄合候而聞之吟味申事。

庄屋組頭へ申渡へ何も聞及可申,殿様御膳手御続不被成候ニ付,御家中併無足之輩ニ至迄,夫々御簡略被仰付候。就中在々納之様子も聞届候様ニとの義ニ付,頃日布施新兵エ御差上せ被成候,就者未,未納ニ滞有之,召捕上ル。御所務遅候而へ成不申ニ付,片時も早取立候様ニとの義ニ付,新兵エ御差上せ被成候間,百姓共へも右之旨申渡,急度取立可申候。

来ル十六日之勘定ニ納おくれ候村有之候ハン,急度吟味可申付候間,左様相心得可申候。例年と申ながら当年へ取分ヶ稠敷取立候間,可得其意旨申渡候事。

藩主の家計も窮迫し、家中武士から無民の輩に至るまで、俸禄の支給が削減せられ、生活に窮した者は、それぞれ「簡略」と仰付けられる有様であった。このような藩財政の窮迫が、いきおい百姓に対する収奪の強化となるのである。

しかし、この収奪の強化の原因を足守藩主の個人的責任に帰することは、必ずしも当を得てはいないのである。延宝の危機の最中に小豆島検地の幕命が下り、更に同8年には宮津在藩および

同城接収の命があった。これに伴う藩士の動員費は,25.000石の小藩にとっては大変な負担であったと思われる。藩財政窮乏の原因は,幕藩体制そのものの中にあったとみられるのではなかろうか。

財務官僚=元メ役を頂点とする封建的官僚体制の整備は、まさにこの延宝の危機に対する対応 としてなされたものである。しかし結果的には、この機構の整備によっては問題の解決をみなかった。18世紀に入って藩財政の窮乏は、ますます深刻になっていくのであるが、その原因の才 1は相つぐ江戸屋敷の炎上である。

『御家秘録』によると,元禄10年(1697)同16年,享保6年(1721),同20年 延享2年(1745)の5回にわたって江戸屋敷の長上のことが記されている。この予算外の支 出が,いかに藩財政を混乱させるものであったか,つぎの享保6年の『藩日記』の記すところで あきらかであろう。

郡奉行寺社奉行へ直に申渡

一,今度江戸上屋敷類焼ニ付,急ニ小屋掛車付候入目之義,先に於大坂直ニ可致才覚, 儀兵工義追 < 為差登候。助札屋一年中之仕送り請合能在,此節ハ路金共ニ指出候得ハ 臨時入用十分ニハ得出シ申間敷と存候。小屋掛成へく軽申付候ても心外中之事ニ候得 ハ存外入目多可有之候 依之領内在方町方去 < 年奉行共才覚を以借り出し,年数之間 も無之候へとも不得已候間,何も迄申渡候間3簡可致候。去年御当地も不作之由内 < 及聞候間去 < 年之級高程ニ無之候ても能候間,何も3簡を以精出可申候

江戸上屋敷の類焼による臨時入用の補いを大阪商人からの借金をもってしようと考えたが相つ ぐ借銀に期待どおりの借銀もできない。その補いを領内の在方町方の百姓からの借上金をもって しようというのである。これまた相次ぐ借上で百姓も離色を示すであろうがやむをえない、とい うのである。領主側にしてみても無理としか思えない借上金を百姓に命ぜなければならない。そ とに藩財政のきびしいゆきづまりを窺うことができる。給人に対しても厳しい倹約を命ずるとと もに、知行借上げのこともほのめかしている。

> (前略) 上方表銀子調不足申候へ,別当秋家中給人知行高之内少々借申事も可有之候。只今より借ニ相極候事ニてへ無之候。ケ様の儀ニ付弥以家中倹約仕可然候間,寄 ◆其段可申聞候以上(享保6年『藩日記』)

1回の江戸屋敷炎上で、これ丈の影響を蒙るのに、この炎上が数年の間をおいて連続している のである。その満材政の朔乏に及した影響は大きいのである。

第2の原因は寛政の「村替」である。

寛政11年(1799)12月25日幕命により、賀陽上房両郡25.000万のうち、89% に当る22.289石793合を割き、陸奥国伊達・信夫両郡のうちで与えられることとなった。 この理由については語りつがれた経緯があるが、史料的根拠がないので省略する。この「村替」 では表高には全く変化はないのであるが、実収入は著しく減少した。布施市十郎の『由緒書』に、 「兼々被仰付置候御勝手向御善支之処,此度御村替被為豪仰,御蓋支弥増」と明記されていると ころから明らかであるし、後に引用する女政8年(1825)の『口達扣』に「全く物成米凡七 千石余相減し、半減之収納ニ相成候」とみえることからも、「村替」が藩財政の窮乏を促した有 力な1因であったことは疑いえない事実である。

第3の原因は、相つぐ国役負担である。

嘉永 6年(1853)6 「唐船渡来」すなわちアメリカ海軍提督ペリーの来航,これに対処する幕府からの御用金の賦課,更に「公家衆御馳走人御扣役」を命ぜられ,藩庫の窮乏は著しくなっていたのである。そとに三度安政2年(1855)年の国役が掛ってきたのである。次の『大庄屋惣庄屋へ渡ス』(福武宋馬氏所蔵・御触書写請願留帳)と課する史料は,この負担のたえ難さを如実に伝えている。

一統承知之通,此度於江府常盤橋御番処御役被承仰候二付,是迄之通御役等下小事違, 莫大の御入用も相懸り候事。然処近年御膳手向必至の御差支之処,入別種《御手入も 被為在候得共,前条之次分二相成,村方一統も追《難渋相逼り候処,先年公家衆御馳 走人御扣併異国船来候二付而小,每《御用銀も被仰付,何卒此上御憐愍被為在度思召 候得共,前条之次分案二無御拠義二付高懸り御用達被仰付申聞,御大切之御場所一統 奉心察,歎問敷候義無之様,一前端《迄申聞早《上納可致,尚委細之義八代官中より 可承候以上。

六月七日

大阪商人からの借銀も意の如にはならず、また百姓からの年貢増徴にも限界があり、「高縣り御用達」を命じてもそれにはおのづから限界がある。これに対する非常手段としてとられたのが、 質陽・上房両郡の旧額の庄屋層からの借銀である。つぎの文政8年の『口達扣』がその間の事情 を如実に伝えている。長文ではあるが、その全文を掲げて参考にしよう。

口 達 扣

先年転封被仰付候,其以来領地之節同様国恩を不明忘,宮内少輔殿参勤交代之砌,其外常々寄特之心得方既二上地後入会之村々端々迄,農業和融二出作,公事訴訟等無之境内穩二相治候段,全く村役被相務候各方兼而教導被行届候所と厚く満足二被存候。 誠二慶長以来当国許領被致領地候より弐百年来,上下無疎意,例へ,例へ者上二公役,又者格別之臨時入用等有之節者,領地一円之助力を相頼,又下方二於ゐても水旱虫附之凶作,不時欠難有之砌者,其事相応之救加損申施し,上下合躰之力をつくし来り候処,不斗買政十三年酉三月村替被仰附,奥州信達両郡江転村,都合高弐万五千石二者被仰付候得共,全く物成米凡七千石余相減し,半減之収納二相成候故,公務を初地□

工府入用家臣共扶助宛行格別減少いたし、種々節倹法取極候得共、連年借財弥増追々 必至難改之趣意各方粗伝承推察可請存候。

然ル処旧冬江府居屋敷類焼急火ニ而,武器初家践上下共一同致焼失,外下屋敷も無之誠ニ当日居所飲食之手当テ更ニ行届艱,慶かね候処,大場之儀兼而出入町人とも願助勢,家中下々迄偕宅又者近親方長屋借受差置候任合,既ニ隠居松操院殿ニ茂,早速里方松平志摩守殿長屋も借受候,以仮住居逗留も致候義尤宮内少輔殿ニハ在邑中故,仮普請等も手当なく其儘差置候得共,外屋敷も無之,当夏より仮普請取掛候処,右手当不行届いまだ半出来心配制在候。尤当夏参助可被致所,不快旁以発駕も不被致。仍而緩々保養も被相願度所存ニハ候得共,当時公辺御振合セ少々も快方候ハベ,年内押而参府不被致候而ハ不相済趣故,前条仮普請手当併参府路用其外焼失之武器,公務要用之備,中々仮形ニ不相務候故,夫々調達相斷候得共更ニ不相調,残地纔なる在町,類焼後ハ追々用銀又者調達申附候故,ますます差支,此節急務誠家之浮沈且夕の義故,式拾四年来此方より領百姓中江何壱つ相施し候事も無之候得共,今更必至難渋迚,無心申人候面波も無之候得共不得止,實好を以ても相頼候間,金五百両顧助勢度,尤返済方之義者,元利三ヶ年二米金都合よろしき方を以,村々引受ニ成候違約無之様,以其意ニ借用申度,今年者下方両作共不作ニ候様承及候得共,右之訳柄故各方之力をかりて致候様打入被相頼候

尤前条不一形心配筋之義者各方も相扣,宮内少輔殿より直ニも相頼候所存ニ在之候 得共,不快中故拙者共江も申付の義,仍而重領不残廻村頼入度心座ニハ候へ共,此節 何方莪,農業繁多之義一同取込中推参いたしても如何と相扣,各方へ 事来別而懇意無 遠慮の義,此段折入相頼候,何分外組合之方江夫々官敷通達可致候,右之趣厚く可及 願候旨宮内少輔殿も申附候以上

(文政8年) 酉十月

木下頼母

(長門家文書,福武求馬氏所蔵)

藩財政の動きのつかぬ窮状を訴え,藩祖木下家定以来の恩顧を説き,藩主・百姓の協力の由来をとき,旧領の庄屋層に膝を屈して懇願しているのである。これに対し庄屋層が領主の懇切にどれだけ応じたかわからない。

旧領庄屋屬からの500両借上げ、と並んで家中武士の知行削減や人員整理がおこなわた。家 老杉原玄藩は知行500百の知行取であるが、享和3年(1803)藩財政の苦境を察して、「 知行之内百石差出候得は、拾年之間御領被遊候旨御指図被仰付」れている。また文化5年(1808)には「非常之御切〆ニ付、世伜森之助親元へ被遊御戾」れ、部屋住屬の人員整理が相当大 巾に行われている。

そのような事情で、家中武士の生活苦に喘ぐものが少くなく、宝暦頃から「温塞」の習慣が起っている。「通塞」とは、家中武士が領主に願い出て、一定の期間知行、屋敷を差上げ、諸役を

免ぜられ、その代り若干の扶持を与えられて長屋住いをする慣習である。例えば、知行100石 大納戸役の増田八郎兵ヱは、宝暦4年(1754)「逼塞仕度故願上」げ、「狭き御長屋被下置」 れ、その期間中は6人扶持を与えられており、また知行80石の桟井和平治は、その翌年「勝手 不如意、其上弥借多有之=付、御願申上候而知行差上5ヶ年之間逼塞仕候、尤逼塞中四人扶持被 下」れている。

杉原康夫氏の談によると,家中の副業として,直星竹で廉や竹櫃を作ったといわれるが,とうした家中内職手工業は,そうした貧困な武士の大切な副業として発達したものである。

天保 1 0年(1839)に至って陸奥国信夫・伊達両郡の所領のうち半分が、備中に「村替」 えされた。

備中領 13.855石 (新田を併せて13.949石)

陸奥領 11,144石 (" "11,149石)

とれが天保10年後の所領関係である。 (藩制一覧)

天保期の「村替」により、足守藩は、陸奥に較べて生産力の相対的にたかい備中領分が増加したため、藩収入が増加したことは疑いを容れない。元治1年(1864)から明治5年(1872)までの平均収入は次のようになっている。 (藩制一覧)

このうち最も大切なものは正租の現米分である。これを寛政の「村替」以後の7.000石余と 比較すると3,000石の増加である。しかし延宝期の15.000石と較べるとその3分の2にす ぎない。従って天保の「村替」による実収入の増加も、これによって藩の財政事情が一挙に好転 したものと速断することは決して出来ないであろう。従って、幕末維新期において積極的活動を 展開するだけの財源の裏付けはとうていなされ得なかったと考えられるのである。

4. 幕末維新期の藩の動向

文久3年(1863)8月18日の政変を契機として、公武合体派の幕府側と尊攘討幕派の長州藩の対立は激化し、翌元治1年京都蛤御門に於て両軍は砲火を交え、長州軍が敗北するや、幕府は直ちにオ1回征長の軍を起した。足守藩も幕命に応えて備中諸藩と共に、この征長軍に参加し、兵を広島に進めた。しかしこの軍事行動もどこまで藩論のたかまりにより積極的に参加したものか疑問である。

その足守藩においても,慶長2年(1866)4月10日の浅尾騒動は隣藩で起った事件だけ で深刻な危機意識を高めている。その翌々日届いた飛脚の急報によると,浅尾騒動の概況は次の 如くである。

一, 御在所表去ル十二日臨時飛脚急清御用状共壱封来ル。右者去ル十日暁倉敷辺騒敷,同所代官所江炮発致, 御陣屋焼払候趣追。乗り候処, 浪士之者百五六拾人も参込候由 ニ而, 同日暁方井山宝福寺江も右之浪人共参込, 夫々麻尾御陣屋江押掛, 御同所様御 心配之趣ニ而, 段々御近領江御加勢御頼ニ而松山様よりも御人数御操出ニ相成仕候処, 未治兼追々浪人共多人数ニ相成候趣ニ而, 御領分内江も参り候風聞も有之, 如何之事 二候座候哉, 実否を相分り不申候得とも, 御近領騒敷事ニ付甚御心配中ニ御座候段申 達ル(慶応2年4月『藩日記』)

倉敷代官所から浅尾陣屋をおそった長州浪士の来襲におびえており、積極的征長佐幕の意欲は 親われない。22日大阪御留守居役が呼び出され浪士の乱暴鎮圧の幕命が達せられた。足守藩も 松平三河守・関伊勢守・三浦備後守・伊東播磨守・松平備前守・板倉伊賀守・板倉摂津守など周 辺の諸藩主と行動を共にしたが積極的動きはみられない。

との事件の後、足守藩においても変事対応の策が構ぜられ、英式陸軍の軍制に倣った軍制改革 もとの時期に行われたらしいが、幕府も同年7月4日変事に対する対策を命じている。

一,此度防長無御討に相成候ニ付而者,当今之時勢故,実変出来之節ハ何時出張被仰付候も難斗候間,兼而用意致置相心得候様,得公辺御触出来候付,此段為心得,御目付中より被達候(慶応2年7月4日『藩日記』)

この幕府の命令は直ちに全家臣に達せられ臨戦体制の強化が図られたのである。

しかし皮肉にも幕府の命令によって強化された軍隊が、その戦力を発揮するのは明治1年(1868)の佐幕派諸藩の鎮定のためであった。すなわち同年正月松平三河守(津山藩)糺間の師として、池田傭前守(岡山藩)を接けて作州福渡村へ120余人、傭前境の要地に200余人を繰出した。2月に入って事なさまって兵を引あげたが、同月直に京都堀川四条の警固取締の朝旨をうけ、令官以下60余人上京、その6月同地の警備の任をとかれたが、同月兵部郷小松宮を総督とする越後方面軍の進発に参戦を命ぜられ、令官以下50余人の1小隊が参加、羽州荘内にまで進み、荘内藩を降伏させたが明治1年8月26日の高畑越の敵戦で橋本総右エ門儀久、石橋辦九郎正治の2人が戦死、重傷を蒙った竹下鹿十郎金久は柏崎病院へ運ばれたが、ついに同年12月5日死亡、その他軽傷を受けたもの2人。そうした犠牲者を出したが、11月には凱旋帰休の命が下って足守の地に帰ったのである。(岡山県民生労働部世話課本郷康臣氏の御教示にあづかるところが多い)。

さて、幕末維新期の動向をみると、藩論としては決して一貫したものがあったのではなく、慶 応3年10月14日の大政奉還の時期までは、大勢に順応して佐幕的立場をとり、それ以後にな ると、尊皇的立場をとるとった動きをみせている。これがまた大部分の外様大名の動き方ではな かったかと思われる。

明治2年6月,版籍奉還がおとなわれ藩主利恭は改めて足守藩知藩事に任ぜられ,つづいて藩

制改革を行い大参車以下の新官僚制を整備し、その翌年には「従前所編ノ英式隊ヲ解キ、更二常備一小隊ヲ仏式ニ改正」(吉傭郡史下巻P4168)し東京の警備に任じた。しかし「尾大ノ弊」を払拭し中央集権の強化を図る明治維新政府の方針により、明治4年11月知藩事(当時は藩知事と改称)を免ぜられ、9月東京に移り住み、ここに至って名実ともに足守藩は解体したのである。

第 5 節 足守町の生んだ三聖

1. 木 下 利 玄

2. 寂 厳

3. 緒 方 洪 庵

前 田 哲 哉

足守町からは,3人の著名な文化人が生れている。蘭学者緒方洪庵,歌人木下利玄,高僧であり 発学の大家寂厳,である。

との3型の足跡を訪ねる前に、足守文化の概略を眺めてみよう。葉田葦森時代の文化、往還時代の小さい宿駅としての文化、その後藩主木下氏の封地としての文化、明治以後になって交通の不便で取り残された姿の足守町文化、その一つ一つの時代の流れの中にも、足守独特の文化が構成されている。

特に江戸時代,木下藩政の中に文化振興策がみられる。1680年(延宝7年),6代木下藩政の中に文化振興策がみられる。1680年(延宝7年),6代木下。定公の時に,藩校として追嫁館が設けられ,又彼自身桑華蒙求を著刊して文化普及に力を入れている。1792年(寛政4年) 9代木下利彪が追嫁館の支舎として三余舎を設置している。この三余舎は武士の子弟のみでなく,一般町人も教育を受ける事が出来た点は特筆されるべきであろう。(三余舎は文政年間以後は読書場と称したが,元治元年より旧号に復している。

2万5千石の山間の小藩にとの様に2つの学舎が設置された事は、藩主の学問に対する情燃の高さを示すものである。しかし足守の三聖といわれた3人は,足守で生まれているけれどその人生の大半は他地で過ごしている。それではこの3聖の足守の地に及ぼした影響はほとんど見られないかと云うとそうでもない。緒方洪庵は藩主木下侯に建言して足守に種痘館を設置している。備前金川の儒医難波抱飾は,当時の模様を「(種痘) 来り乞うもの続々跡をたゝず,正月下旬より3月に至るまで,凡そ1.500余人」と記している。これからみても洪庵の足守に及ぼした影響が大きかった事がうかがわれる。利玄についてもいえる事は,彼の死後昭和29年木下家の旧藩士たちの会である表裏会の人々によって、30年忌が行なわれた事である。歌人として後世

に名を残した利玄、旧藩主の子孫としての利玄に対する感情、その様なものが今日なお、足守の 人々の中に生きているのだろう。

1. 木下利玄

明治19年1月1日足守に生まれ、5才の時東京に出て伯父に当たる旧藩主利恭の相続人とな り学習院,一高,東京帝国大学国文科に進み,明治44年に卒業している。利玄は佐々木信綱の もとで早くから短歌を作っていたが,東大在学中,武者小路実篤・志賀直哉・有島生馬などによ って出された「白樺」の同人となって新しい文芸運動に参加した。大学を出て目白中学(東京) で国文の教師をしながら依然作歌を続け、大正3年にオー歌集「銀」を刊行、教職を辞し多く旅 に送る日を数年間続けた後,大正8年にオ2歌集「紅玉」を出すにおよんで名をあげるに至った。 彼の歌は,スパル派の官能享楽的なものから,平明な写実風のものに移っていったが,「アララ ギ」の擬古調と反対に解放的な破調短歌で,彼の4・4・8音の軽快なリズムは,「利玄調」と 呼ばれた。利玄の歌の底に流れるものは「淋しさ」と云う事が根本の様に思われる。 3人の子供 を失いその淋しさを紛らわすために、3年も旅行をして歌を作っている。西行とか芭蕉の旅とは 違うけれど、西行の歌や芭蕉の句が旅から生まれたと同じ様に、利玄の殆ど半分以上の歌が旅か ら生まれたといってもよいと思う。利玄の歌の発足は佐々木信綱でその成長は武者小路実篤等の 「白樺」であろうと思われる。明治以後の歌壇をかざった人々が,小説を書いているにもかゝわ らず,利玄はひたすら植物の営みの中に心を注ぎ,短瞅一筋に生き,その中に自我を見出してい るのである。次に短歌における利玄調の確立の時期は何時頃であるかについて検討してみると、 大正元年説,大正3年説,大正4年説がある。私は大正元年説が正しいのではないかと思う。何 故ならば「木下利玄歌集」を一読してみると明治41年には作品が少なく,42年は作品がなく, 43年は11首しかない。44年は全然なく,大正元年には大量の作品が発表されている。足守 の歌碑に彫られた歌もその時の作品である。大正元年27才にして利玄調が確立したと見るのが 妥当であると思う。

大正13年には,反アララギ的歌人 北原白秋の「日光」に参加したが,その頃は胸の病いも悪化し病臥を続けたが,病床にあって歌を作り,のち病勢が増進してからも血を吐きをがらをおかった。

「との室のしづもりみだるものもなく

床の牡丹のほしいま」に紅き」

これは病床にあって血を吐きながら作った歌である。大正14年2月15日,40才の短い生涯を閉じた。幼なくして上京した利玄も18才の時初めて郷里足守に帰り

「遠つ御祖(みおや)治めましけん吉備の国

中つ国原 麦秀でたり」

「かすかにある山 あらぬ山

おくりむかふる畷(なわて)道かな」

と歌をよんでいる。前者の歌には、利玄が旧藩主の血のつながりがある点をはっきりと示している様である。武者小路実篤氏は ① 「彼は他では大名らしい事はなかったが、馬に乗る事が好きだった点だけは、木下らしくないと思ったと同時に、何処かに太名の血が流れているのかと思ったことがあった」と彼をしのんでいる。照子未亡人は生前の彼について ② 「主人は花好き、音楽好き、そして絵画が好きといった具合で、若い頃は絵の方でのびたいと思った事もあるらしです。晩年は梅若の能にこり、よく早朝から出かけました。又旅好きで私と 2人で伯耆大山に馬で登った事もありますが、兵庫の城崎温泉から円山川を下って日和山にのぼり、重々しい日本海の波の色が見えた時、主人は感激してそとで幾つもの歌をつくりました。

「真下にうしおのよするがけにして

かやあおあおし日中の風」

もその時の一首です」と語って居られる。

「花びらをひろげ疲れしおとろえに

牡丹重たく夢をはなるる」

近水公園の歌碑に刻まれた利玄の歌である。この歌碑の前にたつと利玄の夢を守るかの様に周 りの木立は益々静寂でその歌碑を映している。

Carlo and the same of the same of the same of

「牡丹花は咲きさだまりて静かなり

花の占めたる位置のたしかさ」

「利玄歌集」 銀,紅玉,一路,立春,改訂版,紅玉,李青集 木下利玄全歌集

2. 寂 厳

「東に良寛あり 西に寂巌あり」

と、最近筆道界の大立物として讃えられている良寛と寂厳、いずれも桑門の出である。寂厳は元 献15年(1702年)9月17日,足守藩士安富家に生まれた。一説には岩田家、富永家だと も伝えられている。岩田・安富家は姻戚で、寂厳を僧籍に入れる関係上岩田家に入籍させたので はなかろうかと思われる。9才の時(一説では12才),備中宮内の吉備津彦神社の別当等である 音賢院に入った。寺は一宮の別当で有るだけにその勢力は素晴らしいものがあって、そこの住 職は和泉から来た高僧超染律師で、寂厳は律師によって受戒薙髪したのである。16才から京都 で修行し、元文5年、倉敷円福寺のオー世の住職となった。20数年同寺に在って「梵学」の研 究をし、さらに寛保元年、連島の宝島寺に入ったのである。

仏典を原典で知ろうという努力が彼を「梵学」の研究に精進させたもので、日本では弘法大師や仏教大師がそれを研究した。寂蔽は「梵学」では空海につぐといわれた京都五智山の学僧量寂の教えを受けている。曇寂は寂巌に「研究を大成せよ」と云う遺書を与えたといわれている。

連島の宝島寺は寂厳が40才から66才迄住職としてその基礎を作った寺であるが、この間 26年間,古代文化の香りも高く梵字を加味した梵字の一家風を後世に残した。寂厳の書風は創造 的で古勁奔放の裡に得知らぬ味が溢れている。宝島寺にある寂厳和尚の画像によると、額は三山 冠を表わし,二本の犬歯は下より上に露出し,眼光烱々して見る者を森厳の気にうたしむるもの. があるが、まさに彼の書風を象徴している様である。この寺で書きつずった「大悉曇章稽古録」 「悉曇字紀」「大観梵本般若心経私記」などは貴重な文化財である。寂厳を語る逸話の二つを紹 介すると、(4)ある年、高野山からの帰涂、須磨のうどん屋の縁に腰を下ろした所、たまたま亭主 が掛けあんどんをはり替えているのを見て、急に字が書きたくなり「うどん・そば」と筆を走らせ てそのまま立ち去った。後で読めない亭主がこれを見て「乞食坊主めが」とののしっている所へ 1人の侍が入って来てあんどんを見るなり、「実に見事な出来だ、よほどの高僧の筆だろう」と たずねた所「なに乞食坊主が」とはき捨てる様に言った。との侍は即座に「2分で譲ってほしい」 と甲し出たが亭主はわけのわからぬま」に惜しくなって売らなかった。その後、須磨の「掛けあ んどん」として近郊の評判になり、旅の人々の足を止めさせたと云う。 ⑤又高野山で字を書いて いた頃、その筆跡は衆目を輸ろかした。ある時、弘法大師の供養に平塔婆を書かされた。その字 の見事さにある坊主が感心して「実に西国唯一の筆蹟である」と云った所が、寂厳は「さらば 東国には誰が居るのか」と問い返したと伝えられる。つまり彼は日本一の書家を自認していたの である。寂厳の歌として伝えられているものの中に、

「世を捨てて何の己とおもえども

腹のいたむは捨てられるせず」

「ものくえば仏も神もなかりけり

飯と汁との味のみにして」

これは何物かを諷刺したものであろう。出家の身で諷刺をあえてする事は、余程の覇気があった ものと思われる。要するに寂蔽は梵学の大家であり書家であると同時に普通の出家らしからぬ意 気の持主である僧侶であったのである。

⑥1639年(寛永16年)4代木下利当が京都で本丸玄関の普請中に,甲斐国の生まれである市川小左衛門重嗣を召し抱え,後に足守に来て百石の禄を与えている。重嗣の子は重則といって父と共に足守藩に仕えた。父の教育によって父よりもかなり上手な書家であった。隠居して甫閑と称し,一流をなして甫閑流といった。又重則の妻は,女流書家として有名で妙伴尼といった。重則の子が則嗣といって,晚年童也といって,これ又書道の名手であった。市川一族は足守にあって書道を開発したものでその功は大きい。又藩士松本源次兵衛明信は青蓮院に仕えて書道師匠となり,御免籍といって特別扱いとなっている。明信よりも少し後に寂巌が生まれたのである。
⑦又藩士青木元永は書家として有名であり,樹永と号していた。この様にあげていけば相当の数があがる。

これは足守に相当高度の書道文化が栄えていた事を意味するものである。

- 注① 温故 オ六巻 6月号 昭和29年6月5日発行 「木下君をしのびて」 武者小路実篤
 - ② 山陽新聞 「郷土の先達」 昭和30年9月18日
 - ③ 合同新聞 「寂巌について」 昭和6年3月15日
 - ④ 山陽新聞 「古剝巡歷」 昭和30年7月10日
 - (5) 吉備郡誌
 - ⑤ 温故 オー巻 7月号 昭和25年7月5日 「足守の書道文化」 安宅正路
 - ⑦ 吉備郡誌

岡 田 正 子

8. 緒 方 洪 庵

世に福沢諭吉といえば、「天は人の上に人を造らず……」を唱えた明治の啓蒙思想家かとすぐにピンとくるであろうが、その師であり、幕末の蘭学者である緒方洪庵の、「適塾」(適塾を集立って明治の新時代に活躍した塾生は数多く、諭吉をはじめ、橋本左内、大村益次郎、花房養質等)は吉田松陰の松下村塾にも比べる人もある程だが余り知られていない。洪庵は、文化、文政、天保、弘化、嘉永、安政、万延、文久と押し寄せる封建社会動揺の波と共に、生き抜き、時代や推移をまのあたりにみて、次ぎの新時代に何が必要であるか決心するところがあった。当時西洋文化吸収の唯一の開かれた窓は蘭学であった。蘭学を通じて、新しい自然科学を学び、自由で合理的な考え方を知り、海外事情を汲み取らんとした。又蘭方医として種痘館創設の事業を普及した功績は大きい。このような輝かしい業績は殆んど大阪で打ち立てられた。大阪の町人精神の科学的精神から大阪の環境がそれらを生み出す条件となったことも考えられる。しかし洪庵自身、自由、自立、合理的精神の持ち主だったことも否めない。そうであるなら足守で幼少時代を

過ごした洪庵には,蘭学を受け入れる素地はどのようにつちかわれたのだろうか。洪庵の祖先の 足跡をたどり,足守と緒方家とのつながりをひも解いてみよう。

(1) 緒方家の一門豊後より足守へ

「寿永二年(1183),八州豊後に緒方三郎惟栄の一門があって,一族あげて源氏に加勢し,平家の落武者を鎮西に入れしめずついに西海に没する運命となり,その孫惟康は豊後の領主,大友氏泰より佐伯庄を分与せられ,摩下に属し,緒方を改め佐伯の地名を称し姓とした。(洪庵が長崎で修業中緒方と名乗ったのも,この豪族の名によったものと思われる。) 佐伯氏は,惟朝-惟忠-惟久-惟直-惟宗-惟仲-惟秀-惟世-惟治-惟常-惟教-惟真-惟定-統幸-惟寛

に至りとの間大友家に仕え忠勤を尽くし梅牟城主として,勇名を馳せた家系である。14代佐伯は英傑の資を供え,島津勢と戦い,豊臣大閣より,再三感状を受けた大将である。文献2年朝鮮征伐に主,大友義統に従い,軍功あるも,鳳山における小西行長に対し義統から援兵を送られたが敗戦し,秀吉の怒りにふれて大友家は断絶することとなった。佐伯家も又主人と共に役落,雕散の運命に逢い,惟定は流浪の末,藤堂高虎に仕えて伊勢の津に住み,弟統幸は芸州に移った。弟惟寛は嬰児であったので,毛利輝元の世嗣ぎとなり,備中の国にいささかの采地地を与えられたけれどもかたくこれを辞して,野に下り農を営み,成人後備中宮地山麓芦森川の上流地,今の足守に居住することとなった。

惟寛-弘道-惟陽-惟房-継政-惟継-義継-義勝-惟因- ーキチ女(吉備津神社宮堀家式 部徳政に嫁ぐ) 一覧之丞(ニオで歿) 一惟 正 一洪 庵

惟寛以来三代目惟隆から足守藩主木下氏に仕えて再び士分に復した」の

緒方家は惟栄以来の長き系図を有する家柄で寿永時代から洪庵の文久時代まで680余年を経過している。まさに忠勤ぶりには驚くばかりで、封建社会における家父長的家族制度の根強さと、いかに人間性を無視していたかも想像に難しくないであろう。このように洪庵の祖先は豊後の一豪族から起こり、その一分系が没落と共に野に下り、今の足守に移住し農業をしていたのであった。ではどんな契機で士分に復したのだろうか。洪庵の父佐伯瀬左エ門惟因の書き残した。「勤向覚書」に、「足守藩主木下利当が足守に来る前から佐伯家は既にこの地に住んでおった。代々佐伯の住居しておった土地と屋敷とが新藩候の屋敷となることになった。そこに佐伯氏はその代地としてその宅より二丁南の西の小路なる西蔵屋敷に住居を与えられた。今度この西蔵屋敷に御米蔵が建てられることになった。

惟隆が召され御預役を勤めることとなるとれが奉 の始めである。惟隆に至って御徒士を仰せ 付けられ、義継は御蔵方ニ俵加増御留守詰仰せ付けられ、その後追々加増、都合20俵3人扶 持頂載あり,惟因は15人扶持に昇った。その間江戸詰とたり,又大阪留守居役御蔵奉行諸役 所吟味役御元方立入等の職についた。……」② とあり、祖先が代々で忠勤士であったこと や、佐伯の屋敷が新藩候の屋敷に選ばれて、その米蔵の預役を仰せ付かったことは、必然的に 佐伯家を士分に復したといえよう。 洪庵は文化7年足守に佐伯瀬左衛門惟因を父として生まれ た。 の 幼名は 際 之助」 16才で「惟彰」 の と名乗り,大阪で学問修業中緒方「三平」, 「删手」,「判平」,と名乗り27才で長崎修業中「緒方洪庵」と名乗った。その他公裁,適 々斎、華隠、といり号をもち仲々賑やかだったらしい。父惟因は33俵4人扶持の足守藩士だ から,米1石を1万円として今の金額にしてざっと,25~26万円の年俸,中流階級下位の 武士というところだ。その三男坊では、武士としてあまり出世できそうにもなかった。当時の 封建門閥の世に下級士族がその子をして名を成さしめる道は仏門に入る以外にないといわれて いる程だから、洪雁が冢を継ぐべき立場でなかったことは、封建杜会の抱束から比較的逃れ易 い事情にあった。このことは、蘭学者としての洪庵の生涯に重要た意味を以った。又後で述べ るが,13才で父の勤務の関係で大阪蔵屋敷の留守居役を仰せ付けられ,洪庵も共に上阪した ととは洪庵の生涯を決定する条件となった。

(2) 決 心

足守藩木候は 2 5.000石の小藩主であったが、その祖先は京都に長く住み、足守移住と共
に、京都文化を足守へ持ち込んできた。(近水公園、銀風閣等)、「家定の長子勝俊は長喘子
と号し京洛東山の霊山に隠棲し、和歌を吟して有名であり、公定は延宝 7 年藩学を興し遷 琢館と
称し文教を振作し、利彪は寛政 4 年藩校珪琢館を再び開き、子弟民間の教化に力んでいる。」
だから足守は武よりも文を重んずる気風が強かったようである。父惟因は利忠、利彪、利徽、利徳、利愛の五藩主に仕え、兄惟正は、利徳、利愛、利恭の三君に奉仕した。共庵の幼少頃迄
「琢館が開かれていたかどうか不明であり、もし開かれていたら当然学んでいた筈であるがよくわからぬ。しかし学問的雰囲気が強かったことは、後の洪庵に影響している。「足守町は山陽道からそれていたが、岡山県第一の社、吉備津神社の北約8キロにある。山陽道を旅行する人達はよく吉備津神社に参拝して、その門前町の賑わいは、西鶴の『好色一代男』にも語られている程である。著名人もよく足守へ立寄ったようで、その中の1人江眞は1788年足守藩へ立寄った。

数日間藩邸にとまり、慶学について藩士達と話し合い、オランダ画を書き残していった。」 洋画家司馬江漢は平賀原内に 世学を学び銅版画の製法を知ったのであるが、地球儀を持ち廻り、 「上将軍ヨリ士農工商乞食ニイタルマデ、皆モッテ人間ナリ・・・・・」と唱えていることから も科学的精神は有していたのであろう。これは洪庵の生まれる20年前のことだが、少年時代 の洪庵は父に連れられ藩邸へ行くたびに江漠の画にふれていることだろう。洋画に理解を示し、 武よりも文を尊んだ藩の雰囲気は、洪庵の自由、科学的精神と似通りものがある。洪庵と時を同じくする頃、活躍していた蘭学者に、足守藩で石坂桑亀(1789~1861),寛政元年~嘉永4年、岡山藩、児玉順蔵(1807~1861) 文化4年~文久元年、緒方洪庵(1810~1863) 文化7年~文久3年、「桑亀は美作の農夫で13才の時、津山の某の門下、後京都の吉益南涯に師事、長崎で数ケ年修学、足守藩侍医、洋方医、晩年倉敷の富豪に招かれ、空の養父とをる。」の何才の時足守藩の侍医とたったのかは記録がなく不明であるが、洪庵が生まれた時が桑亀が21才で史上最初のコレラの流行が洪庵13才の時、桑亀が33才の時、この頃足守藩は桑亀を侍医に迎えたものと思り。農民出身の洋方医を侍医に迎えたことは、足守藩主が科学的精神の一面を有していたことが伺える。やがて洪局の蘭方医学の研究が熟する頃、足守藩の侍医も石坂氏より緒方えと推移するのである。

世界医学史でコレラの流行の記録されたのが1817~1823年インドに端を発し、朝鮮で死者4万,対馬→九州→中国を侵し、山口では、10日余りで583人の死者を出し、大阪に及び、足守の地にもコレラの踏みにじるところとなった。2・3・日で「コロリ」と死ぬ所から、人々は、「居狼痢」と呼び死の恐怖の渦巻く所となった。洋方医石坂桑亀の腕でもどうしようもなかったのだろうか。当時の医学はまだ藁方医学が主流だった。だが実証的蘭方医学もようやく開花期に入ろうとしていた。

このコレラ事件は,少年洪庵の脳裏に強き印象を残した。それに「章成童従家君,於大阪之郎,学文習武 多病不能勉強。」 とあるようにあまり身体が丈夫でよく,武に適してなかったようだ。「たとえ聖人,賢人でも病気にかかったらどうなるか,医学を学ばねばならぬ。」 と洪庵は深く心に決心するところがあった。やがてチャンスが訪れた。洪庵は16才で父と共に大阪へ滞在することとなった。「文政8年5月18日出立登阪被仰付出立,次男軒之助を召連罷登る」 の とあり,又この留守中兄馬之助の妻が死に,藩用もすみ,いったん足守に帰郷している。「同年8月4日大阪発8月9日足守着」この間大阪滞在は2ヶ月半,同年9月2日,藩より大阪の御蔵屋敷留守居役を申し付けられ,16才なる野之助も召連れ,再度大阪へ出発している。

「道中金遣具足箱両掛駕籠駄荷一疋

佐伯瀬左ヱ門

二 男 同野之助召連

若 革 蜂谷久兵衛

草履取人 久 蔵

外に御小人 鐵 蔵

一行10月5日足守出発,8月神戸着,10日大阪蔵屋敷着」

(3) 弟 子

はじめてみる大阪の町は,夜も昼もソロバンに明け暮れし,日本経済の心臓にもたとえられ、 巨富を稽んだ大阪商人は一方でよき学問の理解者だった。 幕府も学問への投資は,奨励してい た。江戸で官制の学問が発達したのに対し,大阪はいわば私学の発祥地,古いものにこだわら ぬ自由・自立・自尊・合理的精神は,ソロバンを持つ合理的を町人精神とマッチしており,こ んを環境のもとに蘭学は花咲こうとし,感受性の強い青年期に洪庵は,足を踏み入れたのであ る。当時蘭学は鎖国時代の近世日本にとって,西洋文化に開かれた唯一の窓だった。 蘭学研究 が根を張るようになるには1720年の吉宗の洋書解禁を待たねばならなかった。 蘭学が医学 天文学等実証的な自然科学の分野から発達しはじめ,最初江戸に発達したのも,政治の中心が そこにあったことからしても,自然のなりゆきであろう。

「大阪では麻田剛立が独自の天文学,医学等をとき,江戸の注釈的蘭方医学とは関係なく実験と批判とを重んじた上方の科学的な蘭方医学の追求があった。………」。

[大阪蘭学系譜]



洪庵がはじめて上阪した時の蘭学界はこうした多くの先人の伝統を引き継いだ。橋本宗吉,斉藤方策,中天遊の3人が君臨し,江戸とその権威を競い合っていた。上阪後の洪庵は,中之島の足守藩蔵屋敷に起居して,大阪蘭学界の情勢を静かに展望した。翌年文政9年に京町堀の天遊に入門しており,蘭学研究の決意を示している。「同年7月弟 之助大阪に而中環と云医家天門鷄埋入門」(②)、ところが文政11年洪庵父子は藩の都合で大阪を引き払って足守へ引き取らねばたらぬことがおきた。惟因の書記に「文政11子年正月早々より,御塚中諸士騒動,右一件旁2月25日大阪出立。29日足守引取。」しかし洪庵の蘭学えの決意は固く,「家出してても蘭学を学ぼう。」、父あての置手紙に「3年の暇を下さい。」と書き残し同年7月1日1人大阪にきて、修業を続けた。父惟因は足守藩家老木下頼母他2名宛で修業顧書を差し出している。

『奉願口上覚,私以男 之助儀,学問修業此度京町堀中環方之一両年之間差遺置度存奉候,此度自由ケ間敷恐多奉存候得共,苦思召候ハバ......」。

師中天遊は最も新進の欗学者であり、町人出の柵本宗吉は蘭学のズブの素人だった。との人 達を目のあたりに見たことは、黴学研究に大きな刺激となったことだろう。中天遊に入門した 洪庵は17才,天遊は44才で4年間学び,師より「江戸へ行き,最新の西洋医学の知識にふ れ原書について勉強せよ。」回と勧められ、21才の春江戸へ出発しているのである。貧乏学 生の洪庵は江戸へ行く途中、入門料をかせぐため、知人を頼り、知人の附近の医者仲間に医学 講座をしてのアルバイト稼ぎであったようだ。やがて江戸で坪井信道に入門している。信道も 貧乏学生だったようで、修業時代に苦学をしており、信道は洪庵のボロボロの着物をみて、自 分の着物をやり、洪庵の方が背が高いため、ツンツルテンと笑われたこともある。という笑い 話も残っている。暖い師弟愛に満ちた雰囲気に包まれていた。又洪庵の苦しい修業は洪庵自身 の内に環境に支配されない自主・自立・自尊の精神が養われていた。供庵の門下、福沢諭吉は 『福翁自伝』に洪庵より暖い援助を受けたことをのべ感謝しているが,師弟愛,この洪庵の精 神は更に論吉に侵透していっている。洪砲は日習堂で高野長英とも親しく接することができた ようである。それから3年後、信道の師、宇田川榛斎の家に出入することができた。「遠西医 方名物考」を宇田川から供庵の手にまかされて完成されたことは,師が洪庵を蘭学者と認めた からに他ならない。ついで27才で長崎に遊学している。途中大阪より郷里足守へも顔を出し ている。

(4) 活 顕

一年半余りオランダ南館長等につき、実地の医学につき学んだ。直接目に触れる西洋事情は、あい続く飢饉と大塩の乱が起こり、幕藩体制は崩壊寸前であった。洪庵は時代の推移を身に感じ医学と共に西洋事情を極めることが大切だと思い、長崎から大塩の乱の起こった翌1838年に大阪に帰っており、焼跡から新しく立ちあがろうとする大阪の町に適塾を開いた。そしてシーボルト事件、蛮社の獄と呼ばれる蘭学者の圧迫事件があい嫌いで起こっている。世相に適塾は育っている。適塾は洪庵の号である「適々斎」からとられた。適々斎は荘子の大宗師篇からとったという。

「人の適を適として,自らその適を適とせざるもの・・・・・・」,つまり当時若者の学問所だった。開国を迫り,英・仏・覊の各国の黒船が日本に迫った頃,「当今必要を西洋医学育成に専念している。」(4),と指導方針を語っている。自由・自立・合理的科学の指導精神に立った故に門下に医学関係者のみならず,広い分野に渡って,幾多の優れた人がでて,明治の新時代に活躍した。(6)

足守出身の門人をその姓名録₁₆よりあげてみると,天保15年以後,足守町,弘化4年10月石原朴平,嘉永5年,喜田玄麟,山田貞順,同7年,田上立志郎,安政4年,藤田文弥,吉備郡から,4名,その中妹尾遊玄,2代は倉敷(今の大原別邸に開業),備中国から15名,

瓦町時代(拡大以前)には備中梁瀬の大戸郁蔵が高弟であった。杉原康夫氏の話しによれば, 足守出身の門弟でその子孫は,現在足守に居なくて,京都・岡山へ出て,開業したものが殆ん どだそうである。

岡山での 隣学者の活躍で石坂氏の他、児玉順蔵のは洪庵より5つ年上である。14才でシーボルト入門と吉備郡誌にあるが、シーボルトの私塾は文政7年だから19才以後入門したければかかしい。ともかく長崎で修業した後、備中失日村で開業しており、岡山藩医として活躍しているが、やがて晩年には、洪庵と往来し、大阪の伏見で医学を開いている。児玉氏の門下に、明石退蔵、松岡隣、0津下精斉(備前藩医学教授)の花房義質、0島村鼎甫、0岡野松三郎、(英語兵学館教授)、0石井信義他6名で、〇印をしたのは洪庵の門人でもある。

門下花房子爵の経歴談の一節に、「児玉順蔵の来阪せるに就て、洋書を学び、又洪庵にも通 学せり・・・・・・『児玉は医を本業とするも和漢の学にも通じ,洋書は天文,暦術,兵制のこと 体確立せざれば外国に対峙するに足らざる・・・・・・を悟るの始めなりし。 」 面と幕末維新にお ける備前の先駆者と評価している。花房氏は,後日本赤十寺社を背負い立った。その他の門人 で地方を離れ、中央の京都、大阪、江戸、に進出し西洋学の教授となって活躍した者が多い。 かくも多くの塾生を世に送り出した適塾の供応が何をして、第一人者にまでの し上げたのだろ うか。「医者としての供厖の活動は種痘の事業とコレラの治療と,最後に江戸に召され,奥医 師になったということによって特徴づけられているといえる。 ……。」 励と緒方富雄氏は いっている。牛痘種痘法が持ち込まれたのは、ジェンナーの発明から50年後、1849年オ ランダ医モーニッキが伝えた。同年11月7日大阪で日野鼎哉,笠原白翁が集まり,8人の子 供に子から子え、痘戸の液を移し、大阪種痘のはじめ式が行なわれている。種痘はじめの家を 除痘館と名付け,組織的に種痘事業を広めていった。 嘉永3年4月には,足守藩主木下利恭の 召に応じ足守へ下り、除痘館を設け、藩内の児童に種痘を施している。足守における種痘法は、 「足守候も其医師緒方洪庵の大阪に在るを招いて、先其女公子に行い、遂に除痘館を設け、遍 ねく其封内に施さしむ。」の、又、「今茲(嘉永3年) 正月、備中足守候緒方洪庵を浪花よ り招き……除痘館を設け、藩土、領内の群児に種えしむ、来り乞う者続々跡を耐たず、正 月下旬より,三月に至る迄風1.500余人皆安全に一損あることなしの。」彼はまず自分の兄 の末子に痘苗を種えて木下藩主の理解のもとに、やすやすと除痘館が設立できたようだ。そし て彼が先頭に立ち、門下守屋甫庵、西有慶等の門弟を率いて種痘を広めに、其傍、撫川、高松 帯江、早島等、5.000人に及ぶというから,すごい普及であったろう。足守藩が他の諸藩に 先んじて,足守に普及が行なわれたのも,藩主の洋学への理解があったこと,洪庵の努力。(自分の藩出身という気軽さも手伝って)によったことであろう。大阪における普及においては、 足守の如くスムーズにいかず苦心したようである。苦心の様子は,「………其新寄にして旧 例煕之を以て官許を得がたく・・・・・・」ののように,漢方医の反対,民間の迷信,等事業をす

大和屋嘉兵立の名前で表向き願立したりしたが、仲々官許が許されなかったようだ。安政5年の白米通商条約が結ばれ、蔵方禁止は名実共に解除となった。この時に種痘所が古手町1ヶ所に限ることが許され、その2年後、万延元年7月に江戸種痘所の官許を得た。翌年には、西洋医学所に改命、西洋医学を教授、研究する学問所に変わっていった。この頃にはも早、蔵学のみでなく、英・仏の学問の研究えと移行しつつあった。やがて時代の推移と共に、洪庵の時代より、福沢論吉の活躍の時代えと受け継がれ、新しき時代は築かれるのである。「今日の大成を得るに到れり、驚くは、後年の諸子、越前の思徳と良策開哉の厚恵を忘れることなく、社中各家の苦心、労思せしことを想像し、寡欲を盲として、仁術の本意を失わず、その良志を嗣ぎ云々・・・・・・」②、と洪庵自身の中に仁術の本意を失わず・・・・・・という 儒教的精神が強く流れており、考えの基礎となっていることは、注目すべきことである。それは種痘館が官吏のもとに西洋医学所→西洋番書調所となったことや、福沢論吉が一面で、自由、科学的で進歩的な精神を有した反面、儒教の精神の持ち主であったこと、明治維新の指導者が自由を叫びついま、その統一精神の一端に儒教的考えがみられることも、考え合せて、しばうなづけるであるう。

種痘に続き,1858年第2次コレラの大流行は江戸のみで,死者28,421人,大阪でも 8月だけで12.000人の死者があった。洪飚は、「虎狼痢治準」と題した本を出版し、症状・ 治療法を紹介した。だからといって、人々の恐怖がのいたわけではなかった。現代の医学から みれば,「治準」は幼稚な対症療法を指示したものでしかなかったが, 文政の第1次流行時の コレラよけの霊薬という魔よけ的なものに位べれは、進歩はみられる。コレラが完全に究明さ れるには、明治以降、コッホの出現、コレラ第5次世界流行の時を待たねばたらをかった。と れは最新医学での世界のことである。しかし洪庵が当時の迷常的医学をかえりみず、科学的精 神によっていた態度の中には、最新医学の芽をくみ取れないこともない。終りに、洪庵の医学 年譜を追ってみると,江戸で坪井信道門下の頃,(23才)「人身窮理学小解」訳(ローゼ 著·人体生理学)。「視力乏弱病論」「視学升堂」訳、「素品術語集」、「遠西医方名物考」 (宇田川→洪庵),「泰西名医墨講」,開業後,1842年,人体構造研究のため,「解剖社」 作る。1844年, 「病学通論」, 1858年種痘鱸が公認とたる。 「扶氏経験遺訓」(ドツ ツ,フーフェランド著)訳,1849年,幕府は,外科,眼科以外の「腕方を禁ず」という禁 止令を出しており、まだまだ懶方医を押さえんとするものであったが、洪庵は環境に支配され たい強い力は有していた。同時に洪庵のバックポーンに,財政的援助をおしまなかった。 大阪 町人の力が働いていたことは重要であり、大阪が蘭学のメッカともいわれているのも、町人の 合理的精神と結びついたことに意義がある。足守は、小藩であり、一面ではまとまりやすく、 藩士間に忠動という力で。(儒教的考えのもとに、)強く結ばれていた。逆に一面小藩である が故の自由さもみられた。町人勢力は大阪の如く強力にいたらず、むしろ土豪の力が強かった。

だから小藩の下級藩士の3男坊・新知識を求めんとする若者。出世を望む者が、環境の整った。 それらを生ずだすであろう条件を備えた上方へと進出する傾向は自然の成り行きであろう。

供庵出生の場所は足守川にかかる葵橋のすぐ近くで、屋敷跡は、兄惟正が三輪に引き移った後、永く人手に渡っていたのを、旧蹟を永久に保存せんとの目的で、吉備郡の有志(旧藩士)が、大正14年買い求め、昭和3年医師会の人々の手で、記念碑が建てられ、20年県史蹟に指定されているが訪れる人もめったにない。この山陽の田舎町としては、旧足守藩主木下候の庭園蹟と並び、誇り高い文化財で、今関係古文書、美術品等保存する記念館の建設を計画中である。昭和38年は供庵の死から丁度100年祭で、この年、4年ごとに開かれる日本医学会総会が大阪で行なわれるので、適塾記念会では、日本医師学会に協力して、3年間に供厖と塾生及び、その子弟にいたる、あらゆる資料を集める計画で、日本の夜明けを作った洋学者達の貴重な記録がまとめられ、その成果が期待されている。

参考 資料

- 注 ①,②緒方佳次郎著,「緒方洪庵と足守」。
 - ③ 「緒方洪庵と足守」に「佐伯家の臍緒書に『文化7年康午7月14日丙寅卯上刻生・田上亭之介』とある。」

 - ⑤ 吉 備 郡 誌
 - ⑥ 昭和35年1月,大阪毎日新聞連載「適々塾」中,『岡山大学教授の郷土史研究』による。
 - ⑦ 吉 備 郡 誌
 - (8) 緒方洪庵著,「病学通論」の自序冒頭。
 - ⑦⑩ 緒方佳次郎著,「緒方洪庵と足守」
 - ⑪ 浦上五六著,「適々塾の人々」
 - ② 緒方佳次郎著,「緒方洪庵と足守」
 - (3) 緒方富雄者,「緒方洪庵伝」 昭和35年1月大阪毎日新聞連載。「適々塾」
 - (4) 福沢諭吉著,「福翁自伝」
 - ⑤ 浦上五六著,「適々塾の人々」

- 3 緒方佳次郎著,「緒方洪庵と足守」「三宅春齢の『各国牛痘の興展』」。
- ② 難波抱節著,『散花新書』の附錄
- ○ 緒方洪庵著,『除痘館記録』。

第6節 足守町の仏教

赤柏宏

「備前法華に安芸門徒」と称せられる備前備中美作一帯に普及した法華宗は、大覚大僧正の布教にその顔を発すると言われているが、備前法華と唱えられるに至ったのはまだ後世の事であったろうと思われる。即ち、元来法華宗は関東は千葉県に発祥したものであったが、やがてその中心は京都に移り、その後大覚大僧正の中国弘通等を契機として備前に普及、根をおろすに及び、幾多の名僧を輩出した。

彼らは或は京都へ或は関東へと上り、法華宗の宣伝教化に尽力し、その功績は少をからざるものがあった。ために法華宗の強盛をる地としての備前が確乎たる地位を占めるに至り、備前法華の名称がこゝに誕生したと見をしてさしつかえあるまい。

さて、かくて誕生をみた備前法華は宗祖日蓮の立教の趣旨にのっとり、一般的を軌としての不受不施を以って布教に努めたのであったが、文禄 4 年豊臣秀吉が東山妙法院に大仏殿を建立し、祖先のために千僧供養を営んだ際に、妙覚寺日奥がひとり宗制を固守し、不出席を言明して即夜寺を退出したことから、受不施・不受不施分派の端緒を生じ、以後、徳川時代を通じて、不受不施派は禁制の憂き目にあったのである。これによって備前法華も当然その影響をこうむり、圧迫を受け受難の苦しみにあえぐのであるが、寛文の法難を機に受不施側に転向するものも多かった。しかしをがら、一方においてかように公儀の威勢に屈して身延系統の末寺となったものが多かったのであるが、地方においては受不施若しくはその他の宗旨に帰依したかのごとく装い、内実は不受の清僧に帰依して信仰を続ける者が現われた。彼等は所謂「内信者」或いは「法立」と称せられるもので、寺を捨てい「法中」と呼ばれた僧と共に地下に潜行して信仰を堅持した。彼等僧俗がかずかずの迫害に耐えて、旭日昇天の身となったのは実に明治に入ってからであった。

(1) 足守町と日蓮宗(不受不施を中心として。)

1 不受不施受難の発端

不受不施は日蓮宗教団制度の1つで、宗祖日蓮にその源を発し、以来先師信者によって守られ来ったものであった。ところが室町時代の永享年間に入って、足利義政の鹿苑院相国(義満)の追善供養会に出仕参列する機会に遭遇した時、日蓮宗各派代表者は他宗僧同席の続経、並びに不信者からの供養は受けられぬ旨の宗法を施主側に申し立てて、将軍家の允許を得て参列出仕したかった。ところが文献4年豊臣秀吉が行った東山大仏殿千僧供養会に日蓮宗が出席を命せられるに至って、再度謗法者秀吉の供養の受否が問題化した。この時は強力なる秀吉の権力に抗争するの愚を悟った教団董督者の見解に基づいた支配力によって、趨勢はほど出席に決定した。これに対して妙覚寺日央は「宗祖以来の制法をたとひ一度でもこれを破らば、永代宗義はたつべからず」とひとり宗制を固守して不出席を言明し、災いの妙覚寺大衆信徒に及ばん事を恐れ、自ら寺を退去して流浪の身とをり、ことに後に継続した長い江戸時代の不受法難の端緒をひらいた。日央は妙覚寺退去後、栂尾や鶏冠井に流浪した末、千僧供養の奉行であった前田玄以の好意によりその所領丹波小泉に隠遁した。彼はこの隠遁中に備前連昌寺の落成大法会に臨席している。その後対馬に配流されるに際して、備前の真俗が一層帰依の信を起こした事は、連昌寺日船が衆徒に論した寛永7年の文書の一節によってもうかがわれる。

備前一宗,宗旨開闢以来今に至る迄,務法の汚泥に染まず,殊更日奥上人一宗の諸匠にぬきんで,宗旨の諫暁新故法中の怨憎を蒙り,天下の貴命を以て遠島に謫せられ給ふ。其時に及び累年顧聯の侍者尚随従せず。况や其餘の輩に於いてをや。然るに吾が先師日韵・日巍公私の留難を顧みず,偏に宗義の法水を対州に汲み,専ら立行の可否を奥公に任せし故に,国中の緇素並に彼の命に応じて法のために数回辛苦を凌ぎ,終に御赦免を蒙り,帰洛弘法の本懐を遂げたまひ畢んぬ。其間,義を施し忠を尽すもの恐くは備前に限る。功は韵緇両師に在り。(後略)

これによっても、備前と日奥の関係がどのようなものであったかを知るにやぶさかでたい。 慶長8年池上の日詔から配所の日奥に寄せた書状の中にも、「就中、備前の仏法いよいよ堅固 の間、御心安かるべき候」 と言うのがある。日奥の備前の教界に関心深き様がこれによって も知られる。

b 足守町の不受不施

不受不施と足守町に現存する法華宗との関係を見るに、法昌寺・本乗寺・乗典寺をはじめと しておおむね連昌寺の末寺であって、寛文年間の法難まで不受不施派に属していたと思われる。 これは次に掲げる妙本寺過去帳より推測に難くない。

文明 1 7 年 3 月 1 5 日草創也 当寺本關主 大檀邦 荒木大蔵祐 延徳三亥 2 月 1 3 日

開山中蔵院日山大徳

又, 法昌寺の記録によれば次のごとく述べている。即ちその創立に関して,

康正年中道興道仁ノ建立ナリ。天正年中長門右エ門尉日蓮宗帰依ニ付,岡山蓮昌寺ョ リ蓮如院日相上人ヲ迎エ開基トス。維時天正18年庚寅10月本堂建立ス。寺屋敷旧 高8斗弐升3合有之。則長門右エ門尉之ヲ寄附ス。元,本寺ハ備前岡山仏住山蓮昌寺ナ ナリ。然ル所,寛文七丁未年御両山末ニ相成云々。(註)御両山とは本能寺・本興寺 のこと。

とある。以上によっても足守町における法華宗諸寺が寛文年間の法難によって受不施側に転向 する迄、少なくとも不受不施を遵守しておったとみてさしつかえなかろう。

c 受・不受の対立とその顕末

腰長4年,大阪城中での日奥と妙顕寺日紹等との対決に臨んだ家康は不受不施が国権に反する不穏な信仰であることをみ、かつまた、日奥の頭強な主張を憎み、遂に日奥を対馬に流してしまった。これを契機として「受」と「不受」との両説が対立拮抗をみるに至った。慶長17年,日奥が許されて帰格するや不受側の意気大いにあがり、元和12年日奥は「宗義制法論」三巻、「門流清濁決疑集」を著わして目乾を非難し、一方目乾も又「破奥記」を作って反駁するに至って宗制上の論争は感情争いとなり、勢力争いとなった。即ち京都では本満寺妙顕寺対妙覚寺、関東においては身延側対池上側の争いとなった。この2大勢力の衝突が寛永7年の所謂「身池対論」であった。この結果、幕府の裁断によって不受側の7僧が配流せられ、池上本門寺・京妙覚寺は受不施側の手に渡たされ、次いで不受側を支持した中村檀林も遂に受不施側に占められて受不施側の完勝となった。その反面、不受側では自害情死したり、宗門の将来に希望を失って天台その他へ改宗する者を生じた。足守藩にあってはこの頃はまだ法華宗より他宗へ改宗したり、或は自害情死に及んだものは出ていないようである。ところで受不受の争論は京都の千僧供養に端を発し、関東の身池対論で初めて受と不受との両派が明瞭に分離したのである。即ちこの対論の翌4日に身延貫主日連は次の意味の廻状を末寺一統に送って、将来の立場を明示している。

今般池上との論争につき種々の雑説風間あるも我身延は国主の御供養は異議なく之を

受ける事を立前として居るので、それは何の異議も無い事である。只平人の施物については中古世の議や誤解を受ける事を恐れて、之をさし止めたのであるから、我等今更それを改めようとは思わぬ。此の意見は両隱居(日乾日遠)も同心である。然るに他上の日樹並びにその徒党は国主の御供養も受くべからずと主張しているので、今般の対論となった次才であるが、彼等は辞理共に屈して、遂に追放仰付けられたから此の旨趣を体して将来教法を弘通せらるべし。

と述べ、これに対して諸寺より起請文を敬し、これに受不施と云う新義を確立して、これに服しないもの並びに従来の不受主張者は不受不施派として対抗的態度をとるようになり両派の分立をみたのである。従って法華宗中に不受不施という分派の出来たのは自動的に生じたものでなく、身延一派の受不施主義によって自然に成立したものであるといえる。身池対論裁決の結果、他上本門寺京都妙覚寺を身延の末寺となし、他上を日連に、妙覚寺を日乾に与えられたという知らせが京都に達すると、多年日奥の薫陶を受けた妙覚寺衆徒は本坊に集会を開き、左の誓約を結んで各々その決心を示している。

時節到来あるに於いては異体同心に一間4面の草庵にても妙覚寺をとりて,不受不施の法水を相守り,像師御作の御影様を安置するの処当門流の本山と為すべきの事。右条々違背あるに於いては法華経中の一切之宝,日蓮大菩薩並に代々列祖の御罰を罷り 豪るべきなり。

寛永7庚午6月14日

日船(花押)大衆(運署)

この誓約は現今金川に本山を設け、これを妙覚寺と号する由来となったものである。

幕府の不受検索の手はとどまる所を知らず、こゝに万治の法難を迎え、続いて寛文 5 年幕府は 地子寺領は勿論、飲水行路までも信施供養として拝受するとの手形堤出を諸寺に迫って、不受 不施の実行を不能に陥らしめた。このため悲田新受が生じ、正派では作州福田 5人 衆の如く断 食慣死或は自刃入水するなど、死を以ってこの暴挙に抵抗する者が続出した。それにも抱らず 幕府の断は非常に荷酷で流罪死刑を以ってこれに臨んでいる。

岡山藩では寛文6年に手形を出さぬ不受不施の寺・僧を破却,追放或は牢獄に投じたが,その数313ケ寺,僧585人に及んでいる。

寛文8年には備前佐伯の6人衆を斬首し、その1族郎党28人衆を追放している。

岡山藩ですらかくの如き弾圧を決行した以上,足守藩でもその影響を受けて、当然何等かの 挙に出たものと推測するのであるが、前述した如く、この頃受不施側に転向したと云う記録が あるのみで、遺憾ながらそれを立証すべき資料に恵まれていない次才である。

さて、このような迫害にも屈せず、僧俗信者は地下に潜んで信仰を堅持した。即ち在家信者は仮判の内信者或は法立となり、僧は寺を捨て、法中と称して不受を固守したが、同じ不受側の中において天和2年マンダラ本尊の書き方から内訌を生じ、貞享2年津寺・日指の2派に分裂した。

幕府は不受派の絶滅を期して検挙の手をゆるめず,同年傭中庭瀬の3僧を牢死せしめ,元禄4年不受僧俗約100名を伊豆7島に流刑に処し,一方,悲田新受をも厳禁し,これに属した谷中感応寺・碑文谷法華寺等を天台宗に改宗せしめた。この後も享保3年の上総行川。宝暦3年の作州津山・大阪・備前・下総多古。享和2年の備中板倉。文政元年の備前益原。天保年間の総検挙には備前暮田,備中吉川,大阪高津,下総多古等悲惨な数々の法難は続いて,不受不施が陽のめをみるに至ったのは,実に明治9年の事であった。

d 結 び

以上,不受不施受難の歴史についてその一般的概略に触れたのであるが,足守と不受不施の 関係については寛文の法難によって,政治権力との妥協を餘儀なくされた法華宗諸寺が,受不 施に転向したと云う既成事実があるのみで,その他の事項に関しては皆無である。

寛文年間の弾圧以降,不受不施派は地下に潜行して信仰を持続したと云うのが一般的傾向であるが、当足守においてもかそらくはそうであったであろうと想像するだけで、その真偽を裏付けるべき資料に事欠いたのはすとぶる遺憾である。

参考 文献

日蓮宗不受不施派の研究(影山堯雄編)

不受不施小史

(早田玄洞著)

大覚大僧正

(原外生)

吉備郡史

(2) 足守町と寺院

2. 寺院と経済

現在足守町には第14表にみられるが如く、日蓮宗(法華宗)の寺10ヶ寺、天台宗の寺9ヶ寺、真言宗の寺7ヶ寺、臨済宗の寺7ヶ寺、浄土真宗の寺1ヶ寺、別に最上教本部竜泉寺を合わせて35ヶ寺ある。今、旧足守町を例にとってみれば戸数戸ぐらいの所に有住の寺が9ヶ寺もある。かりに1つの寺が1年間寺を維持するに要する最低限の檀家数を100戸とみても明らかに戸数の割合からみて寺院数が多すぎる事が分る。この様な傾向は単に旧足守町だけに限らず新足守町一般にみられる現象である。このような事が起こったのは、1つには代々の足守藩主が寺院に保護を加えた事、2つにはことに現存する諸寺院が臨済宗のそれを除いて木下候以前からのものであり、かなりの財産をたくわえていた事、3つには一般庶民の仏教に帰依する心が深かった事。などがあげられよう。従って農地改革によって田地を取りあげられる以前の諸寺院は、檀家とそ少なかったが経営を維持してゆくのに何等の支障もなかったものと推察する次才である。然しながら現在では農地改革によって田地を失い、かつまた山林も戦争の影響などによって荒廃化したため、諸々の寺院は経済的に痛手をとうむり、その生活は

桃			本乗寺兼務		松井寺兼務		李兼	実相寺兼	菸草院兼		
響	devar	n ploj	**	n enk	松井	EU p	本乗寺兼	実相	務轉		
檀羽数	月01	3 2	1 0	7.1.1	0 9	0 2	3.0	0 2	180	103	7 0
経済的基礎	山林, 檀徒収入	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	107				1 to 1		40町 山林(竹藪を含む)櫛収	3町2反 山林(竹藪を含む) "	1町山林 樹徒収入
所 在 地	東山内1243	東山内 1555	河 原1355	※ 福谷村河原松井	※ 福谷村西山内高尾	※ 福谷村間倉西間倉	山/上片山3010	※ 岩田村山ノ上寺屋敷	※ 岩田村上高田清水	"	栗井寺谷149571
张	法 奉 宗(日蓮宗)		"	子 中	"	東門	法 華 宗	天中。	声	"	法 華 宗
寺院名	# #	李 田 李	4 本 中	松井寺	法明寺(院)	養東院	正循寺	正覚寺	観音院	明照	法昌寺

阿含城山正服寺兼	上顯寺兼	高松報/愚寺兼				実相寺兼					モト天台宗	
	3 0		5 0	270	1 4 0	3.0	1	5 3	2 0	3.0	500(信徒戸数)	2 3 0
	15町以内山林 檀徒収入	不明	山林 檀徒収入	. "	橙収,田地,温室(メロン)	5~6反 山林 檀収	1 町山林	檀 徒 収 入	"	"	信徒収入	10町 山林 檀収
大井新町2372	※ 大井村栗井柏尾	大井八軒町	日近791	※ 日近村下高田当心	"	※ 日近村吉西谷	日近新町2061	上足守932	918	下足守冠2026	上起守1702	上足守磔茂2507
帐		张	张	张			帐	张			张	张
40	"	塩	掛	40	"	"	塩	掛	"		**	HILL
K		盟	书	K			盟	瓶). E		确	臧
怒	华	#	牵	#	#	带	#	带	#	#	死	派
*	*	日	物	羉	型	EE	歉	世	米	幸	光	凝
ლ	胀	堰	脚	ᆈ	#K	B	偢	*	展	111	ш	展

編	東衛寺兼			木下家菩提寺	高松報恩寺兼	"	大光寺兼	"	岡山常念仏寺兼	モト日蓮宗
뼵 家 数	IIL	4 0	3.2	5	8	1.0			2 ~ 6	3.000(信徒戸数) 足守には殆んどなし
経済的基盤		4 m 山林,檀収	5町 山林, 煙収	山林 5町	不 明	上 林	山林 2町	山林 2 町	± ±	山林,信徒収入,マッタケ
所 在 地	上足守2019	上足守岡堺146	上土田北井田480	上足守219	※ 足午町上足守	※ 起守町上足守寺坂	下足守7 0 8	下足守1297	※ 足守町上足守上之町	下足守900
宗 孫	真言杂	"	"	张恕盟	"	П	"		静士真宗	最上数
寺院名	華	· 一	对	大米	# 각 표	守福寺	法额寺	大 秦 中	正覚寺	竜 泉 寺

必ずしも楽でないようにみうけられ、る。それを補う意味で例えば法昌寺の妻女は生命保険の外交員を松井寺の妻女は幼稚園の先生を勤めている。大抵の寺院はその経済的基盤を檀徒収入並びに山林に置いているが、これではまかないきれず、住職の私有財産によって生活している所も少なくない。その反面、田地とそ失ったが或は莫大な山林を所有し、或は竹林を所有する等、そこからあがる収入で悠々と暮らしている寺院もちる。

b 寺院の社会的活動

寺院の社会的な活動としてはいわゆる保育園に場所を提供するとか、或は演芸娯楽及び会合などに場所を提供するなど、旧態依然として場所提供的なものが顕著である。しかしながら各寺院の住職は保護司・選管委員・人権擁護委員・遺族会役員・民生委員・福祉委員・児童委員身上相談、習字教室の実施等知識階級として町政に参与し、政治的に社会的に或は文化的にと、もろもろの分野において活機な活動を親い得る。

C藩との交渉

次に藩と寺院との交渉をみたい。旧足守町に現存する寺院をみるに、禅宗就中臨済宗の寺が多い事に気がつく。これは木下候及びその家臣達が法華宗に帰依する事を敬遠して、臨済宗に帰依した1つの兆候であるといえよう。即ち、木下候は自らの菩提寺を建立せんがため、当時山下にあった乗典寺・東光寺を現在の場所に放逐し、東光寺のあった附近に田上寺を建立したと云う事である。かくて木下侯が足守藩になったために、菩提寺大光寺並びに田上寺の2ヶ寺が増し、臨済宗の寺は守福寺・大光寺・田上寺・法源寺・大乗寺の5ヶ寺になったのである。この原因には徳川幕府の宗教政策の影響が足守藩にも及んだものであると解釈出来よう。

まところで、木下侯は寺院に対して種々の保護を与えているようであるが、藩からの田地・山 林等の祿高の寄造というものはなく、藩主自らの意志に基づいて時々に供進するの形で、寺院 を改築する場合には大工・佐官・人夫及び木材等の寄進を行なっている。この事は各寺院に共 通にして、たとえば、日光院の記録によれば次の如く述べてある。即ち、

- 結論的にいって、足守町に現存する寺院が多いのは、木下侯が仏教に対してなみなみならぬ 関心を持ち、これに保護奨励を加えた事を如実に示す一例として取りあげる事が出来よう。し かしながらその反面、法華宗の寺院が寺数こそ多けれその規模において小さく、今日はかばか しい発展の跡を窺う事が出来ないのは、江戸期に於ける武士階級の儒学偏 の気風を反映する ものとして忘れられない。勿論、徳川幕府の宗教政策の一環としての不受不施禁圧の影響もみ のがせない事である。また、法華宗諸寺が不受不施禁圧に際して残らず不受不施に転じ、身延 側の末寺となった事実は、他の地域の法華宗諸寺のうち禁圧にもめげず不受を毅然として遵守 したものがあるという例に鑑み、該当諸住職の退嬰的気象を物語るものであるといえよう。な お、木下侯の仏教に対する帰依深く多数の寺院が存続したが故に、今日に至って農地改革のあ むりを受け、少数の例外を除いて経済的に困窮に陥ったという現状は皮肉な現象であるといわ なければなるまい。
- 終りにこの調査にあたって気付いた点を述べてみよう。建築学上からみて、古い歴史を経て数多くの寺院を持つこの足守町にあって、七堂伽藍の整った寺院は勿論ただひとつの卒搭婆すらみられないのは極めて寂しい事である。しかし、他面において守福寺石造本殿や上願寺梵鐘の如き国指定、県指定の文化財に恵まれているのは、足守町にとって大いに心強い事であるう。また安養寺は栄西禅師ゆかりの寺として古蹟に富み、大光寺は木下冢菩堤寺として参道の石段の規模も豪壮で、建物の何処かに幽美なただずまいがみうけられ、歴代藩主の真筆を蔵している。竜泉寺は広大な境内を持ち壮厳な滝と云い、周囲一里にも及ばんとする竜王池と云い、或はまたゆるぎ岩・鯉岩等の巨岩と云い、一として風趣に富まざるはなくまさに観光地として最適のものであろう。

次に墓地に関して一言触れておこう。寺院の境内には墓地がつきものである。これは足守町においても例外ではない。墓石の形式によって時代が推測されるのであるが、特にとりたて 論ずべきものはみあたらない。強いていえば清秦院には大井の土豪鳥羽氏一族類代の墓が墓石 200基を数えて、過ぎし日の殷脹さがしのばれる。しかし現在では荒廃してしまって一入今昔の感にたえない。

なお、大光寺には藩主の墓が、地蔵院には庶民の墓がある事を附記しておく。

第 ■ 章 集 落

第1節 足守川流域の地理的概観

石 田 寛

足守川は笹ケ瀬川の一支流にすぎないが,その途中に十二ケ郷用水が注ぎこみ,それからまたかんがい用水路が分流するなど複雑な仕組になつている。これは流路変更,地形変化のためと考えられる。現在高梁川は福山山塊と弥高山山塊の隘路を経て南流しているが,旧高梁川は,大体において今の十二ケ郷用水路の流路をたどつていたもののようである。現倉敷市域を阿智テルタ総社から東流して形成されたデルタを加夜デルタと呼ぶことにしよう。

阿智デルタに弥生式遺跡があるが故のデルタ形成がさほど新しいとは考えられないが、和名抄の 郷名は建屋郡 6 郷のうち阿智郷と大市郷の二郷と浅に即阿智郷の都会三郷があるのみで条里の遺構も認められないことは、阿智波に注ぐ分流はいちじるしく荒川性のものであり、そのデルタは active deltaであつたと考えるより外はない。

阿智デルタがとのように active deltaであつたのに較べて加夜デルタは dormant deltaであり,整然たる条里の遺標がみられる。高楽川の網状の分流があるいは郡境,あるいは郷境をなし,篠里はつぎはぎ、条里となつている。端中国府は整然たる条里地割に従って弓八町を構え,ゆるやかな高妖川の水道を利用しえたと考えられる。

「備中国質夜郡服部総図」,「足守庄古図」があり,中世史研究の貴重な史料たるのみならず 集落の歴史地理的研究の上にかけがいのない史料である。

服部級の条里地割れ足守町南部の高状地状デルタまで延びている。同一規割とみられる条里に 関し中世の郷図と庄園図があるのは珍しいことである。

服部郷図には

八妖里一条一丁

田九段廿

相朝四段

助友二段卅

光延二段四十

のごとく記入してあり、この図を続つて平質元義は大化元年に郡県になりしとき造られし図をも とにして後に改め書きしものとし、大化改新のものとしているが、永山郎三郎翁は鎌倉幕府が造 つた国図であろうとしているが、足守庄の古図に

生石御庄堺

坪田一条六丁作人永亲

坪

未用膀示

とあり、服部郵図と同じ呼称が鎌倉幕府のいまだ成立していない嘉応元年(1169年)に既にとなえられていたととが知られる。なお丁条丁の呼称は同じく足守川下流の庭瀬郷にあつたととが 115れる。

神主質場朝臣某題状(吉靖津神社文書一,建久四年)

大郎法師澱処分田畠一丁卅代 庭妹郷七段卅代 土公田也 栗川里五条四丁三段 中川里二条六丁四段卅代

(下略)

の如くある。

以上三つの史料によつて鎌倉開府前後に条丁で呼称される方格状地割があつたことが知られる。 足守町の平坦部(加夜デルタの一部である)は,条里制研究史上まことに得難きフィールドで ある。近世の検地帳,さらに現在の切絵図と比較して耕地の形状,分散度と集落の位置の関連を 次節でみることにし,それによつて

加夜デルタ条里地域の歴史地理的意義は了解されるであろう。

条里地域の現在的意義についての研究は必ずしも多くはない。本研究において作業仮設として 次のことがあげられる。

- 1. ある時期までその地の最高生産力水準を 持つてきたが、今では老朽化した。
- 2. 兼業化がすよみ農業的に伸びようとする意欲が少ない。

足守町についてこの仮設が当てはまるかどうかは、寄生地主の土地集積がどこから始まつたか。 現在酪農化、機械化、果樹化が足守のどの地域で行われようとしているか、これら具体的な記載 ぶ解答を示してくれるであろう。

耕地をみる一指標として、古地と新田に分ち、古地を冬里地割、非条里地域に分つことができ り。足守町域の該当地を配すれば次表の通りである。

| 古地 | 条里地域 ····・・ 足守川南部の扇状地状デルタ | 非条里地域 ····・・ 足守町並以外

(新田

足守町はその南端にごくわずか条里の遺構があるにすぎず、大部分は吉晴高原の野呂と谷である。しかし端中町でみたごとく若々しくはない。つまり谷底平野がある程度形成している。しか 条里の遺構がみられるほど広くもなくまた安定したものでもない。足守の町は巾着の口のよう 所に位置している。足守の奥はかなり広い、北を受けて成立し、商業的機能を果した谷口集落 井と足守は変転する社会にいかに生きようとしている。 足守町は岡山平野の北端に位置し、農業集落は大別して吉福高原の南端の平坦面(野呂)を利用した農業集落と、かなり側方侵蝕のするんだ谷間を利用した農業集落とがある。間倉、山の上等が前者の例で、日近、大井等が後者にぞくする。これ等は夫々作物栽培の上からまた気候上から大きく異つていると思える。

1. 高原の農業集落

吉腐高原の南緑を利用した農業集落であつて、この辺りは足守川支流によつて、開析が進んでいる。地質学的にも、花崗岩、閃緑岩、頁岩が卓越し、水利、地形などの自然的条件に関しては武蔵野台地等の供積台地に見られるように、乏水性はほとんど無く、又高原に於ても水田耕作は特別の制約を受けることなく、相当昔から行われていたと考えられる。山の上等に見られる比較的開折の進んだ高原上の小谷間等が、(写真)① 最初に開拓されたようで古い水田は、一般に宅地から遠い場所にある。又飲料水にも恵まれ、水に関してはほとんど問題にならない。この様に水利に大変有利であるので、村落形態も集村では無くまた全くの散村でもない。いわゆる疎塊村(Lochere Haufendorf)である。

この様な高原に集落が発達することは、斜面の日当りが良く、父水利に恵まれていることが好 条件であると思われる。しかし高原では農業が主であると言っても、耕地が狭い事や作物の種類 及びその生産などの制剤を受けることが多いので、農業のみに依存するものの外に山林等の業務 に従事するものもある。

なんとなれば山林はほとんどの家に持っており間倉では最大所有者は,平均4町内外の森林を もっている。

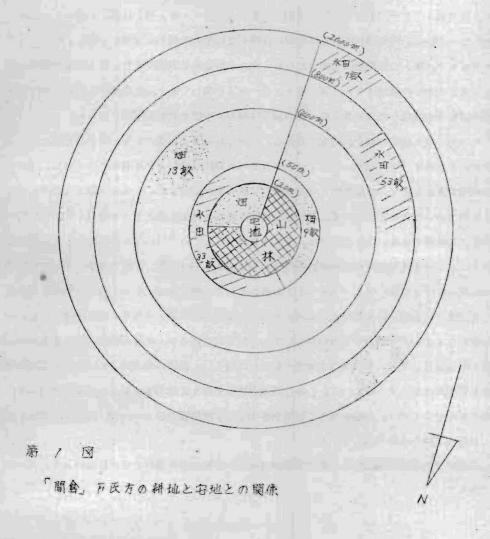
地形的に恵まれた所では食料の目給が山米るが作物によつては栽培しがたい。こと間倉では「トマト」などの高品作物を栽培,移出し、現金収入はある程度えられるが、食料(主として副食類)は専ら購入している。農業生活の基礎となる吉購高原の谷(旧輪廻の谷)には前述したように水田が卓越し水田耕作を通じて楽落の立地を早くから可能にしていた。又古くから住民が一定の山林原野等を共同に使用収益する慣行が行われていたらしい。その土地を「野山」と呼び、入会慣行がある。間倉での入会地は主として放牧、採草等に利用されていたが、現在では一戸当408の草地が割当されており、入会慣行がすたれている。

第1表 間倉の農家一覧表

氏 名	(家族数)	田(畝)	畑(畝)	山林(畝)	草地(畝)
(西):	6	114	27	7 01	40
ż	6	76	3 5	101	13 1349
3	6	72	38	30	aris around
4	4	6.5	45	200	William III
5	4	8.0	3 9	30	
6	9	97	3 5	1 52	4 0
7	6	76	3 7	751	4 0
8	6	71	4 5	172	40
9	4	102	37 :	344	4 0
1 0	9	90	45	349	40
11	5	8 3	25	3	40
12	6	98	37	1,635	4 0
13	7	72	32	1,0 5 2	40
14	4	68	40	259	40
15	7	97	40	125	4 0
16	4	9 2	3 5	106	40
17	6	8 5	42	142	40
18	7	112	27	289	40
(東) 19	4	67	22	4 0	40
20	3	55	30	5 0	
21	4	50	4 0	esur con	经通信帐 有
22	5	5 2	3 7	110	-
23	6	57	3 4	36	Tag. I.
24	7	50	33		7 17.731
25	7	60	2 4	9 0	
26	6	6.8	22	CA - 126	ni kata
27	6	5 3	3 7	18	
28	6	6 4	29	1,2 7 5	40
2 9	6	47	27	145	4 0
30	8	6 5	20	2 1 5	4 0
31	3	5 3	22	ALC: EMU	VIEW H
32	3	5 6	2 6	30	
平均	6	74	31	389	in the second

一般に農家 1 戸当りの保有耕地面積は表に示されているととく、大規模ではない。又耕地特に水田は高原であるため細分化され、その耕地が分散する傾向が著しい。(写真②) 古い水田は一般に宅地から遠く離れており、反対に宅地近くの水田は比較的新しい水田である。

これは近年になって・潅漑水路の完備のおかげで発達等の開発が行われたもので地力は古い水田 に比べ悪い。稲作の段当収入も古い田と新しい田では!~2 俵の違いがある。 オ1 表のごとく土 地を概括的にみると宅地(私有)・耕地(私有)・森林(私・共有)・探草地(私・共有)・で ある。



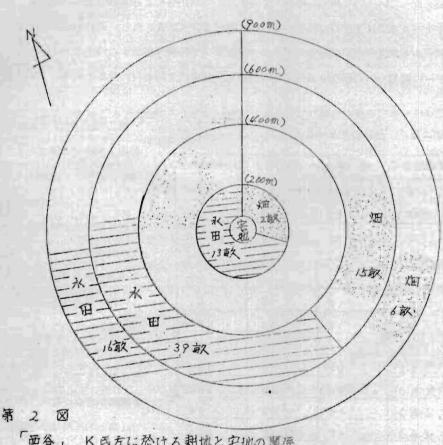
図①は間倉, 下所有農用地の模式図である。土地利用の形式は地形的な制約を大きく受け、水田はその所在及び発達が限定されている。ではての農地と宅地との関係。即ち集落形態はどの様であろうか?。オー図でみられるどとく水田は地形的制約を受けやすく宅地とは比較的違い距離にあるのに対して、畑地は面積が広いとは言えないが宅地の近くかつその周囲にあり大変便利であると言える。畑地が歴史的に、自給的な雑穀類の生産地であったが、近年では雑穀類から商品作物への変換がなされつつある。現在商品作物としての「トマト」等は、阪神地方に出荷されている。

歴史的に畑地利用について調べてみると、明治時代に於ては食習慣も雑穀中心のものに傾いていたと思われ、F氏の話から総合してみると、明治時代の作付をみると「アワ」約三畝、「芋・キビ」各三畝、「ソバ」(主として小豆跡)五畝、「コボー・サト芋」七畝、「高キビ」三畝その他となっている。明治時代に於ては水田の面積もため池の設備の不良等から狭く、従って「アワ・キビ・ソバ等」の雑穀類の比率がたかかった。しかし大正末期になり、生糸の海外輸出が盛んとなると今までの畑地はその「部(綿・コボー畑)を残してほとんど桑園として利用されて各家庭には養蚕が興隆したのであった。この養蚕は昭和9年頃までが最盛期であった。

との時期は縄・雑穀の減少の時代でもある。しかし昭和15年頃になると養蚕の衰額と共に商品作物としてのタバコの興隆となり・いわゆるタバコ時代が昭和30年頃までつざいた。このタバコ栽培がさかんになった原因は・高原でありながら霜が遅いとか,そのはか種々の条件が谷間より有利であったためと思われる。しかし品質的に優れた洋葉の輸入や・労働力(特に乾燥時には非常の重労働である。)などの点からタバコ栽培がだんだん行われなくなった。しかし現金収入の手段として手近な畑作利用の作物栽培は必要でありタバコに変って近年急激に「トマト」の栽培が盛んになって来ている。「トマト」の商品としての移出先は主として西宮を中心とする阪神一帯であり、見通しは大変明るいようである。しかし栽培技術上の難点・病害駆除や多量の水を必要とし、さらに労働力その他の新しい問題が出て来ているが、商品作物は主として農家の若い人が中心となって行っているので解決の見通しは明るい。品質の維持向上については共同選果である程度の成果をおさめている。しかし畑地が狭くそのうえ傾斜地なるため企業的発展はあまりのぞまれそうもない。石垣を築きこの傾斜を少くし、南斜面の日当りの良い所に栽培されており、良質の品種作成に努力している。

この様に労力集約的農業から,資本集約的農業への転換は近代農村となるための必要条件となるであろう。

商品作物栽培に供せられている畑地は主として宅地の周囲に位償している。宅地は「うね」か 斜面の緩やかな所を利用して南向きに作られている。宅地の廻りの畑にある畑は手入れもゆきと どくが、遠い畑地(距離およそ400~500m)に於ては、1部は商品作物の栽培も行われる が、主に家庭に於て消費される作物・トウガラシ・サツマ芋等を作るにすぎない。以上高原の農 業を聞倉を中心としてみてきたが高原の農村は人口密度も粗であり、増加率も低く、停滞的であ る。農家戸数もほとんど増大していない。



「西谷」 K氏方に於ける耕地と宅地の関係

2. 谷間の 農業集落

谷間の農業集落としては、西部では足守川流域の東山内、東部では日近川流域の高田・日近付近を中心にのべてみよう。足守川の両岸には河岸段丘が認められ、可成りの水田が開けている。 (地形については自然的環境参考)

耕地と集落の関係については、集落は道路にそつた街村に近い形態であり、かつ耕地も高原の 揺落にみられることく分散せず1ヶ所に集まつている。

1 戸当りの耕地面積は狭く、そのため早くから耕種部門以外の農業や副業が行われてきた。西 市の乳牛や下日近及び高田の織機(い草製品)や園芸作物等の導入はまさにこれであり、土地の 長約的な利用と農業経営の合理化を図つたものと言える。水との関係についてみるに、この谷底 の侵蝕が可成り進んでいるので用水も得やすく高原にくらべ溜池による潴漑は少い。谷底を流れ る河川に井手を作り水田は主にこの井手からの用水路によつて灌漑される。高田では気候的条件 や耕地との関係から園芸作物が栽培され、トラックによつて阪神へ移出する輸送園芸がみられ、 メロン、プドーの温室やい草織物の家内工場が発達し生活様式も純農村的性格を脱皮しようとし ている。

第2表 西谷の農家一覧表

氏名	(家族数)	田(畝)	畑(畝)	山林(畝)
1	(6)	103	32	593
2	(4)	70	30	35
8	(5)	40	8	80
4	(4)	30	12	19
5	(3)	3 1	6	2 0
6	(4)	70	25	31
7	(6)	56	18	6 3 3
8	(4)	65	15	8 5
9	(5)	67	2 0	3 6 4
10	(5)	74	18	300
11	(5)	60	2 3	3 4
12	(6)	63	18	836
平均	(5)	61	2 4	253

第二表は「吉」における 耕地、森林別の表であるが 水田の面積 6.1段歩が平均 である。しかしこの西谷で は近年乳牛の飼育が盛んと なり農家には 2~3頭の乳 牛が草をかんでいる。道路 の両側には小さい棚があり 牛の運動をさすのである。 それでは耕地と宅地との 関係はどうであろうか。第 2 図に示された様に「西谷」 では典型的に耕地が宅地の 囲りに集まつてはいないが 水田と畑地は高原のそれと

類を主として栽培していたが現在では、乳牛の飼料となる、クローバーやエチャードを作っている。しかし地力の豊かな畑では、商品作物としてのタバコが盛んに栽培されている。 日近では畑地は主に日近川の南側の山の斜面にあるが、距離が遠い関係から果樹園(柿など)に変りつゝあり、しかも手入れがゆきとどかない現状である。高原では畑地の占める役割が極めて重要であるのに比べ、谷の農業集落では、酪農や家内工業の占める割合いが大きいと言える。乳牛の多い西谷では畑の3割がこの飼料栽培に当てられている。この乳牛飼育は見通しが明かるくだんだん頭数も増えている。また下日近の織機業が、い草は近郊から集められ製品(たたみ表て)でして売り出している。

谷の集落では家族数も高原のそれと比べ少い。

参考文献

集落調査法

矢鳴仁吉

人口,集落地理

新地理学講座(五巻)

第3節 条 里 集 落

横 山 彰 人

1 条里地帯における農業

足守の南に広々とした水田地帯が横たわつており足守の穀倉地帯としての役割をはたしている。 ことに前にふれたように条里側の遺構がある。(条里側については後でもふ こる。)との付近の 主要産業はやはり農業である。そこでとの付近を農業集落という面からとらえてゆきたいと思う。 しかもとの農業に直接的、間接的に条里地割が影響しているように思う。

第1図をみると色々の形や大きさの田があるが形状としては大きく分けると3つの型があることが分る。長さによつて1町田、半町田ともよばれ又形によつて色紙型、短冊型、ほぶ正方形のような型の田がある。これらは一般には半折れ(30間×12間)長地(60間×6間)プロック型(12間×12間)と呼ばれている。この形状は色々の要因によつて決定されるが足守では

長地卓越地帯であるといえると思う。それについて半折れ、プロック型がある。この形状を決定する 要因としては色々考えられるがそのうちの 2 、3 を 取り出し考えてみたい。先づどのような形がもつとも土地経済的であるか、というと、円形、正方形、長方形の順で、長くなるほど不経済である。しかしこの要因より労力や技術段階との関係さらに地形との関係の方がより大きな要因となると思う。前者については例えば、牛や馬が入つてきた場合正方形よりも長方形の方が便利である。又地形の面では一般的にはデルタ地帯では長地、扇状地状デルタでは半折れ、低湿地ではプロック型になるといわれている。(2)

この長地と半折れがどちらが先に存在していたかということ、まだ問題が残つているが半折先 行説をとる学者が多い。もちろん色々の要因が影響し合つて今日のような形になつたと思われる が足守の場合についてことでは2番目の技術段階との関係について少しくわしくみてみようと思 う。

人が耕作している場合には余り形状は問題とならないが、これに牛や馬が入つてくると方向転 換の回数を少くするということになると正方形よりも長方形の方が哽利となり さらに最近の機械 の導入の場合にも同じことがいえると思う。足守の場合は馬を使つていたという例はほとんどな いようであり主として牛が使われていたようである。 犂も以前は 長床犂が使われていたが長い犂 は安定度はあるが、土壌抵抗が大きく能率が悪く深耕に適さず狭少な田畑では使い難く四隅に人 耕の補助を必要とすることになるというような欠点をもち,この欠点が改良された短床犂が使用 されるようになつた。一般的には岡山県に短床犂普及しだしたのは明治の終り頃であり、この附 近においても余り大差がないと考えられる。又附近ではトラクターが入つてきている。との段階 になると長くしかも広い土地の方が便利であるが色々の理由から必ずしも思うようにはゆかない ようである。その理由としては先づ土地の高低がある。第1図において一枚の田の中に点線のあ るのは実際は小さな畔があることを示すがこれは土地の高低があつて、たとえ同一の人の耕地で あつたとしても一つにすることが困難なため不便であつても二つに分けている。(水田の場合特 に重要となる。)又後にもふれるがこの辺りは耕地がかなり分散しているので(分散耕地)大き くしようと思つても他人の土地であるため山米ない。耕地の交換分合も種々の原因からまだその 機運に向いていない。又第3に特にトラクター、その他の機械の導入にとつて障害となつている のが畦畔と瀟漑水路である。畦畔が狭いということが大いに障害となつている。又これを大きく しようとしても畦畔にそつて流れている灌漑水路をつぶすわけには行かす又経費が非常にかかる というようなことから現在ではほとんど元のまゝの状態である。形状と関連してくることである が田に東西に長い横田を南北に長い縦田の区別がある。(土地の人は土地利用の面から表地,裏

地とよんでいるようである。)これは麦作の場合には問題となる。というのは日当りの関係で縦 田の方が便利であるということになる。しかし米作の場合には余り関係がなく,一般に地価の面 でも差はなくむしろ土地が肥沃であるかどうか便利が良いか悪いかというようなことによつて決 定されているようである。

次に大きさの面に注目してみると、もちろん色々な大きさの田があるけれども大きくみてゆく と約1反に近い田(1反マチ)と二反に近い田(2反マチ)の多いことに気がつく。これは条里 地割の名残ではなかろうか。

条里制とは大まかにいうと班田制を実施するために行われた大規模を耕地整理の方式である。そして班田制というのは大化改新の詔の基三に「初めて戸籍、計帳、班田収授の法を造る・・・。 凡そ田は長さ三十歩広さ十二歩を設となし、十段を一町となせ・・・・・。 」とあるのにより、人々に一定の口分田(男子2段、女子はその23、奴婢その13)を与えた制である。大化の改新では5尺 「歩という唐制を採用した。「歩は今日の「間と大体同じである。従って班田区画は長さ30間広さ 12間これを設とし、これが「0筆集って町となる。「町四方を坪とよび、36坪乃ち六町四方を里とよんでいる。そして里を区別するために条と里を組合せてよんだ。(例えば1条1里)これが条里制であり全体としては整然たる耕地地割となりそれに暗畔と溝渠をはりめぐらせている。(4)

班田制で与えられた 1人当りの口分田は 1段(1区画を2つ合わせたもの)であつた。しかし段という単位は大化の改新のとき始めて現われた単位であり大陸にも存在しない。米倉氏によると「水田にあつて1区画の作業は1日で終ることが望ましい。壮丁1人の作業能力は田植え1段除草1~1.5段,田刈5畝,牛による荒起し1段余といわれ,水田栽培技術の面から見ても段は単位面積として適当である。しかもこれはその田が上田であれば租を負担しつつ壮丁1人が1年の食糧を得るのに十分な面積である。1段は人間1人前の食糧を供給し得る地積が前提となり栽培条件などにより、それの半分として決定されたものであろう。」(5)と言われている。

足守の場合も条里制が施行されたであろうことはほご確実であり1 反マチ,2 反マチの多いのはその影響と解すことが出来るのではないかと思う。もう一つ問題となるのは反割において1 反田が先か2 反田が先かという問題がある。この点については1 反田の方が先であり2 反田は1 反田が2つ一緒になり出来たものであるという説の方が強いがまだはつきりしてない。実際足守の場合にも「正保3年開中国賀夜郡上土田村田畠改帳」の中にも1つの田を2つ又は3つに分割したであろうと思われる例が20もあり一方2つの土地を1つに合わせたという例はない。しかし近年土地台帳等に見られるのは分割された例はなく、1つに合筆された例のみいくらかみることが出来る。耕地の1筆当りの面積も時代により変化があるものと思われる。

第3表 小字別の耕地の広さと筆数 上土田村田畠改帳の部

(正保頃と現在の比較)

字 名	筆效	田畑面積	平均面積	字 名	筆数	田畑面積	平均面積
角 日	2	町反畝 1.1.22	町反畝 5.2 6	寺の前	6	6.21	1.03
赤田	7	7.9.0 1	1.1.0 9	くりばやし	20	3.6,09	1.2 4
さいのもと	6	4.1.18	6.2 8	つ じ	18	8.3.2 2	4.1 9
〈 撰 九	19	1.3.6.11	7.06	川原	4	5.4.2 7	1.3.22
同所堂の前	11	8.9.03	8.03	いのしり	3 4	1.1, 0,1 1	3.0 7
たかた	10	9, 5.2 1	9.1 7	小 計	(340	2.5, 1.0.13)	(7.11)
福地	14	1.4.4.2 3	1,0.10	Birting day is	2 470	F#13-11 77	一コー運動
えびの田	10	1.0.7.0 4	1.0.2 1	起之分	735	San fee	7
一日绕	7	7.9,0 6	1.1.09	していたわ	4	2.2 1	2 0
庄ざかえ	. 5	5.3.0 9	1.0.19	ぬちり岩	1	7.0 9	7.09
岩 峪	13	1.7.1.0 6	1.3.0 5	くりばやし	12	1.9.2 4	1.19
志といたわ	3	1.30 3	4.11	他の下	16	2.3.08	1.1.3
同所道の上	9	5.5.2 6	6.0 6	川 原	2	3.2 2	1.2 6
下沢田	10	8.2.1 7	8.08	SHIRT F. ST.	3.57	Zpick I	- 1 17-18
はすまち	9	8.5.2 3	9.16	開きの分	of Ley	PARTIE A	
八反田	9	9.1.2 3	1 0.0 6	していたわ	18	1.6.10	27
杉の坪	10	8.9.0 9	8.28	しようほん谷	7	3.16	15
西の脇	9	8. 8.0 3	9.2 3	地蔵のとうげ	17	1.2.2 4	22
ふる屋敷	16	1.3.4.1 4	8.12	塚のもと	14	1.0.1 5	22
同所市崎	7	6.1.0 1	8.2 1	水 落 揚	18	1.6.12	2 7
三川屋す	20	1.5.7.02	7.26	ひろとうげ	2 4	2.1.0 4	27
道のまえ	5	2.9.01	52 4	さるば口	1	0.1 5	15
しみさと	3	1.4.2 6	4.2 8	しみさと	31	4.2.2 9	1.11
かみわせた	3	2.3.2 7	7.2 9	さるば	11	1.1.1 9	1.0 2
庄 の 原	7	6.7.13	9,19	池の内	37	3.3.0 1	27
庄の(10	8. 9.2 9	8.2 9	寺のさわり	7	8.2 7	1.0 8
庄のは な	1	4.0 6	4.0 6	川原	11	1.52 4	1,13
さるば	6	2.8.0 6	4.2 1	さるば	19	1.4.00	22
他の下	5	6. 1.0 5	1.2.0 7	計	590	2.7.7.4.23	4.2 1
池の内	13	3. 1.1 5	2.12	(難)	皮氏所蔵	上土田田畠	改帳より)

上土田土地台帳の部

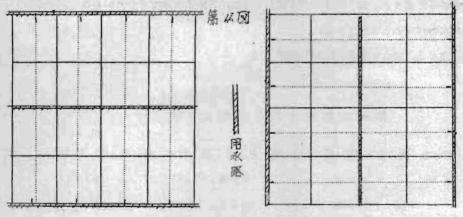
字 名	筆数	田畑面積	平均面積	字名	筆数	田畑面積	平均面積
下川田	1	2 5	2 5	鶴免	9	9.3.0 7	1.0.1
鹿の峯	5	5.8.16	1. 1.2 1	E	11	1.3.3.1 2	1.2.0
井 手 尻	13	1.4.0.1 6	1.02 4	下沢田	11	1.1.7.0 5	1. 0.1 9
川原	22	2.1.1.22	9.1 9	三反地	23	1.9.4.15	8.1
大 川 田	7	7. 7.2 2	1.1.03	岩崎	7	5.4.2 7	7,2
猪の尻	11	7.5.11	6.2 6	上沢田	21	1.1.7.22	5.18
オの元	9	9.6.0 4	1.020	市崎鼻	10	4.6.1 5	4.1
中 田	11	8.8.1 4	8.0 1	前 田	14	7.7.2 2	5.1
角 田	1	9.0 1	9.0 1	屋 敷	3	5.2 9	1,2
辻	11	2.2.1 1	2.0 1	経の鼻	27	1.7.9.1 1	6.1
糖 塚	11	1.1.5.0 5	1.0.14	旗 塲 尻	17	8.8.0 5	5.0
西 脇	10	1. 0.7.1 0	1.0.2 2	北井田	3 5	1.2.6.0 5	3.1
杉の坪	9	1.0.8.2 5	1.2.0 3	通し開き	3	7.1 9	2.1
倉ヶ市	1 2	1.2.8.2 6	1.0.22	池の内	5	1.7.1 2	3.1
上窪田	5	5.7.0 6	1.1.1 3	游 市 場	7	1.0.18	1.1
選 田	3	3.6.1 3	1.2.0 4	地蔵コウゲ	1	0.2 3	0,2
堤 下	9	3.8.0 5	4.07	栗 林	9	1.4.06	1,1
上松ノ木	27	4.9.0 1	1.24	ヌメリ岩	3	2.0.18	6.2
上川田	2	2,3,05	1.1.17	猿 場	1	6.05	6.0
下 窪 田	6	6.1.15	1.0,07	破場池の内	5	9.0 0	1.2
高 田	4	4.8.16	1.2.0 4	清 水 坂	12	3.3 28	2.2
堂の前	10	1.0.3.2 3	1.0.1 1	鹿 越	3 2	6.4.2 8	2.0
八反田	11	1.0.3.1 9	9.1 3				
趣 町	12	1. 0.9.0 9	9.03	合 計	5 1 1	3.5.1.4.05	6.2
福地	18	1.5.9.03	8.2 5				
下 福 地	4	5,0,2 5	1.2.2 1				
万五郎池	1	1.2.1 5	1.2.1 5	L			

高屋土地台帳

字	名	筆数	由烟面積	平均面積	字 名	筆数	田畑面積	平均面積
西	前 田	1 19	2. 8.1.0 5	2	給 田	15	1.1.3.00	1 7 14
四 /	豆 地	14	1.1.9.0 3	9.14	御神楽田	10	1,1.7,18	45.
庄	Æ	10	1.3.1.02	18, 72	上キジ取	7	1.1.9.12	
太	H	8	9.8.2 6		下キジ取	8	9.4.0 7	
志	赤田	9	1.2.9.0 3	lm ×	横 田	4	9.3.1 8	
七	曲り	19	2.6. 0.1 7		荒 木	6	9.72 3	
東	前田	15	1.6.5.2 7		中	7	8.80,4	
埋	L	2 6	1.9.1.1 4	1	丸 田	. 14	2.1.5.2 1	
宮	<u>p</u>	5	2.5.2 4	#	下 稈 田	8	1.2.6.18	.j-, i
福	シゥ	8	1.0.3.2 3	18 电	上桦田	5	1.1.6.1 4	
法	Д	6	6. 5.2 7		住 元	11	1.4.9.1 3	
下t	曲。均	6	1.0.4.11		関 前	22	2.3.1.09	
両	リヲ	7	9.8.0 6		下川田	12	8.2.2 2	
乙多	見力	11	1,3.3.09	5-13	柳ヶ坪	4	8,4.1 8	301 1
河	原堂	11	1.0.3.18		松の木	9	1.1.7.0 4	
官	育	19	1.7.4.06	M OTH	セウ	49	2. 7.1.0 9	
ĪĒ	ل	1	6,2 0	18, 18	上川田	18	1.4.6.1 0	1.5
横	前 田	10	9.1.22	Fig. 5	地 蔵 元	9	1.0,6.00	
佐	古田	10	9.5 2 5		寺 坪	17	1.1.4.19	944 Y
+	-	5	9,5 2 9		茶木端	4	2.2.1 2	11/2 - 25 2 3 4 1 July
方	プク	1 2	1.2.3,15	198	北浦	18	1.7.0.0 0	
干	В	8	1.2.1.25		橋本	6	5, 6.2 1	
失	甘道	1 14	1. 0. 7.1 0	A F	西端	2	1,4.0 7	

第3表及び第4表をみると分るように典型的な条里地帯では平均ほど1反で条里制施行当時の1反というのと一致するが上土田の場合は4畝21歩と6畝26歩とかなり相違がある。しかし検地帳の場合も起之分と開きの分を除くと平均7畝11歩になり、1反に近いものがかなりある。又との上土田にも田の多い所と山の多い所があり前者では1反に近い所が多く山がかつた所では平均面積が小さくなつていると思われる。従つて条里制が典型的に施行された所では1反平均の所が多いのではないかと思われる。又時代的にみると(ことでは江戸時代と現在でくわしいことは分らないので結論を出すことは出来ないが)。この資料に出ている限り余り変化がないと言えると思う。ただ同じ字名が残つている所を比較してみると平地の田の多い所では耕地の平均面積は小さくなつている。つまり土地の細分化が行われているが山がかつた所では平均面積は大きくなつている傾向があることに気がつく。但し前にもふれたようにこれだけの資料で結論を出すことは出来ないし、出したとしても誤りの多いものとなる危険があるのでことではそのまゝにしておく。

次に徹底用水路等との関係をみてゆこう。一口にいつて条里との関係が深く畦畔、海渠の位置は今日でも条里とよく一致していると言えると思う。灌漑用水路は土地の傾斜と密接を関係をもつのは当然であるが水田経営の場合は徹底用水路、畦畔の配置は同一の間隔をとり、用水路は耕地の短辺にそつて畦畔をこえてその両側を支配するのが最も理想的である。



足守の場合も大体との原則にありよりに作られていると思われる。しかしこの原則は平地の場合においてよく適合するものと思われ傾斜地では傾斜の方が強く影響すると考えられる。足守の場合第4図の通りであるが条里の線に沿つて睦畔、薄葉がつくられている様子がよく分る。この用水路を大体傾斜に沿つて北から南へ東から西へ流れている。足守川の水が大井の辺りから、取り入れられている。この取り入れの水路が足守の旧水路に当つているといわれているが確かなこ

とは分らない。水はよほどの干害でない限り十分であり、特に近年黒谷池(足守川上流のダム) が出来てからはほとんど渇水の心配はなくなった。但し足守川の水は旧足守街道の西側で利用され、東側では竜王池、その他の池の水を利用している。

最後に集落と農地との関係というような面からみてゆこう。第3図において同じ印をつけた田は同一人の所有する田と宅地との関係を示したものであり、これでみても分るように耕地と宅地との距離はかなりありしかも耕地は同じ場所に集っているのでなくかなりあちこちに分散しているる。後に集落の所でもふれるが集落は山麓線にそって存在し耕地は離れて大体集つて存在し各農家とも数100メートルも離れた耕地まで耕作をするために出てゆく。土地の人は広い所を「おき」とよんでいる)農家の人々は不便さを認めているが宅地を「おき」に建てようという考えはもっていなようである。理由としては今までの家をすてるわけにはゆかず又「おき」に家をたてることはそれだけ耕地をつぶすことになるからである。又耕地があちこちに分散しているが(耕作者の入り組んだ所を土地の人は「入作」とよんでいる。)又労働力との関係をみると普段は家族の労働力で農業経営を行い、農繁期には数人の庸人を入れているという例が多い。しかもこの辺りでは交通の便もよい所から都市への通勤者が多く若い人は外へ出てしまて、主として中年以上の人が農業を営んでいるようである。

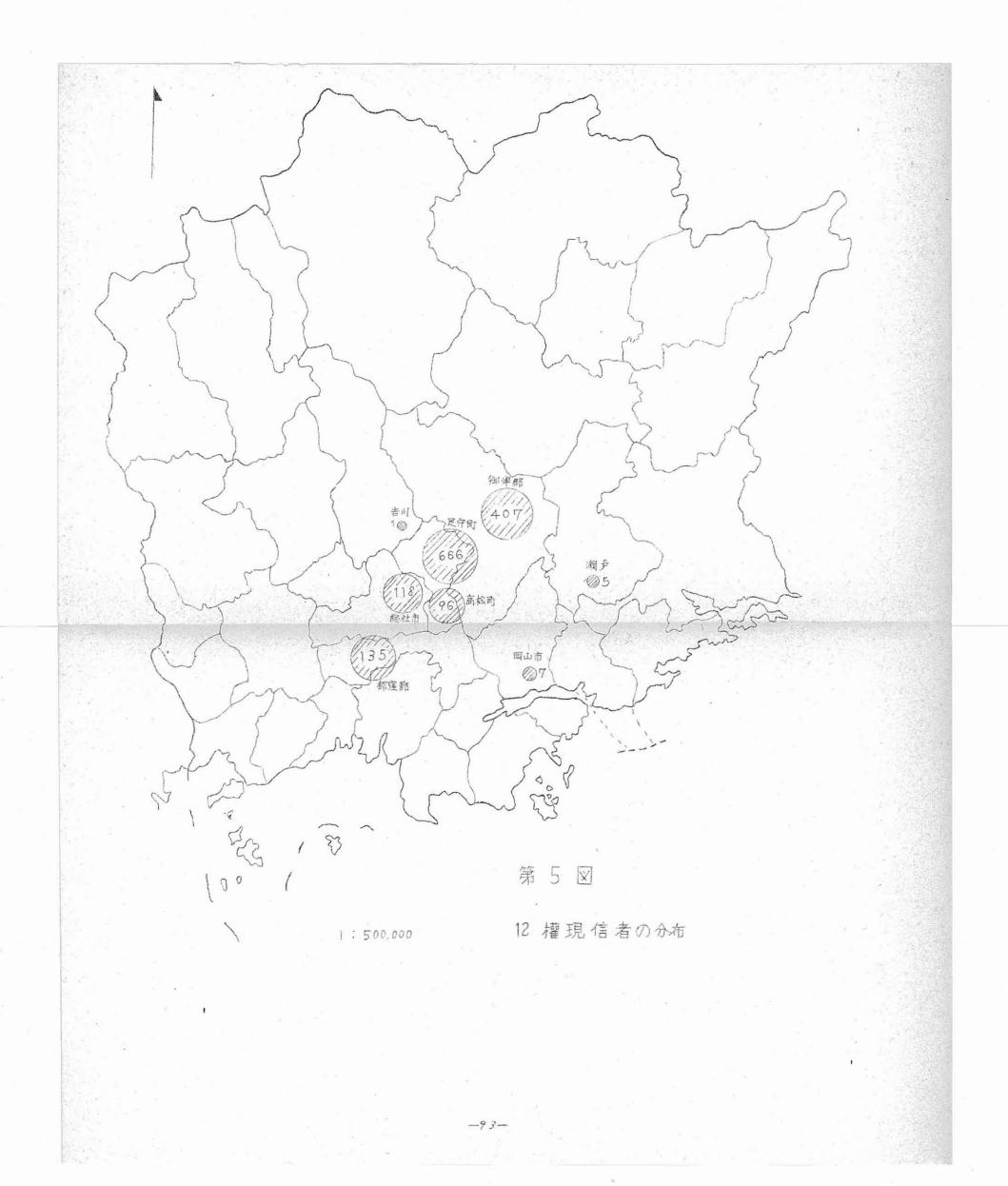
一例をあげると第4表のようであるが労働力はほとんど家族労働でまかないとの位の規模の農 家で2~3人いれているようである。

(聞き込みによる。従って数字は大体の数字)

第4表耕地分散と労働力の関係

	耕地面積	筆 数	耕地との距離	普段の労働力
A	1町	8	500(m)	2(人)
В	9页	3	400	2
c	1町2页	5	500	2
D	1月	9	400~500	2
E	1町2反	3	3 0 0	2

大体以上見てきたような様子であるがもちろん農家の人も全面的に満足しているのではなく問題が残されている。例えば耕地の交換分合をして経営の能率を上げたいと望んでいるが現状では全



り 期待はもてない。 又経営能率を上げる方法として機械化をあげているが, これも現状では畦畔の狭少をいうことが大きな欠陥となっている。 農家の人もせめてリヤカーの通る位の道がついたらと言つている。 このような点が今後に残された問題となろう。

2. 条里地帯における集落

以上のみてたような農業地帯における集落はどんな形をとつているであろうか。足守南部の広 い水田地帯には新しい家が二軒あるので集落は中を除いて全て山麓に沿つて立地している。をぜ とのような集落分布になったのであろうか。との点について考えてゆきたい。地図をみれば分る よりに大きくみると北に足守の町があり山麓に沿って森宮、冠、南坂、七鼻、新田上土田、又扇 状地状デルタの上に中村の八つの集落があり,いわゆる魂状村(Haufendorf)のような形 をとっている。これからの集落は大きく分けると二つ即ち山麓湧水線,及び扇状地デルタの上の 自然発生的な集落に分けられると思う。先づ山麓に沿う集落について考えてみよう。一般的な集 落立地についてみみると自然発生的な集落は先づ洪桃丘陵や台地面さらに山麓線。河岸段丘面冲積層 状地の扇頂や扇端がまずひらけ、稲作の普及により集落も冲積低地にも立地するようになってく る。足守も集落もこの様な自然発生的な集落と同一系列のものとみなすことが出来ると思う。足 守町の中心に当る上足守の集落は扇状地状デルクの出口に立地した谷口集落をみるととが出来る しかし藩政時代以前においては足守川はもつと西の方の山際に沿つて流れていたようであり従っ て足守の集落も山際に立地していたと考えられる。足守が現在のような位置にらつったのは藩政 時代以後でその後藩政の中心として今日のように大きくなったものと思われる。従って以前の集 落は他の集落(前出6つの集落)と同じ性格の集落であるとみなすことが出来ると思う。 古い時代のことはよく分らないが嘉応元年の備中は足守荘図によると人家は平地の田の中にも数 軒みられるが家は大体東部や北部の山麓及び福岡山(冠山)八満山(宮山)の麓に多く殊に北西 の大井川右岸吉山山麓付近に密集している。この集落分布は今日のそれと類似しており本質的に は余り変化していない。集落立地に最も重要な要素となるのは水でさるがこのような地形の所は ↓確の傾斜変換線に沿う湧水線に当り水が得やすくしかも災害(特に水害)でまぬかれることが 出来る、水は飲料水と瀟漑用水とに分けられるが両方とも豊富である。覆漑用水もよほどの旱ば つてもない限り水に困ることはないといわれている。水の量は豊富であるが一部ではいわゆるか なけ水が出る所もあるようである。聞きとりによると上土田の一部(ここでは共同で水道をひい ている家もある。)又宮下の付近又上足守の足守川の左岸や下足守の田の中でも一部かなけ水が 出ると言うことである。しかし日常生活にさしつかえるというほどのものではないようである。 次に日当りについてみるとこれらの集落を一つにまとめて言うことは出来ないが全部の集落が南

である。特に冬において日射量は著るしく少くなるということである。しかし風害(特に台風)をさけるには都合がよいが風は余り大きな要素ではない。又旧足守街道と足守川との間の水田地帯には家はほとんどない。(現在2軒のみ)とれは洪水の掛からまぬがれるということが大きな原因となっているように思う。足守川の旧河道についてはよく分らない。(これについては自然環境の項参照)しかし相当な荒川であったらしく旧河道といわれる所が広く多く存在している。しかしこの付近は水は得られやすく,気候も温和でありその他自然的条件,社会的条件にも恵まれた所であると言えると思う。次に扇状地状デルタ上の中村についてはこの集落の起源,性格はよく分らなかかつての足守川の自然堤防上に立地した集落であるということが言えるであろう。現在の中村をみると気付くように部落の真中から二つに分かれ東中村は下足守村,小字中村であり西中村は東阿曽村に属している。そして東中村の人はほとんど東の「おき」に田を所有しておりそこへ耕作に出かけている。ボーリングの結果も東と西とではやや異り又連田が中村の中心の道路に沿つて多く存在している。しかも氏神も東中村の方は足守の八幡神社であり,西中村は阿曽の奥坂神社である。さらに前記足守荘園の模写したものがあり足守川の本流の他にもう1本小さい流れがかいてある。

との小さな流れは運田のある低湿地で旧河道に相当すると思われる。つまりかつては河がそと を流れていてそれが行政間の境界線とされたのではないかと思われる。(古くは山や川のような 自然的境界線が多く使われている。)ところが後に足守川の河道に変動がありつまり当時より東 に寄り今日のような形になったものと思われる。

しかしボーリングの結果からも自然実防と後背湿地上の変化がかなりあったと考えられる。中 村がかつての足守川の自然堤防上に立地した集落であったろうことははゞ疑いがないと思う。

以上主として自然的条件に重点をおいて集落立地をみてきたが立地条件としては歴史的社会的 な条件も大きな要因となすがことでは歴史的条件の一つとして条里制を取り上げてみたいと思う。 条里制については前に一部ふれたが条里制の施行されたことは前述のようなことと共に次のよう な理由からほぼ確実であると思う。つまり整然たる碁盤目状の土地割や道路網の存在、坪地名の 残っていること、さらに前述の嘉応元年(1169年)の足守荘古図には四方の 特示があり 未申 勝示に「生石郷庄堺坪田一条六 「作人永宗坪未申 機示」とある。この条 丁の呼称は服部郷図にも みられる。これについて石田先生は「足守の荘園図の出来たのは1169年で守護地頭設置以前 に条 丁地割が足守川流域の備中一帯に存在していたと考えねばならない。このように考えると永 山氏の批判(くわしくは吉備郡史中巻1279項参照)は当らないといってよかろう。6町四方 すなわち1里内の呼称はどうあっても条里制施行を証拠づける資料たりうる。」(9)といわれ ており条里制の施行されたことは疑いなく。足守の条里は服部郷阿曽郷の延長とみなすことが出 来るであろう。足守の南にある1の坪の地名がりまい具合に一致する。これは航空写真からもよ く分る。坪並みは右下端を起点とする横行平行式である。(第5図参照)

との条里制は土地割のみでなく宅地割る行われたとされており整然たる 計画村であったとされている。

(例えば幾内の条里集落の図を参照) 従って足守も条里側が施行された とすると自然発生的な村落形態を示 すよりも計画的に設定された村落の 形態を示すものと考えられる。しか し実際には前にのべたように自然発 生的な集落形態をとっている。がと

第5図坪並み

		- ⊘;	坪		
3 6	3 5	3 4	3 3	3 2	3 1
20	29	2 8	27	2 6	3 5
2 4	2 3	2 2	2 1	20	1 9
18	17	1 6	1 5	14	1 3
12	11	10	9	8	7
6	5	4	3	2	1

の点については米倉氏の前掲書に「村落は山地や丘陵が平地に臨むような所ではその接線に先史時代以来の立地を継続してその場所を改編されたのであろう。平担地では原始村落は自然堤坊のような僅かな高地に立地していたであろうがことに条里地割が施行されると村落の敷地も例外なく全て1町区画が貫通することとなり村落の形状が変化をりけたであろう。」(10)とある。このことを足守の場合にあてはめて考えると今日のような集落分布となったことがうなづけるのではないかと思われる。

以上を要約すると足守の南部に当る所に条里制が施行されたことはほぶ確実でありそれが 1300年をへた今日でも地割・農業、集落にも深い関係をもち、しらずしらずのうちに人々の 生活の中に入りこんできている。その偉大な影響力、浸透力におどろくほかはない。

(終り)

- 注(1) 第1 図はこの付近(上足守,下足守の一部)の地籍図(切絵図)(縮尺大体 600 分の1)及び土地台帳を利用して作つた図である。(但し実物はずれがあり必ずしもびつたりと結び合わすことが出来ないので,私自身で手を加えたことをことわつておきます。
 - (2) 石田先生の講義より,但し岡山県の場合
 - (3) 「明治以後における農業技術の発達」参照
 - (4) 当時の単位としては段の下には代が使われていた。代の下は歩であり36歩が5代,50代が一反である。なおとれについてはその他の参考書参照
 - (5) 米倉二郎「集落の歴史地理」
 - (6) 「備中国買夜郡上土田村田畠改帳」 (難放宗一氏蔵文書) は正保3年から寛文12年までのものである。又上田,中田,下田,下々田,上畠,中畠,下畠,下々畠の区別がしてあつたがこれを一つにまとめて出したものである。又町数2288 畝27歩であるが読み違いか写し連へかにより9畝3歩の違いが出た。

又これは6尺5寸竿にて検地したとある。

従つて数字より実際はやく大きいということになる。

「上土田土地台帳」では田,畠のみを取り出した。 これは前の田畠 改帳と比較するためである。 従つて田畠のない小字は除いてある。

医2至12 0 0 410 行[[] 则将是第一次是正言等种心疗权工具于约翰克拉斯

高屋の土地台帳は(先輩安藤さんの資料を利用させていただいた。

- (7) 実物は神護寺に国宝として所蔵されている。
- (8) 写真第2章第1節の写真
- (9) 石田寛論文「備中の条里」
- (10) 米倉二郎前掲書 P20参照

才四節 市場集落

足守川が平坦部に出よりとするところ、すなわち谷口に大井、足守の二つの集落があり、かなり商業的機能を果した町である。大井と足守は位置からいえば谷口集落であり、谷口集落の常としてその優れた位置の故に市場集落として近郷に知られていた、しかもこの二つの町はなかなか完全に一体にならず双子町(twin city)であった。

足守塔か足守陳屋町の商業を保護し、足守が商業的に大井を圧倒していた姿を歴史的展開の項で述べてきたところである。藩の保護を離れた足守の商業は衰退し、中心は大井へと移行して行くのであるが、上之町、下之町の街路沿いの家毎の商売の移り変りを示せば対9表のとおりで、5たた今昔の感ありというところである。(石田寛)

明治	,八色	九	年	明	四	仨,	三车	現			在	足守駅	現			在	明治	四十三	二,三年	明	治	八,	九	4
白	. 木		虚			//		会	1	生	員	t	無			職	郵	便	局					
雑	貨		屋	ス	Z.	レジ	处进	7	サ	쏓	造		寺			院	寺		院	寺				抱
無			職			//		会	1	生	員	TO ST	金	1	士	員	荒	物	屋	雑		貨		T
酒	酸		造	槛	油	i file	溢	醬	油	献	造	14.	無			職	宿		屋	木		賃		7
雅	貨		店	薬			店	医			者		倉			雕	肥		料	雑		貨		T
M:			職	無			聯	無			職		会	i	±	員	無		敞	道		具		E
雑	貨		店	無			職	農			業	P+ 1	無			嗷	Time	21.	造	宿				Į
たい	t Z i	\$ 2	み	ح	5	U	H	無			職		映	I	呵	館	酒	础)EI	酒		酸		i
下	駄!	敞	人	半	農	半順	说人	農			樂		具	1	服	店	呉	ル	店	酒	是買	(右经	家)
魚			店	ゥ	ŀ	· ~	B	野	菜	日月	品		会	1	t.	員	空		家	右	本	家	别	Į
砂	桓		店	荒		物	E	無			曔		自	転	車	店	駐	在	υĒ	医				
金	神		様	金	光	:教	A	金	光	穀	会	Dy L	会	1	吐	員	空		地	空				1
雜	貨		店	*		仲	1	会	1	生	員		役	場	職	員	五月	引物三	月物	五,	月物	三月	物	
醬	油	镀	造			//			,	,			薬			店	薬		店	薬				R
5.	15	らん	屋	酒		酸	进	無			職	道	無			職	肥料	斗米作	買	米				P
雑	貨		店	搾	Ì	l I	_ tj	1		//		E.F.C	役			場	役		場	役				t ₂
た	ば	ح	屋	養		雞	均	会		社	員		中	銀	支	店	足	守鱼	段 行	銀		替		F

無	敬	Æ	延	製	造	文	具	店	県	荒牧	勿金	物:	荒	物的	金!	物	表	具	師
宿	量 4	無			職	会	社	Д	4	野菜	日月	Hill	畳	表	販	買	雑	貨	店
医	者	医			者	医		者	Error of	魚		店	ゥ	F	15	以造	雜	貨	店
雑 貨	店		T.		0.3	di di	ui.		traka p	33	ンセ	土立	*		仲	買			335
1								1		郵	便	局			14.7				7 d
									1			e				- 1			
						47			大井村	jelā.		5.4							

第9表

上足守上の町下の町商店の変遷

谷口集落の商業,市場集落は「三・八・五・十の市」に集中的に表現されている。

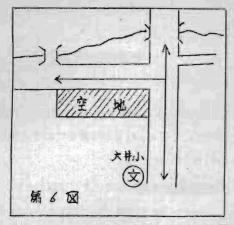
三八五十の市

1.三八五十の市の盛意

「三八の市」及び「五十の市」の発生起源は、はっきりとは知られないし、又「三・八・五・十の市」となったのも古い昔のことらしく定かではない。江戸時代後期、市は足守で開かれていて当時すでに「三八五十の市」となっていた。これが明治の廃藩置県と同時に現上足守の青井町(通称古市場)へ移った。この頃から交通機関が急速に発展し、ねこ草がら中草、大八車の出現となり、市場が道路上で開かれる為に人と品物とがごった返すようになってきた。更に馬車の出現によって危険性を帯びるようになり、行政当局から市の閉鎖をせまられた。当時すでに足守以北の人々が市場迄わざわざ山を下って来るのを渋り出した為に仲買い人が山を登っていく傾向にあった。これら色々の理由から、市に関係ある間屋が組合を作り新しく大井に土地を買い、そこに市を開くこととした。大体これが明治20-1年頃迄の経過であり以後市は敗戦迄続くことになる。

2.大井における市の盛衰

まず場所は,東は現大井小学校前の道路上から北は日近への分れ道に至る橋附近,さらに南は福谷への登り口になる橋迄の道路上と道の南側の細長い空地,(問屋組合が買ったという土地)のかなり広い範囲であった。(分6図参照)



三八五十の中でも,五と十の日は本市と呼ばれ遠く南は下津井,沙美,笠岡,小原等から仲買い が 御産物を持ってきた。北の尾原,有漢,小森温泉附近,大和方面からは生産者が柿,栗,新炭,材木,築材,青果物を持って集まって来た。彼等は12-3度の品物を順に何十人もの者が行列を成して山を下って来たものだった。彼等は明7時の市開きに到着すべく夜中から4-5里の山道を下って来た。

1日商ったのち酒を傾け、酔いしれて所かまわず道路に寝てしまう。それを見かけた附近の人達は、そっとこもや布圃をかけてやり、泥酔者は朝まで寝ていたというのはいとものどかな姿であった。

三・八市は、五・十の市程賑やかではなく附近の人々の集まりによる市であった。

当時の問屋は2-3軒あり、また仲買い人が20人位いたらしい。かって4代目の問屋を営んでおられた日氏は、自転車購入前は中車で得意先の岡山、玉鳥、茶屋町、下津井、早島方面の仲買い商を廻って海産物を仕入れておられた。明治43-44年頃はじめて岡山と倉敷に自転車店ができた時、日氏は足守で初めて自転車を購入し海産物の仲買いの為に使用した。朝3時に出発し仲買商を廻って夜十時頃帰って来くるという精力的な働きぶりをしていた。逆に言えばそれほ市がさかんであったということであろう。しかし市の隆盛は大正10年頃迄であった。そのきっかけは日氏の間屋稼業 幾上にある。日氏は撥業の理由として①青果物の取扱いは技術が要するので誰でもはできない。②取引相手が仲買い商のほかに、山路もいたので(註)取引きには意志の強固さが要求されたこと等である。この為に仲買い商に対する問屋の働きかけが減小したことと、加えて交通機関の発達が大きな要素となっている。こうして段々と市は衰骸して行き戦争統制でその終止符を打つこととなった。

3戦後のうどき

戦後やがて復活の動きがあったが、月並市開催までにはいたらず結局のところ盆市と暮市と祭 礼市のみであった。

盆市・盆に使う品物として南瓜、そう麺、しいたけ、千ぴより、高野豆腐、西瓜等が売買された。

春市・ぶり市・12月25日に開かれた。これは正月用品の取引が主で、戦前はとても盛ん

だったらしく、とにかくぶりを買わなければ正月が来ないと言われたものだった。この傾向は今 も残されている。

最後に祭市は魚市と呼ばれ祭用品が扱われた。

だがこれらは昔に比べるとひっそりしたもので市らしいものは、ぶり市位のものである。こうなったのは、戦争時における統制経済ともう1つ大きな影響として考えられるのは農協である。農協が農産物を1まとめにして消費地へ直送する様になった為である。

との事実は、土地の産物の長所例えば、午旁、栗など外観は悪くても質がよいことで親しまれていたということ等、この長所を殺すことにもなっている。 それが為に生産地がその栽培を止めることにもなりつつある現状である。

(註) 川窓について

当時被等は1家族単位に山の炭小屋に住み竹細工を生業とし、竹を追って全国を移住していた。 生活が苦しくなれば里の産物を掠奪したので恐れられていた。

(石賀康史)

1. 十二本木の景観

往時の有様を想像しながら、雨にさらされむやみに石を突出されている赤土の小径を、松林の 奥へ奥へと歩を進めていくと、「途中急坂あれど尾根は平らかなり」のことばどおり、眺望のき 〈平坦地に出る。左手に星神社本陣山を遠望し、右手に金山を眺め、そのふもとに散在する宇坦 の部落を眼下に見て、故人もそうしたであるう深い吐息をつぐのである。山頂のこんもりした所 が目的地である。

「権現宮」と彫られた鳥居を入ると,正面に智明王堂が,それよりほんの僅が高く薬王堂が右手に正面を向けている。岩田村誌には「智明王堂,吉備郡岩田村大字山ノ上字十二本木 本尊智明王菩薩,永和4年4月24日創立,薬王堂,吉備郡岩田村大字山の上字十二本木 本尊薬王菩薩元祿元年4月24日創立 日蓮宗 智明王堂 薬王堂共に毎年4月24日・8月15日を縁日として祭典を催していたが,新暦を使用するようになって5月15日・9月15日に改め牛馬の神として霊験あらたかなり,年二度の祭礼には参詣者多数にして優物等あり非常に賑かであつたが,今日参詣者少くなりつつあり,」と記載されている。智明王堂は南向きで備中に,薬王堂は東向きで備前に面しているのだが,同一場所に権現宮が二つあるというのは珍しいこと

である。とこが備前、備中の国境であり 備前法華勢力の西の限界である事がわかる。

今は、りっそうたる保安林に囲まれ 見晴しがきかないが、児島湾が一望の下に見えた時代があったのである。標高約400mの十二本木は備前・備中のどちらからでも見え、観光地の如きものであった。人々は牛市の為だけでなく、慰安をも求めて集まったのであろう。権現宮の西側に200mコースがひける程度の広場があり、数百頭の牛がこれを埋め尽くしたのが、今は松林で偲ぶべくもない。しかし、智明王堂の正面には、「明治24年卯年ノ1月15日」と日附を彫った「牛の」」があり、又、その境内の奥・楽王堂との境の所に、同じく明治24年に増徒によって建てられた地蔵がある。これらは、その当時の人々の牛に対する強い熱意を表わしているものと云えよう。

2. 牛市の性格

(1) 野上げ牛

前述した「岩田村誌」では、春市が新暦の5月15日、秋市は同じく9月15日となっている。とれを現地の人達の話により、ほり下げて考えていくと、十二本本市は一般に考えられる「セリ市」の如きものではない。つまり十二本本牛市を特色づけるものは野上げ牛(又はおい上げ牛)である。との野上げ牛を交換する場が牛市で、牛馬の神といわれる前記の2つの権現宮の縁日と結びついて行なわれていた。といていう野上げ牛というのは、県南部から新田牛をおい上げてきて、夏の3ヶ月間程を旧岩田村を中心として足守町の比較的貧しい農家に預け、秋の取り入れ時期には、また、南部へつれて帰る牛のことである。牛を預ける時期や返す時期が縁日と一致すれば、その場で預けたり、返したりするのであるが、これは決して一様ではなかった。時期については大体2通りでありその一つは田植え前にやってくるもので、南部の首代を済ましてから早ければ6月10日から22日頃につれてきて、足守で田植えをするのである。今一つは、すでに田植えを済ましてしまった7月10日頃に南部の田植えをしてから預けに来るのである。とのよりに預けるのに早い遅いがあれば、当然秋返えず時期も2つに分けられる。即ち早く来た牛は麦まき前の9月中旬頃に返えし、後者は麦まき後、おそくて11月頃には返えしていた。

野上げ牛は県南部からくるのであるが、どういう地域か詳しくみてみると、聞きとりによれば多くは妹尾、瀬戸、圧村、興徐村などからつれてき、遠く児島半島から、はては白石島の方からも預けに来ていたという。これら県南部からだけではなく、すぐ東隣りの御津郡、即ち加茂川町、御津町、津高町、金川町、宇垣村、宇甘、野谷等の方面からも野上げにやっ

てきていた。次に、野上げ牛を預る地域についてであるが大体足守町全域にわたっており、日近 岩田、福谷、大井等の農家では良く預かっていた。その中でも、杉谷・真星・石妻・山の上等は 藩政時代天領であって農民は貧困だつたので、特に多かったという。

今まで述べてきた野上げをする地域は、才五図の「権現官の信者の分布」とほぼ一致する。

再び預かる側についてであるが、どういう階層の農家が預かっていたかを、十二本木を少し南に下ったところの旧岩田村の石奏を例にとってみてみよう。石要は谷間の水田をはさんで、西側には、その谷間を望んで点々と家が立ち並び、東側の山をひと越えすれば御津郡に入るという園境に位置しており、畑・大西・日向・矢金の4つの小字から成つている。細長い部落である、全戸数52戸中、兼業農家が6戸、出稼ぎをしたり、長男・次男・娘等が勤めているという家が12戸で他の農家は農業だけに頼っている。とういう部落で野上げ牛を預かっていた農家は全体の48分で約半数あり、中でも畑部落は72分という高率である。(第6表)。

オ 6表 部落別にみた野上げ農家

## ## A	△=*	野上	けを預かる農家
部落名	全戸数	戸数	全体に対する割合の
畑 部落	1 4	1 0	7 2
大西部落	1 8	8	4.4
日向部落	1 1	4	3 6
矢 金 部 落	9	3	3 3
合 計	5 2	2 5	4 8

(遠藤氏 提供)

これら野上げ農家の水田や山林の 所有状況をみると为2表の如くになる。遠藤氏からの聞き取りに基ずい て作成したもの)。先ず全体的にみると,野上げ牛をあづかる農家が半 分といえる。畑部落だけは,大木概 の農家が預っていたといえる。また, 水田と自作地の項で過去と現在とを 比べてみて野上げ牛預り農家より野 上げ牛を預らぬ農家の方が,所有耕 地がや1広い。との様に水田の場合

を考えただけでは野上げ牛預り農家はこうだと断定できないのであるが、山林の項では約5 反の差がでてくる。牛の項でもや3 差があり、野上げ農家では、その60 分が非農野上げ農家では89 多もが牛を所有している。水田の項では明確でなかったことが山林、牛の項には野上げ農家の経済状況がよくないという事がよくあらわれている。このことは、才3 表で野上げ農家は0~4 反が4 4 分で、非野上げ農家の方は5~9 反の農家が7 0 分を占めているという事からも明らかである。

では、これら零細度家の野上げ牛の飼育形態はどうであったろうか。この地域は吉備高原南部の肥育、育成地帯で、南部から追い上げてきた新開牛を育成して使役地帯に送る。新田牛は

-	-						-					1						
/	大田村の田柏均	5四和初	照	中	4	4	É PÉ	一多墨尼	淵	枡	크	#	大田がみ配を包	出始包	開	枡	ュ	#
部落名	水田区	自作因	1水田顷	加加	数	200	〈田図	自作员	水田(区)	即倒	核区	(图)	水田図自	自作因	水田凤	作同 水田図 自作図	大	(照)
如部落	6.7	5, 9			11.5	0.7	5. 1	5,5			11.5 1.0	1.0	5.8	5, 4			11.5	0.8
大西 ""	3, 0	2.5	3, 0	2.6	2.0	0, 5	6.0	4.7	5.0	4.5	9.6	0.7	4.6	5.7	4.0	3, 3	6.1	9.0
目向""	5.0	4.0	4.5	4.5	9.5	0, 5	5, 2	5. 2	6.1	6.1	1 0.0	1.0	5.2	5.0	5.3	5.3	9.5	0.8
矢金 ""	4.6	4.7	6,3	6.3	11.6 1.0	1.0	5.0	5, 1	6.6	6.6	22.2	1.0	5, 0	5.3	6.4	6.4	18.8	1,0
総平均	4.8	4.3	4.6	4.4	8.6	0.7	5.	5, 1	8 8	5.7	13.5	0.9	5, 1	4.8	5.2	5, 0	11.5	0.8

オ8表 大正末期から昭和初期にかけての水田区別戸数

dha	非野上げ農家	7(26%)	19(70%)	1(4%)	2.7
ďп	野上げ邊家	11(44%)	11(44%)	3 (12%)	2.5
部級	非断上げ		S	0	9
外	「町上げ」		2	0	ю
路路	非野上げ	ю	4	0	7
田西	野上げ線製	2	2	0	4
胡裕	非野上げ	10	9	9	10
大図	野山旅家	9	2	0	80
郑	非野上げ機家	0	4	0,	4
思	野上げ機器	•	ស	ю	10
部落名	区别	0~4反	5~9反	10反以上	this

(遠藤氏聞きとり)

春市から秋市にかけて夏期2・3ヶ月をとゝですごすのだが、それらは放牧という形をとらないで全へて舎飼いであった。1年に3回は刈れるといり畦畔の草や個人所有の山林の草で飼養した。野上げ牛を多く預った頃には1里先の山へもいとわず草刈りに出かけていたといり。こうして飼った夏飼いの飼賃は、明治30年頃には一頭当り2円、昭和15年頃になると15円であった。そして春市で預かる際に博労を通せば中をたくさんとられるので百姓の手に入るのはわずかになる。だから、博労をわずらわさず直接取引きするものがあった。博労の方でも、十二本木牛市には参詣が主目的であって、こゝで売ることは期待していなかったらしい。石妻のあたりは、蚊が少なくで良く肥えるし、その上、育て方が上手だと認められると博労を通さず直接に野上げを頼みにくる者もあった。野上げ牛は、預ける方と預かる方との信用の問題である場合が多く、博労もその飼い方にまでは責任がもてず中に入るものもしだいに減じていった。従って、反対に飼い方が悪く良く肥やしていないとなると飼賃をくれない場合もあったそりである。

こうした野上げ牛も春市や秋市には首輪や晴着で着飾って、南部の人、足守の人、博労等に追われて、ぞくぞくと十二本木山に集まってきていたのである。その数約数100頭で権現宮の広場が牛でいっぱいになっていた。とんなに多くの牛が集まるのであるから、セリ市もなくはなかったが、買う人が非常に少なくほとんど意味をなさなかった。唯個人的な売買が行なわれていただけであった。売買よりも牛馬の神様にお参りするのが大方の目的であった。従って、牛の数にも増して人の数が多く、周辺の人々が慰安を求めて上がってきていたともいえる。「いっぱい飲む」のが目的の人もあったであろう。市の日には店ができ「あめ」を売っていたり、のぞき、かどや等があって付近の子供達はその日の来るのを楽しみにしていたという。しかし、これらの店も定期市の時だけで、十二本木があまりにも高度にあり交通不便なため、門前町にはなり得ず、現在家らしきものは一つもないという有様である。

(2) 牛市の歴史的変遷

牛市の創始年代については、「岩田村誌」を編集する際に関係者の方々が随分御研究されたが、なにしろ文献が皆無のため、依然として不明である。唯、両権現宮の創立が1680年代江戸時代中期になっていることがわかるのみである。現地の人々からの聞き取りによれば最盛期は明治20年から30年頃であった。前述した地蔵の建立が明治24年であることからも推測できることである。盛んであったこの牛市が目に見えて衰退しはじめたのは昭和10年頃からである。しかし、それよりずっと以前、明治44年の家畜市場法の制定によって家畜市場が統合整理されたことも一つの透図になったであろう。ちなみに現勢調査簿には

大井市場(現在役場の裏にその跡有り)しか記録されていない。それでも大正4・5年頃はまた盛んで競馬が催される時もあったそうである。また,その当時,高梁牛市へは船や馬車で行っていたのであるが,昭和になって鉄道やトラック輸送が発達し,交通不便な十二本木を通りとして直接高梁牛市に行くようになり,とちらはしだいにすたれていった。こうした時代の変化に加えて昭和7年(1932)は不景気のどん底で,この経済状態が衰退への直接の原因になったのである。この頃十二本木の権現宮には,牛ならぬルンペンの姿がよく見られたそうである。

こうした牛市の衰退に照応して野上げ牛を預かる農家も全くなくなった。現在は野菜作り(きゅうり)とれにとって代わっている。野上げを追い上げてくる南部の農家にしても,5 月過ぎるとイ草を刈るため忙しいので牛を預けていたのだが,今は全べて機械を使用するから野上げをする必要がなくなったのである。以前は十二本木が高所なるが故に見晴らしがきき,僅かの慰安を求めて人々が集まってきたのだが,今日の如く自動車輸送が発達すると,それが欠点となって衰微していった。大山牛市に於いても同様の現象が起っており,千屋牛市でも,明治・大正の頃にはその付近の人々は市の日以外は決して売らなかったけれども現在では、普通の日でも売ってくれるようになったという。以上見てきたように交通の発達農業経営の改善,農業の機械化,経済変動等が野上げ牛の盛衰に大きな影響力をもっていたのである。

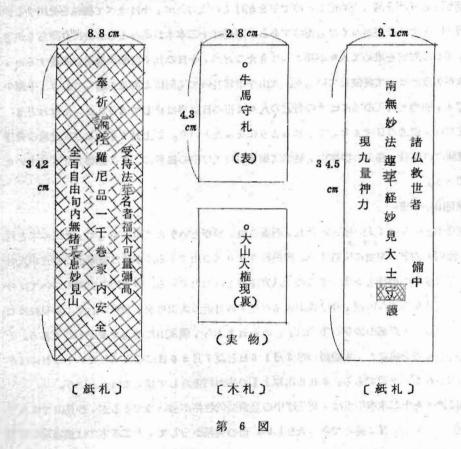
(3) 妙見山の牛市

妙見山というのは大山様といわれ、石妻の南、杉谷というところにあって、十二本木と同じく備前・備中の国境に位置する。標高約300米の山である。宗派は日蓮宗なのだが天台宗・真言宗等の禮徒もお参りするので八方檀家といわれている。妙見山の由来については今から約300年ぐらい前、今は岡山にも存在する日近の大田株が、神戸の近くの妙見様にとっていたので「野瀬の妙見の市別れ」といわれながら、彌高山に持って来たものである。そしてそこに寺を建立し、大陰暦の春3月16日と夏7月26日に祭りを行ないその日には牛市も開かれていたのである。300頭以上もの牛が列をなして登っていたという。

先に述べた十二本木牛市は、野上げ牛の品評会的性格が強いのであるが、妙見山ではセリ市も開かれ牛の売買は盛んであったらしい。市の時期からして、十二本木では農繁期の直前であるのに対し、妙見山は早かったので牛の売れゆきも相当よかったという。牛が連れて来られた地域は、浦中では苫山、山内、高尾、小山等現在の足守町全域、高松町の一部備前からも三和、横尾等津高町、一宮町等広い範囲にわたっている。しかし、地域的には十二本木

の方がもっと広範囲であって、このことが現在十二本木牛市の方が名を残している一つの原因であるう。だが、その盛況さに於いては優劣はなく、祭の翌日に雨でも降れば「大山様の牛糞流し」と言われていたほどである。又、その最盛時には、備中からの備中くどきと、備前からは四つ拍子の備前くどきとが踊りを競いあい、店も開かれ、人々を大いに楽しませていたのである。

この祭日には嘯高部落の家族の中の一人,特に戸主が朝から山上の寺にお参りして,午後 三時頃まで世間話等をして帰るそうである。そして牛馬守護,家内安全の木札と終札をもらって帰ってくる。現在では,これらの札を寺では祭日に売るという。お札は三種あるのだが それらを第6図に示してみよう。



過去において、盛況をきわめた妙見山の牛市が衰退していたのは、前にも述べた様に交通 の発達や畜産組合の設置などにより、牛の売買が非常に自由に出来るようになった故である。 現在お祭りだけは行なわれているがそれも大変淋しいものであるという。 尚,大山様の由来について先に触れておいたが,それらについては大山様の「過去帖」が 詳しく記載しているので、最後にこれを掲げておく。

過去帖女序

夫欲令衆生速入仏道報大小思自他差別依正宛然矣。

苟開近顕遠則本因果国事成三千而依正互吳当體基準妙法釈尊上行也。

- 一開失後信誘彼此流入本地首題寿命海中成本尊聖象其当體本因妙上行而亦妙法蓮華経也。
- 一唱謝德到不退地回則適未回亦能通若有感者以仏眼觀我所有福業以回向仏法皆令得歓喜居事。

寂光 選簿 尖作良有以 也。

昭和拾参年壱月吉祥

紀元二千五百九拾八歲

本貼寄附者

新居リサ

当院の所在へ岡山県吉備部日近村字奥爾高ナリ。

開山へ覚乗坊日純大徳同郡日近村善修寺ノ二世ナリ当地ニー字ョ建立シ綱高山覚桑 **庵**ト号 ス創草ノ年代へ祥ナラズモ約三百有余年前ノコトナリ二世日喜三世智全坊日周四世妙善日敬 五世恵信日乗ト歴任三六世生駒 論龍 考ヲ智諦院日宥ト称ス。

昭和十四年三月三日兵庫県神戸市妙覚山法革寺ョリ当地ニ巡錫シ荒廃セル当電ニ錫ヲ止メ 弘敬スルコト十年遂ニ昭和二十二年三月三十一日所割登記所ニ於て法人登記ヲ完了シ**豚**高山 覚乗寺ト公称シ之ヲ開基トス現境内ノ総面積四百拾二坪境外地三反八畝五歩。

現建物,本堂十八坪,大山権現七坪,石堂一坪,妙見堂七坪庫裡十六坪ナリ。

昭和二十三年五月十六日開堂供養ヲ嚴修ス参列寺院約十余ケ寺ナリ。兹ニ為記念ノ記録ス。

(内容例)

11 南無妙法遊華経

近江 建部大明神

第七組

日存聖人
応永二十八年三月

開祖御女尚儀公妙薄尊儀

応永元九月行年三十四

廿

六

日

(注) 十二本木牛市は今はなき昔のことゆえ、資料も殆どなく聞き取りによらざるを得なかった。調査地区としては主として石妻をとり上げた。

おわりに当り聞き取りに協力して下さった遠藤氏,北本氏,田中氏に感謝したい。 参考文献「岩田村誌」,佐藤雄一郎「久世牛市の研究」,藤田晃「妙見講一足守町日近一」

第□章 交通と商業

第1節 交通手段の変遷

E 33-22 井 野 川 徳 代

1 足守馬、大八車、馬車の時代

(1) 足守馬について

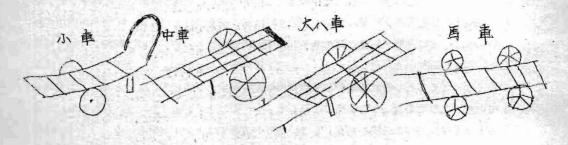
足守馬という呼称は、古老の方々も、ほとんど聞いたことがないとのことであるが、阿曾馬というのは、この地域でまた他の地域でも流行語として大いに用いられた。だが事実足守馬は存在していたのである。封建時代(徳川時代)に、木下蕃の年貢米の一部を、大阪の船屋敷に積み出した。この交通手段として用いられたのが、足守馬だったのである。足守馬という呼称は、足守の人々がそう呼んだのではない。矢掛の宿では、駅馬不足して足守から雇ってきた馬を足守馬と呼んだし、また高松から下の人々が、こう呼称しており、その当時唯一の運送機関であったらしい。

では、当時どんな経路をだどっていったのであろうか。足守を出発点として、みやじ橋、 たのはな、門前をぬけ、今の桜の土手を通って、高松、板倉、庭園の井手から船で大阪の船 屋敷へと運ばれていた。その道中の光景がこれまたみものであったらしい。馬の背には米 3 俵と木下候御用とかいた立札をつけて、何十頭もの馬がものものしく行列を作って往来をね り歩く。馬の側には、馬方が1人ずつついて、掛声勇ましく夜明けのとばりを破って歌を唄 って歩く。その勇ましい声でその周辺の人々は目をさます。それも毎日のことではなくて、 大阪の船屋敷の倉庫が開らいたとき、藩の使者が「足守馬を出せ。」とのむねを伝えてくる のである。足守馬が姿を消したのは、徳川時代が終りを告げると同時であった。 [林長次郎 氏より]

この地方一帯に方言として流行した「阿曾馬」とは一体どんなものだったのであろうか。阿曾馬は往復するという意即も阿曾の岩屋へしらすみる買目の俵を2俵。またはまつ炭,野菜,果実,雑穀を馬の背に積んでゆき,帰りには鍋,釜をつけて帰った。阿曾馬が使用され始めたのは,室町末期からで,明治37,8年頃に隆盛をきわめ,その当時約30頭位往復した。馬をひいていた人足,馬子はいわゆる下層階級の人が多かった。岩屋の鉱石が次第に少なくなってくると,それに比例して阿曾馬の数も減少し,明治末にはほとんどその姿を消していた。この頃の路は今の県道では無くて,今の桜の土手が道であった。むろん橋はなく石をとびとびに並べた飛橋があり,(この地方の方言ではトントン橋という。)「下の渡り場」と言っていた。道路がついたのも直接の原因は阿曾の岩屋へ鉱山ができ,鉱石は岩屋から奥坂百田を通り,西町の下の道から猪之鼻へ出て河を渡り,大井栗井の町へ牛や馬ではこ

ばれていた。猪之鼻の川を渡る時,誤って馬が河に落ち,数回死んだことから橋をかけ道を作ろうという者があり,明治25年の大洪水で橋や道が破壊せられて,その修覆工事をするとき大改革的に今の猪之鼻街道(猪之鼻から栗井へ)が作られたのであった。〔社寅男氏談〕(2)大八車について

大八車が始めて現われたのは、江戸初期で使用しはじめた理由は、真星が天領であってと とで取れる米を倉敷へ運ぶためであったらしい。とのときは7~8台で間に合った。一般に 使用されだしたのは、明治30年頃であり、足守全体では100台を少し上回るほどの必要 度に達した。最初の頃はめずらしく流行の波に乗って持主が非常に多かった。しかも新しい 職業の一つとして,貧民層ばかりでなく,富裕なものも土族も大八車をひいていたというこ とは,足守馬,阿曾馬とは異なる点であろう。大八車はその当時の人々にとっては現在のオ ートバイのような感を抱かせたのではなかろうか。 大八車の 隆盛時代は明治末から大正7~ 8年にかけて足守全体140台もの数にのぼったほどである。その内訳は、大井地区80台 余り,旧足守地区30台,その他の地区30台であった。では取引地域はどこで、どんな品 物を取り引きしていただろうか。主に撫川,庭瀬,妹尾,岡山方面と取引し,これらの地域 に行なったのは、坂などあまりなくて大八車に適した道路であったためであろう。足守から 積み出すものとしては薪炭が大部分であった。この頃大井に北洋花莚同業組合ができていて、 120台もの大八車に原料のイ草を積み、各家に原料を配り、家内工業でもって花莚を作っ ていた。その花莚を買うのが、外国のカーロイツ会社で、この頃から足守における外国との 接触が始まったのだといわれている。薪炭を積んで行き、帰りには妹尾から魚を、岡山から は石灰、肥料、商品を仕入れてきて、この商品をたのんだ人が商売をし、商店を営むように なった。のちには商人が自家用に大八車を置くようになった。大八車をひいていた人は、百 姓、日蜃人、及び専業にしている人で、中でも専業にしている人が多く、生活はその日ぐら しであり、資産は乏しかったが、わりあい安定していた。それは1日に1往復は必ず荷物の 運搬があったからである。との大八車の隆盛時代もすぎ、ようやく下火となりかけた頃(大 正5年)馬車がぐんぐんと大八車に迫ってき、ついには大八車をしのぐほどとなった。



馬車が大八車にとってかわった理由としては、1) 大八車は重心がとりにくく、荷物がころびやすいという難点がある。2) 人の力よりも馬の力の方が大であり、それゆえ多量運搬できる。そうすれば価格も必然的に安くなる。などがあげられる。ここで大八車の図を描いてみよう。というのは大八車と中車とは混同されやすいので念のため描いておく。

貨車が姿を現わし、大八車が姿を消しつつあったとき、貨車に大八車を乗せ、大八車に商品を積んで、10年程運びつづけた車ひきがいた。これは昔のものへの離れがたい何ものかがあり、その人にたのみ品物を仕入れてもらう側にも相通じたものがあって、それと同時に新しいものへの抵抗としての表われであったのだろう。大八車は、現在では農用車として2~3台残っている程度である。

(3) 馬車について

馬車が出現しはじめたのは、大体明治末から大正の始めにかけてで、その頃は6~7台であったらしい。馬車は大正を通じて隆盛を極め、殊に大井、福谷地区に多く、30台はこえていたそうである。取引地域は大八車とほぼ同じで、岡山、庭瀬、撫川に薪炭、木材、肥料、米穀、農産物を出し、岡山方面から商人の荷物即ち雑貨類(塩、砂糖、いり干し)を積んで帰っていた。この地方では、荷馬車はかりで、馬車ひきは日雇人、農民が主で、大八車を以前ひいていた人が馬車ひきになり、大八車と馬車との競合というようなものはなく、時代の流れによりこうなったのだから、やむおえないと思っている人が多い。農業に従事している人が馬車ひきになったというのは、農家ではわらがあるので馬が飼える。馬を飼えばきゅう肥、堆肥が得られる。このように相互に便利な点があったからで、この現象は、大八車ひきには見られないことであろう。当時、上原という人が、馬車ひきであったが、馬車の親方となり、馬車を持ち、ひき子を幾人か、かかえて彼らにひかせていた。彼は、いわゆる資本集積者であったと思われる。大八車の場合には、1人の有力者が資本を出して、大八車を幾台も持つということはなく、これまた馬車出現以後の興味ある点といえよう。現在足守には馬車が2台あり、山から材木を運ぶときに使用される以外には、家の隅にその影をひそめでいる。

2 トラック輸送の開始と展開

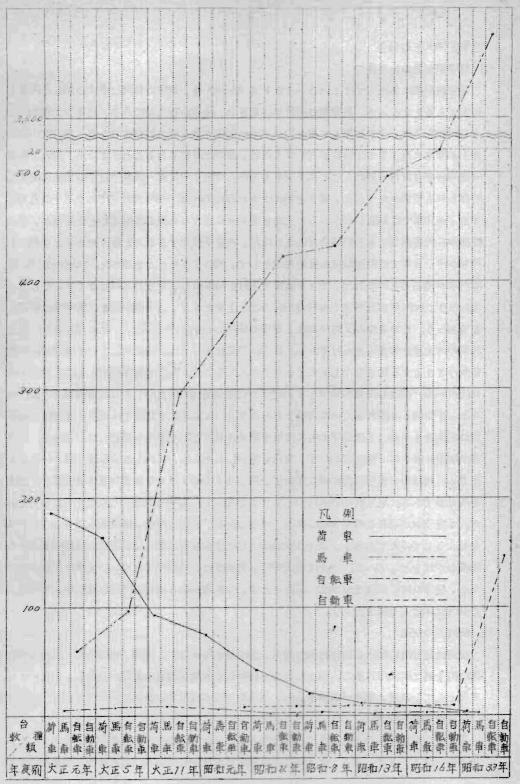
足守におけるトラックの登場は、大正13年であった。当時、馬車の全盛時代で、それというのも、一般に道が狭かったため馬車優先で、トラックは修繕費もかかる。でいただけなかったのである。だが徐々にトラックが羽を伸ばしてくると、馬車ひきの中では、トラックが道路を通るのをじゃまするといったような気分的反抗を示したが、産業の発達や機械の急激を進歩により、こうならざるをえなかったとあきらめている人が多々あったようである。まず華々しく登場したのが、大正13年足守の馬車ひきの匿名組合で作られた"アサヒ自動車会社"であった。この会社は岡山の船着町→大井間を往復していた。トラック台数は7~8台であったらしい。足守からは米麦、薪炭、生果物、竹工品を岡山、井原、府中へと積み出し、岡山方面からは、砂糖、菓子類、電気製品、鮮魚などが入ってきたのである。その後5年程たって、大井

出身の馬車ひき大坪氏により創立され、大井商店街の応援を受けて登場したのが"ユニオン自 動車会社"である。これはきわめて小規模会社で,せいぜい2~3台位にとどまっていた。運 搬物としては,アサヒ自動車と同程度のものを積み,行先もほぼ一致している。アサヒ自動車 会社は、足守にあったが、大井は物資集散地として昔から栄えただけあって、物資が豊富であ り,何かと都合が良いため,会社を移転せざるをえなくなった。ここにアサヒ自動車会社とユ ニオン自動車会社とのお得意先の荷物の争奪戦が展開されるのである。がアサヒ自動車会社の 方が馬車ひきの匿名組合であったので,馬車ひき相互間の連絡がよくついたため,ユニオン会 社を吸収する結果となった。アサヒ自動車会社がユニオン自動車会社を吸収合併して,昭和1 2年"三備運輸株式会社"と改めトラックの台数は12台となった。この三備時代がトラック の全盛といえよう。この会社の取引先は岡山で、岡山中心の経済が行われており、この地方の 必要物資即ち塩、砂糖、菓子、雑貨、電気製品、鮮魚を岡山から購入し、岡山へは、米、麦、 薪炭(神戸,大阪方面へも出荷する。)酒,果物(メロン・もも・ぶどう),蔬菜を出してい た。その後,三備運輸㈱にとって代ったのが,昭和18年4月1日創立し,現在もなおその余 命を保っている県貨物自動車会社(大井に所在する)である。との会社のトラックの台数は3 台その中,岡山,大阪への定期便1日1回と,貸切りが1台である。それも季節によりちがい 秋になると生果物が出廻るため,定期便 1日 2回,臨時便毎日 2台は必らずかかさないそうで ある。取引地域は、妹尾、早島、庭瀬、吉備町、彦崎、岡山市であって、薪炭、竹かど、化学 薬品,吉備被服,原木,米麦,果物(メロン・ブドウ・もも)が主として積み出されている。 岡山方面から定期便でくるものとしては,雑貨,衣類,肥料,セメント,ドカン,やきもの, 魚類,薬品原料,といったたぐいのものである。

トラックの通るルートは福谷→日近→大井→足守→高松→一宮→稲荷→岡山へと一路国道二号線を走るのである。

最近トラックは、如何なる位置に立たされているであろうか。最近では、トラックの大きなのは、あまり必要性がないと言われている。というのは、ブロック区になったため、自家用の自動車で運搬するものが増えたことと、農家の庭先まで資材を運ぶオート三輪が現われたためであろう。三輪は小出しができ、短距離の場合、回転度を早めるという長所がある。だがトラックも築材など運ぶには便利であり、いっぺんに物が運べ、長距離をゆくというところに利点があると思うが、地方としては、金銭的な面と運搬物の量とから三輪の方がトラックよりも優先しつつあるのではないだろうか。(松田富三氏、牧野氏より聞き取り)

第1表は,足守町における諸車台数大正以降現在までの変遷を描いたものである。



(第/表) 足守町における諸車台数の変遷 (現状調査袋より)

3 汽車とバスとの競合

(1) 足守駅創業のいきさつ

足守駅創業にあたっては、いろいろなトラブルがあり、足守の住民は多大の関心と興味を 持たざるをえなかった。足守駅の設計が提案され、高松から大崎に入り、足守の土橋の向と う側に杭を入れ、それに加えて野々□→玉柏→岡山へ出る線が計画されたが、途中牧山のあ たりが非常に難工事で工事費が高くつくため、設計は変更されることとなった。次いで福渡 →建部→宇甘東村→勝尾(ことにトンネルを作る予定)→日近→大井→足守の土橋に交叉し て作られる計画がたてられ、着々と話がすすめられていた。当時大地主であり足守の有力者・ であったH家では鉄道が敷かれると土地を提供せればならぬ破目に陥ることを見抜き、早速 以前から利害関係をもち県議会にいたN氏に、鉄道を敷設することを取りやめるよう相談を 持ちかけ、H家では鉄道敷設の反対理由として、次のようなことを述べた。(1)との足守の町 に汽車が通ることになれば、大きな貨車で木材を積み出し、足守の木材はなくなってしまう であろう。(2)汽車が五平太(当時の石炭のこと)をたくと、黒い煙が出て、米や麦の害にな るであろう。この2つの反対理由は,足守の住民の心を強くとらえ,「これでは困る。」と H家の考え通りになったわけである。 H家の意見にまっこうから反対し、必ず足守の町に駅 を敷けようとする動きを示したのは、足守商人たちであった。その代表者として、峰谷金之 助氏がいる。彼は金融資本家であり、足守の交通が便利になれば、この地の発展は、経済の みならず政治、文化にも大いに影響するだろうという見通しを立てていた。また住民の過半 数の心あるものは,この足守の町に汽車を開通させることを心から歓迎したのである。がH 家は権力と金とにものを言わせて,N氏を後押ししたため,いかんながら足守駅といり名を とどめただけで,足守の町に設置されず,明治37年11月15日高松町に設置され、創業 をみたのである。足守駅設置当時のいきさつを知っている一古老は,こんなことを言ってい た。「足守駅が現在この足守の町にあったとしたら、文化、産業、行政あらゆる面に大変化 をもたらしていたであろう。鉄道の敷設にいさこざがあり、遅らせた地方では必ずあらゆる 面におくれをとっている。例えば西大寺市,児島市はその例にもれない。 H家に先見の明が なく,足守の町に鉄道を敷かなかったことは,今後町が辿る方向を決定してしまっている。」 (長門弘氏よりの聞き取り)

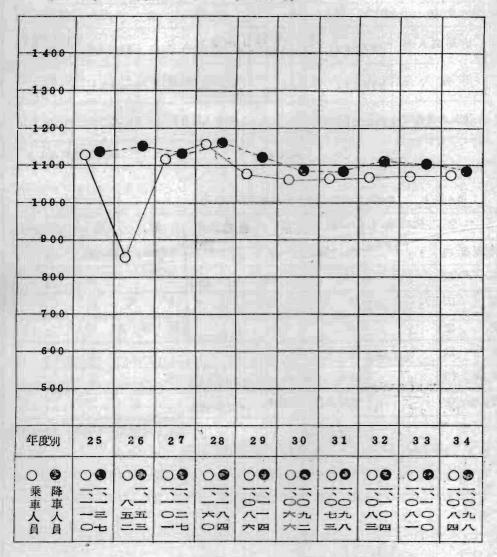
(2) 駅附近の交通

交通は足守川に添い,南は庭瀬方面へ,北は足守町を経て,加茂,賀陽町へ,東は高松町 真金町を経て岡山市に致る。西は総社市を横断して矢掛へ通じる道路が発達し,中鉄バスを 主軸として,井笠,備北バスが乗入れ,近距離旅客の利用者が多い。

(3) 足守駅の運輸概況

第2表から見てもわかるように,乗降客ともに28年度がそのビークを示している。その後30,31,32,33,34年は汽車利用者が減少している。これはバスの利用者が年

(第2表) a 年度別乘降人員 (一日平均)



々増加して、少々汽車より高くても便利がよい方が、また時間の関係から考えても都合がよいので、パスの方に傾いたのであろうと思われる。今後この表から見て予想されることは、 乗降客ともに汽車利用者が減つて、その領域をパスにおかされるのではないだろうか、とい うことである。

1日の乗客の動きが第4表からりかがえる。まず目につくのは,岡山方面へ出かける乗客が一番多く,全体の1/3を占めている。商売人とか買物客,娯楽を求めて行く人などであ

(第3表) 昭和34年度乗降人員

乗	車人	А	降 i	1 人	員
定期外人員	7 0,0 7 2	(1日平均) (191)	定期外人員	7 5,5 2 0	(1日平均) (206)
定期人員	326,521	(892)	定期人員	326,521	(892)
乗車人員合計	3 9 6, 5 9 3		降車人員合計	402,041	

駅勢報告旅客より

(第4表) 1日の乗車券発売から見た乗客の行先

巴 名	発売数量	駅 名	発売数量	駅 名	発売数量
大阪市内	3 (数)	備前一	宮 5 (枚)	木野山,備中川面	(枚) 2
三ノ宮	EAT T	妹	尾 7(4.3%)	兒 島	Top of
岡山	55(34%)	早	島I	大 久 保	1.
中	1	総	社 6	岡南泉田	1
倉 敷	7(4.3%)	備中高	梁 5	小	0 × 124-140
備前三門	1	服部, 東総	社 51(31%)	相 生	2
大安寺	2	備中高松, 吉備	津 9 (5.5%)	計	163

(昭和35年8月25日調)

ろう。次に服部,東総社への乗客が多く,全体の1/3を下回るほどである。これは農家間の 往き来、総社でいつも買物をしているので行きやすいという理由で買物に行く客、また日雇 労務者もいるであろう。東総社について、備中高松、吉備津、倉敷、妹尾方面にそかなり出 かけている。

(第5表) 1日の降車券より見た通動者発駅 (昭和35年通勤状況調)

禄名	山陽本線	丰	i 0	措 級	į.	字》	野線	伯侦	 線	合
八月	超	備前一宮	吉備津	備中高松	東総社	迫川	宇野	総社	備中広瀬	計
通勤者数	(A) 3	2	1301	1	3	1	1	3	1	(人) 15

足守駅 1日の降車人員の内、通勤者の数はこの表から見ると非常に少い。岡山方面へ出ていく通勤者は多いが、足守へ入ってくる通勤者数は極く少い。足守の官公衙、会社、工場などは、その土地の人で十分間に合うのであろう。

ć				昭和 32年度
	兼	度期外		
足中歌	車人	定期	<i></i>	
Max.	員	計		
一吉備線	降車	入員		TO SHEET STATES
懶	京降			
東陷	車ス		1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 6,000 7,000 8,000	7,000 19,000 11,000 12,000 13,000

(管内各駅旅客運輸成機表より)

吉備線全体から足守駅の乗降客利用状況を見ると、吉備線の 5/5 の乗降客にあたる。吉備線の他の駅例えば備中高松は5/4 、総社は 5/6 の利用状況である。吉備線全体の中の足守駅の占める位置は可成り重要である。

b 足守駅輸送物資

主要を発送品としては、7月~10月にかけて、京阪神、東京、北九州方面へ出荷する "もも""メロン""マツタケ"がある。その他かき、ぶどう。また12月下旬になると、 かもちを送るそうである。これらの品物は、ほぶ客車便で貨車に積むほどのものではない。 米麦、白菜は時期的に出廻るもので、1貨車積みにして、大阪、九州方面へ送られる。特に 大阪市場、東京市場で好評を博しているのが'メロン'で量よりも質を重くみている傾向に ある。到着品としては、字部、別子鉱山から肥料が、京阪神から鉱採、名古屋から砂、コークス、広島からビールかす(ぶたの飼料に用いられる)が入ってき、これらは農協へ運ばれる。貨車に荷物を積むには、相当の量でなければ一ぱいにならず、大低客車便で間にあって いる。1日の荷物取扱 数量は22個程度である。

4 バス利用とその将来

(1) 中国鉄道バス会社以前のバス会社の隆替 そもそも足守に自動車会社が発足したのは、大正8年8月のことであり、当時牧野精一氏 が公職についており、この地方で時代の先端をいく人であったので、早くから自動車が必要であることを見抜いていた。そこで個人経営の「高橋自動車株式会社」を設立し、足守駅一大井間に路線をしいた。当時、一般の人々は、「自動車というものは危いそうだ。人力車の方がどれほど安心して乗れるかわからん。」と言っていたという。営業形態としては、乗合バス一台で、せいぜい6~7名乗れる程度の小型であり、時たま交通事故にも見舞われたので、ますます人心から遠ざかる結果となった。更に、人力車の車夫の生活がおびやかされるという理由で、同業者が結束して、反対、抵抗したという。高橋自動車は個人的企業の失敗と以上のべた不利な条件とにより、姿を消し、昭和4年にこれに代ったのが、「松竹自動車株式会社」である。大井一吉備津間の路線を走り、この会社には、乗合バス一台、貸切り一台であり、八人乗りバスで、利用していたのは、主に通動者層であった。その後「松竹自動車会社」は合併されて、「足守自動車会社」となり、足守駅を中心に、福谷、下賀茂、日近の路線に通じ、のち吉川まで延長した。当時乗合バス5~6台で、バス往復回数は7回、1回に5人程度の乗客があったらしい。(松田富三氏より聞き取り)

(2) バス利用の現状

昭和10年頃になると、汽車は政府買収となり、一般業界は不況に陥り、政府は路線を一本化することを要請し、それによって利潤を得ようとした。また中国鉄道株式会社は汽車の買収により、その資本金が残ったため、バス会社へ転向することになった。中鉄バス営業所が足守町に発足したのは、昭和11年10月1日である。中鉄バス営業所は、足守町全域で大井地区唯一つであり、キップ売場は足守駅、大井川、大井営業所の3ヶ所に置いている。バス路線は6本あり、次の表の通りである。

(第7表)

区	間	1日往復回数
1. 大井	一岡山	31回
2. 大井	一倉 敷	2
3. 大井	一総 社	1
4. 大井	- 上高田	5
5. 大井	一吉 川	7
6. 大井	一下質茂	1
7. 大井	一浮 田	10.1927 24.64
8. 大井	一山内	2

この表からみて、1日の往復回数が多い路線ほど利用者が多いのではたいかと予想される。 では現状はどのバス路線が一番利用者が多いか。やはり大井一岡山間である。その理由とし ては、通勤者にとって岡山に対する住宅地としての足守、一般乗客、中でも商売人にとっては物資交流の使のために、また主婦たちは、娯楽を兼ねて岡山に出たついてに衣料品など買って帰り、家庭に何事かある場合も岡山へ出て買物をする。こんなわけで、何かと岡山へ出る機会が多い。利用者が多いと、1日のバス往復回数も増やさればならない。次いで岡山一吉川間にバス利用者が多い。吉川の町では最短距離である岡山と取引をし、商品経済が発達しているが、吉川の町を離れ、僻地に入ると、行商人が岡山からやってきて、日用雑貨、衣類、菓子類を持ち来たって、現金収入の少い農家で米、野菜、生果物と交換する。この僻地では、現在に於ても、いまだ物々交換が行われている。このように、行商人や商売人が主として、この路線を利用しているのである。利用者の少い路線はどれだろうか。それは、大井一浮田間である。これは季節運行つまり浮田温泉を対称とする夏期運行で、夏以外はほとんど利用者がない。

a 乗降客数とその行先

正確な数はわからないが、大体の数を聞き取りしたのを、記してみよう。 乗降客数は1年平均73万人で、1日の乗降客約2,000人である。その内定期 1/3,キップ 2/3で、通勤者数は200名位であるう。 通勤者を地区別に見ると、福谷地区約30名、この地区では動め人は多いが、動め先で下宿又は寝を利用するため通勤者数は少い。 大井地区約100名,足守地区70名である。ことで、1日のキップの売れゆきと利用区間を表にしてむこう。 (第8表)

X	間	発売	区	間	発売	X	間	発売	区間	発売
大井一	岡山	95		足守	(枚)	大井-	掛畑口	(枚)	大井一下高田	(枚)
大井一	一宮	2	大井-	柏尾	5	大井.	一広面	6	大井一新町	21
大井一	真金	1	大井-	- 広石	5	大井一	上智茂	2	大井ー総社	5
大井一	高松	13	大井-	一山内	8	林一	下智茂	1	大井一倉敷	10
大井一	大井川	16	大井-	-吉川	6	大井-	上高田	18	計	2 40

第8表から,大井一岡山間のキップの売れゆきは, $\frac{2}{5}$ を占めている。次いで大井一高松,大井一大井川,大井一足守,大井一上高田,大井一新町間の利用者もかなりの数に昇っている。バス路線のところで述べているので,この表の説明は省略しておこう。

普通定期券は、どの区間で利用度が高くたっているだろうか。大井一大井川がまずあげられる。大井から大井川へ出てくる人よりも、大井川から大井へ通動している人が多いのではないだろうか。足守町の各地区間の移動も相当頻繁なのであろう。次いで大井一岡山、足守一大井川間である。また大井一高松間、山内一足守間、足守一岡山間の定期券の発行もかなりの数になっている。これらのことから、通動者の勤務先がどこに集中しているか

がわかってくる。

将来の,足守において、バスの便がますますよくなると,足守の町は、都会の住宅地として繁栄するであるうと推測される。バスの便が進めば、却って足守住民に汽車を頭から遠 さけ、利用する頻度も汽車とは比較にならなくなるだろう。

第2節 通勤者の実態

旧足守町に於ては、いわゆる兼業農家が多く、一方で農業を営み、他方で勤務している、といったように、2本立てで生計をたてている。だから、足守における通勤者の実態を把握して、位置づけをすることは必要なことであろうと思う。それで旧足守町の通勤者に質問表を配布し、集計した。その結果を次に述べていこう。

1. 旧足守町	人口- 2,7	2	1人	通動者数一	3	8	6人	通勤者数/人口-	1	4	%
上足守	1, 9	2	6	Que to the	2	8	8		1	4	%
下足守	6	2	5			7	3		1	2	%
下土田	1	7	0			2	5	. (9)	1	5	%

※ 回収率 49%

(第9表) 地区别男女通勤者数

	- CORPORATION	H-20		
性别地区	上足守	下足守	上土田	計
男	9 1	38	8 人	137
女	4 2	1 3		5 5
計	1 3 3	5 1	8	192

(第10表) 企業形態から見た地区別通勤者数

企業形	退地	X	上足	守	下足	守	上土田	計
公		務		43人	1	۸,	4人	5 7 A
準	公	務	4 - 14 1	14	SHOW .	3		1 8
大	企	業		1 2	200	4	la, epuleste	16
中	企	業		3 7	2	0	2	5 9
小	企	業	Pres.	2 7	1	4	1	4 2
No. of the	計		1	3 3	5 1		8	192

(第11表) 職種から見た地区別通勤者数

職	種一地	也区	上足守	下足守	上土田	計
管	理	職	6人	3 人	2 人	11
専	門	職	2 1	3	1	2 5
技	術	職	2 5	6		3 1
車	務	職	3 3	1 6	4	5 3
労	務	職	4 2	2 1	1	6 4
そ	Ø	他	6	2		8
	計		1 3 3	5 1	8	192

(第12表) 通勤方法から見た地区別通勤者数

通勤方	法	也区	上足守	下足守	上土田	計
徒	PAS.	步	18人	1 人	1 人	20
自	転	車	4 5	2 4	1	7 0
*		ス	4 1	1 4	3	5 8
汽		車	2 3	1 0	2	3 5
* -	- h	バイ	4	1	1	6
そ	Ø	他	2	1		.3
1 11	計		. 133	5 1	8	192

(第13表) 通勤先所属団体から見た地区別通勤者数

所属因	山体	地	X	上足守	下足守	上土田	計
労	働 組	合目	体	12人	5人	2人	19人
レク	レージ	ョン	训体	1	1	1	3
運	動	団	体	3	1		4
不	加	入	者	1 1 7	4 4	5	1
	i i	i in	Œ	1 3 3	5 1	8	192

(第14表) 家の職業により見た地区別通勤者数

家の戦	業	也区	上足守	下足守	上土田	計
農		業	5 3人	41 ^人	6人	100
商	-	業	2 2	-		2 2
公 務	, 準	公 務	2 1		1-	2 2
会	社	員	1 5	3	1	19
+ -	- Ľ	ス業	5	2	-	7
無		職	9	3		1 2
そ	Ø	他	8	2		1 0
9a 10	計		133	5 1	8	192

第9表から第14表までは、通動者についてのoutlineだけをとらえて、表にした。 次に組合わせ集計により、詳しく調べてみよう。

2. 通勤者の年令別

(1) 男女数

(第15表)

年 合 性 別	男	女	計
16才~30才	72	37人	109人
31才~50才	51	18	69
5 1 才~7 0 才以上	14	_	14
Pt -	137	5 5	192

通勤者は男女をとわず、若い層が 多く、次いで中年層が多い。老令に なるとさすがに女性の通勤者は見ら れない。

(2) 職場での地位より

(第16表)

職場での地位 年令別	業主	重役	部長	課長	係長	主事	事務員	贩売員	労務員	その他	ät
16才~30才	2%	_%	_%	_%	4 %	r ^b	3 1 %	7%	5 8	56	108
31 才~ 5 0 才	2	2	2	4	4	2	16	2	40	26	100
51才~70才以上	-	5	5	15	-	11	32	-	21	11	100

年令の若い通勤者では、表から見て、事務員、労務員が圧倒的に多い。中年層の通勤者でも事務員、労務員が多いが若い層ほどではない。重役、部長、課長の地位につき始めるのが との中年層である。

3. 勤務所在地別による企業形態

岡山市への通勤者は、中小企業C従事している人が割合多く、地元の中小企業よりは給料、

(第17表)

勤務所	企 在地	港形態	公 務	準 公 務	大企業	中企業	小企業	計
岡	山	ची	13 %	15%	15%	25%	32%	100%
足	守	mj	40	14		2 5	21	100
総	社	市	16	9		67	8	100
その	他の	地域	28	28	11	5	28	100

労働条件をどの点から岡山市の方が彼らにとって有利であり、又一方、都市へ就職するという ほこりを持ち得ることができるからであろうか。足守町や総社市に見られぬようを岡山市の大企 業へ就職している人が、わがながらいる。足守町への通勤者は、公務に従事している人が多く、 他地域で公務に従事している人は少い。総社市では、中企業に勤務している人がするよる多く、 総社市への通勤者の半数以上も占めている。それは最近できたファンドリー会社へ足守の通勤 者が吸収されているのである。他地域への通勤者は、公務、準公務、小企業と平均分散して職 場をもち、一つの企業形態に集中してはいない。

4. 通勤者の職種別

(1) 男女数 (第18表)

職種		生 别	男	女
管	理	戦	7 %	2 %
専	門	戦	12	22
技	術	職	20	4
事	務	職	28	25
労	務	職	33	4 3
そ	Ø	他		4
	計		100	100

男女ともに労務職についている人の比率が高く、中でも女性は通勤者の半数近く労務職である。次いで男女ともに事務職に従事している人の割合が比較的目立ち、男性は女性に比べ技術職、女性は、程性に比し専門職(中でも教職に従事している人が大部分である)にかたよっている。

(2) 学歴から (第19表)

学歷 職 種	管理職	専門職	技術職	事務職	労務 職	71
小,中学校卒	4 %	7 %	25%	5%	59%	100%
旧中,新高卒	4	8	11	40	37	100
高專卒	9	63	9	19		100
大 学 卒	17	44	# -	33	6	100